

官報号外

昭和四十七年三月三十一日

○第六十八回 参議院会議録第九号

昭和四十七年三月三十一日(金曜日)

午後七時三十八分開議

○議事日程 第九号

昭和四十七年三月三十一日

午前十時開議

第一 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

第二 関税率法等の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

第三 航空機燃料税法案(内閣提出、衆議院送付)

第四 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、昭和四十七年度一般会計暫定予算

一、昭和四十七年度特別会計暫定予算

一、昭和四十七年度政府関係機関暫定予算

一、日程第一より第四まで

一、地方税法の一部を改正する法律案 (内閣提出)

一、航空機燃料譲与税法案 (内閣提出、衆議院送付)

○議長(河野謙三君) これより会議を開きます。

この際、日程に追加して、

○審査報告書は都合により第十二号末尾によつて国会法第八条により送付する。

右は本院において可決した。

よつて国会法第八条により送付する。

議事日程追加の件 昭和四十七年度一般会計暫定予算外二件

参議院議長 舟田 中
衆議院議長 河野 謙三殿

[審査報告書は都合により第十二号末尾に掲載]

昭和四十七年度政府関係機関暫定予算

右は本院において可決した。

よつて国会法第八条により送付する。

昭和四十七年三月三十日

参議院議長 舟田 中

衆議院議長 河野 謙三殿

[審査報告書は都合により第十二号末尾に掲載]

昭和四十七年三月三十日

参議院議長 舟田 中

では、過年災害の復旧等のため必要な四十七年度所要額のおおむね六分の一を計上しております。

歳入については、税収及び税外収入の四月中の収入見込み額を計上したほか、公債につきまして市中金融の状況等を勘案して、四月中に発行を必要とすると認められる公債の収入見込み額を計上し、また、前年度剩余金の全額を計上しております。

以上の方針により編成された一般会計暫定予算の規模は、歳出総額一兆一千十七億円、歳入総額五千五百六十億円、差し引き五千四百五十七億円の歳出超過と相なっておりますが、国庫の資金繰りにつきましては、必要に応じ五千五百億円を限度として大蔵省証券を発行することとしております。

次に、特別会計、政府関係機関の暫定予算につきましては、一般会計の例に準じて編成されておりますが、法律改正により合併等を予定している特別会計につきましては、現行会計区分により計上しております。

また、国立学校の入学金及び前期分の授業料並びに日本国有鉄道の運賃等につきましては、現行水準で計上することとしております。

これら暫定予算三案は、三月二十八日国会に提出せられ、昨三十日衆議院よりの送付を待つて、本日審議に入りました。

まず、委員会の冒頭、佐藤内閣総理大臣より「昭和四十七年度予算は、御承知のよくな事情により大幅に遅延しており、一ヶ月間に及ぶ暫定予算の審議をお願いする状況に立ち至ったことは、まことに遺憾である。政府としてはこれらの責任を痛感している」旨の発言がありました。引き続

いて水田大蔵大臣から提案理由の説明を聴取し、直ちに佐藤内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し質疑を行ないました。

以下、暫定予算に直接関係のある質疑についてその概要を申し上げます。

また、一般公共事業費については、昭和四十六年度補正後の予算額のおおむね八分の一を計上し、そのワク内において積雪寒冷地の事業その他季節的要因に留意しなければならない事業について特別の配慮を加えております。災害復旧事業について特

二四三

まず、「暫定予算になったことにより景気の回復に相当大きな影響があると思う。その点、政府はどうに考えておられるか」との質疑がございました。これに対し水田大蔵大臣より「一ヶ月の暫定によって相当の制約を受け、景気回復に影響なしとは言えない。しかし、暫定予算において、公共事業、特に積雪寒冷地の公共事業費の手当を十分にしているほか、本予算が成立した際、直ちに公共事業の執行が行なえるよう事務的な準備を急いでいるので、上半期にいままでどおりの目標を達成できると思う」旨の答弁がございました。

次に「今回の暫定予算の歳入に計上された公債金収入一千四百億円は、例年の四月の国債発行額に比べかなり多額である。十二分の一程度に抑え不足分は大蔵省証券でまかなうべきでないか。また、前年度剩余金の全額を歳入に計上して源に充てることにあられており、問題ではないか」との質疑がありました。これに対し水田大蔵大臣並びに政府委員より「暫定予算の公債発行額は四十六年度の発行額の約二割を日途に計上したもので、これは例年の発行比率に基づいています。また、剩余金の受け入れはすでにその金額が確定していること、確定した剩余金はむしろ暫定予算に計上すべきであるとの議論が国会で行なわれ、四十五年度暫定予算においてその措置がとられたものなど考慮して今回も同様の措置をとつたものである」旨の答弁がありました。

(号外) 報告

さらに「暫定予算の編成に関連して、国立学校特別会計の入学金及び授業料収入に十八億円の歳入欠陥が生じることが明らかである。こうした確定期的な歳入不足に対しては当然本予算の修正を行なるべきではないか」との質疑がありました。これに対して水田大蔵大臣より「歳出権限を認める歳出予算と異なり、歳入予算は見積もりであるから、減収が予想されても直ちに修正する必要はない。歳入不足の十八億円は国立学校特別会計の歳入総額の約二%であり、この程度であれば、この特別会計に例年剩余金が出てること、財産処分収入の増もはかられること、さらに歳出面での節約等も考えられることなどから修正する必要が生ずるとは思われない」旨の答弁がありました。

このほか、総理大臣の政治責任の問題、沖縄返還時の恩赦の問題、四十七年度防衛予算の修正に伴う問題、行政改革の推進、郵便貯金担保の庶民金融、物価問題、沖縄返還に伴う諸問題等の質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録によつて御承知を願いたいと存じます。

かくて質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して矢山委員が反対、公明党を代表して鈴木委員が反対、民社党を代表して向井委員が反対、日本共産党を代表して河田委員が反対の旨それぞれ述べられました。討論を終局し、採決の結果、昭和四十七年度暫定予算三案は多數をもつて可決すべきものと決定しました。

以上御報告申上げます。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより三案を一括して採決いたします。三案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よつて、三案は可決されました。(拍手)

○議長(河野謙三君) 日程第一 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院交付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長岡部意一君。

○法務委員長 岡部意一君 本法施行に伴う経費として、昭和四十七年度一般会計予算に四千三百二万五千円が計上されている。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案は、全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十七年三月三十日
参議院議長 河野謙三殿
衆議院議長 船田中
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案は、国会法第八十三条により送付する。

昭和四十七年三月二十一日

参議院議長 河野謙三殿
衆議院議長 船田中

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法(昭和二十六年法律第五十三号)の一部を次のよう改正する。

第一条の表中「五百九人」を「五六八人」に改める。

第二条中「二万六千六十九人」を「二万九千二百人」に、「千四十二人」を「九百九十二人」に改める。

る。

附則

この法律は、昭和四十七年四月一日から施行する。

〔阿部憲一君登壇、拍手〕

○阿部憲一君 ただいま議題となりました裁判所の裁量を認めることで、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に伴う経費として、昭和四十七年度一般会計予算に四千三百二万五千円が計上され

(号外)

3

職員定員法の一部を改正する法律案について、法務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

本法案の要旨は、第一に、地方裁判所における特殊損害賠償事件の適正迅速な処理をはかるため、及び交通関係の業務上過失致死傷事件の増加に対応するために、判事補の員数を九人増加すること、第二に、地方裁判所及び家庭裁判所における事件の適正迅速な処理をはかる等のために、裁判所書記官及び家庭裁判所調査官、裁判所事務官の員数を合計三十一人増加すること等です。

委員会におきましては、交通事件、特殊損害賠償事件の最近における事件数の推移とその総合的な処理対策、広報要員の職務内容及び配置先、裁判の審理期間の短縮目標との対策、裁判官の増員計画、裁判官の再任拒否問題、家庭裁判所調査官制度等について熱心な質疑がありましたが、その詳細は会議録に譲ることにいたします。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、別に発言もなく、採決の結果、本法案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。

一、費用

本法施行に伴う関税の減収見込額は、昭和四十七年度約百二十三億円である。

○議長(河野謙三君) 日程第二 関税定率法等の一部を改正する法律案
日程第三 航空機燃料税法案
(いずれも内閣提出、衆議院送付)

田佳都男君
以上両案を一括して議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長前

政府は、本法施行に当たり、関税政策が有効に機能し得るよう、次の事項について配意すべきである。

一、生活関連物資の関税引下げによる効果が、直

接、消費者価格に反映するよう、関係行政機関

は、緊密な協調をはかりつつ、適切な行政指導

を行なうとともに、輸入品の流通機構の合理化

等について遺憾のないよう措置すること。

二、次期国際ラウンドが発足することとなること

関税定率法等の一部を改正する法律案

関税定率法等の一部を改正する法律案
(関税定率法の一部改正)

第一条 関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項を次のように改める。

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応するため、生活関連物資を中心に関税率の引下げを図る等関税率について所要の改正を行なうこととするほか、関税率表の品目分類に関する調整及び関税の課税価格に関する規定の整備を行なうとともに、関税の减免還付制度等について所要の整備を行なおうとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

一、費用

本法施行に伴う関税の減収見込額は、昭和四十七年度約百二十三億円である。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

関税定率法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

にかんがみ、わが国としても世界貿易の伸長に資するため、関係国内産業の実情にも十分配慮しつつ、関税及び非関税障壁の軽減撤廃に努めるとともに、諸外国に対しても、対日輸入制限措置等の撤廃を強力に働きかけること。

右決議する。

附帯決議

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

昭和四十七年三月三十一日 参議院会議録第九号 関税定率法等の一部を改正する法律案外一件

いもどしを受けるべき國税その他の課徴金を含まない。)とする。

第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

第四条第二項ただし書きを削り、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「前二項」を第二項から前項まで「に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「前項の規定」を「前二項の規定」に改め、「前二項の規定」を「前二項の規定」とする。

め、「又は貨物が輸入港に到着した時から輸入申告等の時までの期間が長期にわたり、その価格が

当該期間中に著しく変動した場合として政令で定める場合¹⁾及び(当該政令で定める場合にあっては、第一号から第四号までに掲げる場合)²⁾を削り、同項第一号中「他の資料」を「当該価格以外の当

該貨物の対価の一部に相当すると認められる支払又は債務についての資料その他の資料」に改め、

同項第二号中「前項」を「第一項」に、「相異」を「相違」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 前二号の場合に該当しない場合 当該貨物又は当該貨物と同種若しくは類似の輸入貨物が本

邦で通常の卸取引の方法（通常卸取引の形態をとらない貨物については、該貨物に係る通常

の取引の方法)により賄賂された価格又は賄賂されたとした場合の価格から開港税その他の諸税金及び輸入港本船渡しから当該取引までの通常の費用(当該取引に係る通常の利潤を含む。)を

控除した金額に、当該貨物と当該同種若しくは類似の輸入貨物との品質、性能等の差異による

価格の相違又は当該貨物の販売条件その他の事情を勘案し、前号の規定に準じて必要な調整を
行ふことを許す。

加えて計算した価格

5 前二項の規定により課税価格を計算する場合において、輸入貨物がその取引の条件

5 前三項の規定により課税価格を計算する場合において、輸入貨物がその取引の条件からみて輸入申告等の時までに変質し、又は損傷したものであると認められるときは、当該貨物の課税価格

は、当該変質又は損傷がなかつたものとした場合にこれらの規定により計算される課税価格から

その変質し、又は損傷したことによる減価に相当する金額を控除した価格によるものとする。

第四条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の場合において、当該貨物の価格の変動については、当該貨物が輸入港に到着した時から

輸入申告等の時までの期間が長期にわたり、かつ、その価格が著しく変動した場合として政令で

定める場合を除き、これを考慮しない」とができるものとする。

第十一条第一項ただし書中「第四条第二項」を「第四条第一項」に改め、「軽減」の下に「数量を課税標準」とする要領に係るものと余く。)を加える。

進とする関税に係るものを除く。」を加える。

第十五条第一項第九号ただし書きを次のようすに改める。

（たゞ、この「自前」は本の「手民」の「自前」（じぜん）の「自前」（じぜん）で、是れ本の「自前」（じぜん）である。）に限る。

第十五条第一項に次の二号を加える。

十
一条の規定に、輸入の登録の月並に相違ないことを条件として開港を許すもの
である貨物で政令で定めるもの

第十七条第四項中「第十七条第三項」を「第十七条第四項」に改め、同項を同条第五項とし、同条中
一項を第四項とし、第二項の次に次の二項を加える。
第一項の規定により閑税の免除を受けた者は、その免除を受けた貨物を同項の期間内に輸出し
ときは、政令で定めるところにより、その旨を税関に届け出なければならない。
第十七条の二第三項中「前条第四項」を「前条第五項」に改め、同条に次の二項を加える。
前条第三項の規定は、第一項の規定により閑税の軽減を受けた者について準用する。
第二十条の二の次に次の二項を加える。
二十二条の三 第十三条第一項、第十五条第一項、第十六条第一項、第十七条第一項、第十八条第一項、
第十九条第一項又は前条第一項の規定により閑税の軽減若しくは免除又は軽減税率の適用を受
けた貨物がその軽減若しくは免除を受け、若しくは軽減税率の適用を受けた用途以外の用途
に供され、又は当該用途以外の用途に供するため譲渡される場合において、当該用途以外の用途
に供し、又は当該用途以外の用途に供するため譲渡しようとする者が、当該用途以外の用途に供
され、又は当該用途以外の用途に供するため譲渡することにつき税關長の承認を受けることを必要
とするときは、当該承認を受けるとともに、その者（当該用途以外の用途に供するため譲渡する場
合にあつては、当該譲渡を受ける者）が、当該貨物を当該用途以外の用途に供することが閑税の
免除又は免除に関する法律の規定（次項において「減免税規定」という。）に定める閑税の軽減又は
免除のための要件を満たすものとして政令で定める場合に該当することにつき、政令で定めると
ころにより税關長の確認を受けたときは、第十三条第七項、第十五条第二項、第十六条第二項、
第十七条第四項、第十八条第三項、第十九条第四項又は前条第三項の規定にかかわらず、これら
の規定により徵収すべき閑税を徵収しない。
前項に規定する税關長の確認を受けた場合には、当該確認を受けた貨物を当該確認の時に当該
確認に係る用途に係る減免税規定の適用を受けて輸入の許可をされた貨物と、当該確認を受けた
貨物を当該減免税規定の適用を受けて当該貨物を輸入した者とみなして、この法律及び閑税法その
他の法律に関する法律を適用する。
別表の目次中「第四類 酪農品、鳥卵及び天然はちみつ」を「第四類 酪農品、鳥卵、天然はちみ
及び他の類に該当しない食用の動物性生産品」に改める。
別表の閑税率表の解釈に関する通則1中「(a)」を「4」に改め、同通則2を同通則2(b)とし、同通則
に(a)として次のように加え、同通則3(b)中「(a)」を「3(a)」に改め、同通則3(c)中「(a)及び(b)」を
(a)及び3(b)に改め、同通則中4を削り、5を4とする。
(2) 各号に記載するいずれかの物品には、その未完成のもので、輸入の際に完成した当該物品

としての重要な特性を有するものを含むものとし、また、完成した当該物品（この規定により完成したものとみなす未完成の当該物品を含む。）で、輸入の際に組み立ててないもの又は分解してあるものを含むものとする。

別表第一類の注を次のように改める。

注 この類には、すべての動物（生きているものに限る。）を含むものとし、次の物品を含まない。

- (a) 第〇三・〇一號の魚並びに第〇三・〇三號の甲殻類及び軟体動物
- (b) 第三〇・〇二號の培養微生物その他の物品
- (c) 第九七・〇八號の動物

別表第二類の注中「第〇五・一五號の動物の血」を「動物の血（第〇五・一五號参照）」に、「豚又は家きんの溶出してない脂肪」を「第〇一・〇五號の物品」に改める。

別表第〇二・〇五號中「溶出してない」を削り、「生鮮」を「溶出し又は溶剤により抽出してないもの、生鮮」に改める。

別表第〇三・〇二號中「乾燥又はくん製のものに限る。」を「又は乾燥のものに限る。」及びくん製の魚（くん製の前に又はくん製の際に加熱による調理をしてあるかどうかを問わない。）に改める。

別表第四類の表題中「及び天然はらみつ」を「天然はらみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品」に改める。

- 四・〇七 食用の動物性生産品（他の号に該当するものを除く。）
 - 一 なまこ、くらげ及びうに
 - 二 あなづばめの巣
 - 三 その他のもの

一〇%
二・五%
一五%

別表第五類の備考を削る。
別表第六類の注1中「かれいしよ、たまねぎ、シャロット及びにんにく（第七類参照）」を「第七類のばれいしよ、たまねぎ、シャロット、にんにくその他の物品」に改める。

別表第七類の注を次のように改める。

- (a) 第〇七・〇一号、第〇七・〇二號及び第〇七・〇三號において野菜には、食用きのい、しょくらん、オリーブ、ケーパー、トマト、かれいしよ、サラダビート、きゅうり、ガーリン、かぼちゃ、なす、あさとうがらし、ういきよ、パセリ、チャーピル、タラゴン、クレス、スイートマージョラム、わさび大根及びにんにくを含む。
- (b) 第〇七・〇四號には、第〇七・〇一号から第〇七・〇三號までの各号に該当するすべての野菜の乾燥のものを含むものとし、次の物品を含まない。
- (c) 乾燥した豆でさやのないもの（第〇七・〇五號参照）

基準表	
一 穀物	二 でん粉の含有率
小麦及びライ麦	三 灰分の含有率
大麦及びはだか	四五%
四五%	一・五%
三%	八〇%
八〇%	五〇〇ミクロンのふるいに通す率
一	五〇〇ミクロンのふるいに通す率

- (b) 粉状にしたあまとろがらし（第〇九・〇四號参照）
- (c) 第〇七・〇五號の乾燥した豆の粉（第一一・〇三號参照）
- (d) ばれいしよの粉、ミール及びフレーク（第一一・〇五號参照）

別表第九類の注1第一文を次のように改める。

第〇九・〇四號から第〇九・一〇號までの物品（a又はbに規定する混合物を含む。）に他の物品を加えて得た混合物のうち、当該各号に該当する物品の重要な特性をとどめている混合物については、その属する号は変わらないものとし、その他の混合物については、この類には含まれず、混合調味料となるものは、第二一・〇四號に属する。

別表第九類の注2中「クベバ（第一二・〇七號参照）」を「第一一・〇七號のクベバその他の物品」に改める。

別表第一類の注中「育児食用又は食餌療法用に熱処理その他 の方法により調製した粉（第一九・〇二號参照）。ただし、単にベーキング用としての性質を改善するために熱処理した粉は、この類に属する。」を「第一九・〇二號の穀粉又はミールの育児食用、食餌療法用又は料理用の調製品」に改め、同注を同注1とし、同注に次のように加え、同類の備考を削る。

2 (a)

この注の基準表の第一欄に掲げる穀物を粉碎その他 の方法により加工した物品のうち、次に掲げる成分の含有率（乾燥状態における含有量の重量比によるものとする。）がいずれも次に掲げる要件に該当する物品は、この類に該当するものとし、その他の物品は、第二三・〇二號に属する。

(b)

でん粉の含有率（エヴァニルスの偏光計法の改良法により求めたものに限る。）この注の基準表の第二欄に掲げる当該穀物に係る率をとること。

(c) 灰分の含有率（鉱物質が添加してあるときは、これを控除して計算するものとする。）この注の基準表の第三欄に掲げる当該穀物に係る率以下である。

(d) (a)の規定によりこの類に該当する物品のうち、三一五ミクロン又は五〇〇ミクロンのふるい（網織物製又は人造織維織物製のものに限る。）に対する通過率（重量比によるものとする。）がこの注の基準表の第四欄又は第五欄に掲げる当該物品に係る穀物に係る率以上である物品は、第一一・〇一号に属するものとし、その他の物品は、第一一・〇二号に属する。

官報(号外)

オート	四五%	五%	八〇%	一
とうもろこし及 びソルガム	四五%	二%		
米	四五%	一・六%	八〇%	
そば	四五%	四%	八〇%	一

別表第一一・〇九号の品名の欄を次のように改める。

小麦グルテン(乾燥したものであるかどうかを問わない。)

別表第一二類の注1中「ココヤシの実(第〇八・〇一号参照)及び第〇八・〇一号のココヤシの実その他の物品」に改照」を「オリーブ(第七類及び第二〇類参照)及びオリーブ(第七類及び第二〇類参照)及び第〇八・〇一号のココヤシの実その他の物品」に改め、同注2を次のように改める。

2 てん菜の種、草の種、観賞用の花の種、野菜の種、森林樹の種、果樹の種、ベーチの種及びルーピンの種は、第一一・〇三号の繁殖用の種とみなす。

(a) 豆(第七類参照)

第九類の香辛料その他の物品

(d) 穀物(第一〇類参照)

第一二・〇一号又は第一二・〇七号に該当する物品

別表第二三類の注中「砂糖」を「しょ糖」に、「しょよう脳(第一九・一三号参照)及びグリシリジン(第二九・四一号参照)」を「第二九・一三号又は第二九・四一号のしょよう脳、グリシリジンその他の物品」に改め、「医薬品」の下に「及び血液型判定用試薬(第三〇・〇五号参照)」を加え、「精油及び

精油(コンクリートのものを含む。)及び」に改める。

別表第一三・〇一号中「姜黃」及び「びんろう子」を削る。

別表第一四類の注1中「製造のみ」を「材料としての用途のみ」に、「(第一部参照)を含まない」を

「を含まないもの」とし、これらの物品は、第一一部に該当するに改める。

別表第一五類の注1中「豚又は家さんの溶出しない脂肪(第〇一・〇五号参照)」を「第〇一・〇五号の豚又は家さんの脂肪」に、「オイルケーキ、オリーブ油かすその他の植物性の油かす(第二

三・〇四号参照)」を「第二三・〇四号の油かす」に改める。

別表第一五・〇一号中「溶出」の下に「又は溶剤抽出」を加える。

別表第一五・〇二号中「溶出してない脂肪」を「脂肪(溶出)又は溶剤により抽出してないものに限

る。」に、「製造した」を「溶出又は溶剤抽出によつて得た」に改める。

別表第一六類の注中「該当する肉」を記載する方法により調製した肉、くず肉に改める。

別表第一六・〇二号及び第一六・〇三号を次のように改める。

一六・〇二 肉又はくず肉のその他の調製品

一 動物の腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片

(單に水煮したものに限る。)

二 その他のもの	(一) 単に水煮した後に乾燥したもの	一五%
	(二) その他のもの	一〇%

一六・〇三 肉エキス、ミートジュース及び魚エキス	一五%

別表第一七類の注1中「化学的に純粹な糖類(しょ糖、グルコース及び乳糖を除く。第二九・四三号参照)」を「第二九・四三号の糖類(化学的に純粹なものに限るものとし、しょ糖、グルコース及び乳糖を除く。)その他の物品」に、「医療用品(第三〇類参照)」を「第三〇類の医薬品その他の物品」に改める。

別表第一八類の注1中「物品」の下に「でココア又はチヨコレートを含有するもの」を加える。

別表第一九類の注1中「医療用品(第三〇類参照)」を「第三〇類の医薬品その他の物品」に改める。

別表第一九・〇二号中「穀粉」の下に「ミール」を加える。

別表第二〇類の注1中「該当する」を「記載する方法により調製した」に改め、同注2を次のように改める。

2 第二〇・〇一号及び第二〇・〇二号において「野菜」とは、第二〇七・〇一号から第二

七・〇五号までの各号に規定する状態において輸入された場合に当該各号に属する物品をいう。

別表第二一類の注1中「第二〇九・一〇号までの物品」を「第二〇九・一〇号までの香辛料その他の物品」に、「医薬品として作られている酵母(第三〇・〇三号参照)」を「第三〇・〇三号の医薬品として作られている酵母その他の物品」に改め、同注に次のように加える。

3 第二一・〇五号において「均質混合調製食料品」とは、育児食用又は食餌療法用の調製品で、基礎的な構成成分(たとえば、肉(くず肉を含む)、魚、野菜及び果実)の二以上から成る混合物を微細に均質化したものといふ。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該混合物に加えた少量の構成成分は、考慮しないものとし、当該調製品に肉、くず肉及び魚以外の構成成分の少量の細片が含有されているかどうかを問わない。

別表第二一・〇五号中「含む。」の下に「並びに均質混合調製食料品」を加える。

別表第二一・〇七号中「二 その他のもの

A 第〇四・〇七号に掲げる物品のもの

B その他のもの

一五% 一五% 一五% 一五% 一五% を

別表第二二類の注1中「及び伝導度水」を「伝導度水その他これらに類する純水」に改める。

別表第二五類の注2中「に該当する医療用品」を「の医薬品その他の物品」に、「調製香料及び化粧品類(第三〇・〇六号参照)」を「第三〇・〇六号の調製香料及び化粧品類」に改め、「第六八・〇一

号、第六八・〇二号又は第六八・〇三号に該当する」を削り、「敷石及びモザイクキーブ」を「及び敷石(第六八・〇一号参照)」、「モザイクキーブ(第六八・〇二号参照)」を「スレート」を「スレート(第六八・〇三号参照)」に改める。

別表第二六類の注1中(e)を(f)とし、同注1(d)中「第七一・一一号に該当する貴金属の溶解くずその他他の物品」を「貴金属の加工くず、溶解くずその他のくず(第七一・一一号参照)」に改め、同注1中(d)を(e)とし、(c)を(d)とし、(b)を(c)とし、(a)を(b)とし、同注1に(a)として次のように加える。

(a) スラグその他工業において生ずるこれに類するくずでマカダムとして調製したもの
(第二五・一七号参照)

別表第二七類の注1中「メタン」の下に「及びプロパン」を加え、「医薬品(第三〇・〇三号参照)」を「第三〇・〇三号に該当する医薬品」に改め、同注1に次のように加え、同注3中「いかんを問わず」の下に「混合不飽和炭化水素から成る物品及び」を加える。

(c) 第三三・〇一号、第三三・〇二号、第三三・〇四号又は第三八・〇七号に該当する

混合不飽和炭化水素

別表第二七類の備考1(c)中「(a)又は(b)に掲げるもの」の下に「及び温度一五度における比重が〇・八三以上で政令で定める試験方法による一〇%残油の残留炭素分の当該残油に対する重量割合が〇・二%以上のもの」を加え、同備考1(d)中「石油又は壓青油の蒸留残油及びこれに他の石油又は壓青油を混合した石油及び壓青油のうち」を削り、「もので」を「石油又は壓青油で」に改める。

別表第二七・〇七号中「物品」を「これに類する物品」に改める。

(+) 撥光油

A 政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算五%留出温度と減失量加算九五%留出温度との温度差が二度以内のもの

(a) 航空機用のもの(アンチノック剤を加えてないものを含む。)

二〇%

円	一キロリットルにつき	三、三七〇
円	一キロリットルにつき	二、一五〇
円	一キロリットルにつき	二、〇二〇
円	一キロリットルにつき	一、五〇
円	一キロリットルにつき	一、三七〇

を

改める。

別表第二八類の注1中「文脈により」を「文脈又はこの類の注により」に改め、同注1に次のように加える。

(e) (a)、(b)、(c)又は(d)に掲げる物品で、識別を容易にするため若しくは保全のための着色料又はアンチダステイング剤をえたもの(特定の用途に適するものを除く。)

別表第二八類の注3中「無機のルミノホア(第三三・〇七号参照)」を「第三三・〇七号に該当する無機のルミノホア」に改め、同注に次のように加える。

8 けい素、セレンその他この類の元素を電子工業用にドープ処理したもののうち、引上げ法により製造したままの形状のもの及びシリンドー状又は棒状のものはこの類に、ディスク状、ウエハー状その他これらに類する形状に切ったものは第三八・一九号にそれぞれ属する。

別表第二八・〇三号中「アントラゼンブラーク、アセチレンブラーク及びランプブラーク」を削る。

別表第二八・〇五号中「アルカリ金属、アルカリ土類金属」を削り、「スカンジウム及び」を「及びスカンジウム(これらの相互の混合物及び合金を含む。)、アルカリ金属、アルカリ土類金属並びに」に改める。

(+) 撥光油

A 低重合度の混合アルキレン

B 政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算五%留出温度と減失量加算九五%留出温度との温度差が二度以内のもの(Aに掲げるものを除く。)

C その他のもの

(a) 航空機用のもの(アンチノック剤を加えてないものを含む。)

(+) 燃油

A 低重合度の混合アルキレン

B その他のもの

(b) その他のもの

円	一キロリットルにつき	三、三七〇
円	一キロリットルにつき	二、一五〇
円	一キロリットルにつき	二、〇二〇
円	一キロリットルにつき	一、五〇
円	一キロリットルにつき	一、三七〇

に

別表第二八・〇六号中「クロルスルホン酸」を「クロロ硫酸」に改める。

別表第二九類の注1中(a)を(b)とし、(b)の次に次のように加える。

(d)

(d) (a), (b), (c), (d), (e)又は(f)に掲げる物品で、識別を容易にするため若しくは保全のための着色料若しくは香気性物質又はアンチダステイキング剤を加えたもの（特定の用

途に適するものを除く。）

別表第二九類の注2中「メタン」の下に「及びプロパン」を加え、「窒素の含有量が乾燥状態において全重量の四五%以下のものに限る。第三二類参照」を「第三一・〇二号及び第三一・〇五号参照」に改め、「包装した染料」の下に「その他の着色料」を加え、同注7中「環式ウレアード」の下に「環式チオウレアード」を加える。

別表第二九・一一号中「酸素官能のアルデヒド」の下に「並びにアルデヒドの環式重合体及びバラホルムアルデヒド」を加える。

別表第二九・一三号中「デヒドロエピアンドロステロン、プレグネノロン」を削る。

別表第二九類第七節の表題中「酸」を「カルボン酸並びにその」に改める。

別表第二九・一四号中「塩基」を「モノカルボン酸」に改める。

別表第二九・一五号中「多塩基」を「ポリカルボン酸」に改める。

別表第二九・一六号中「アルコール酸、アルデヒド酸、ケトン酸、フェノール酸その他の单一又は混成の酸素官能の酸」を「アルコール官能、フェノール官能、アルデヒド官能又はケトン官能のカルボン酸その他の单一又は混成の酸素官能のカルボン酸」に、「アルコール酸及びその誘導体」を「アルコール官能のカルボン酸及びその誘導体」に、「フェノール酸及びその誘導体」を「フェノール官能のカルボン酸及びその誘導体」に改める。

別表第二九・二五号を次のように改める。

二九・二五 カルボキシアミド官能化合物及び炭酸のアミド官能化合物	一一〇%
一 ズルチン	一一〇%
二 ジメチルホルムアミド	一一〇%
三 ジエチルアミノアセト・二・六・キシリジド	一一〇%
四 一・三・ジメチル二・六・ジオキソ・四・アミノ-	一一〇%
五 ホルミルアミノピリミジン	無税

別表第二九・二六号中「イミド官能化合物及びイミン官能化合物」を「カルボキシイミド官能化合物（オルト・スルホ安息香酸イミド及びその塩を含む。）及びイミン官能化合物（ヘキサメチレンテトラミン及びトリメチレントリニトロアミンを含む。）に、「サッカリン」を「オルト・スルホ安息香酸イミド（サッカリン）及びその塩」に改める。

別表第二九・三九号中「使用するもの」の下に「並びにステロイドで主としてホルモンとして使用するもの」を加え、「

五 その他のもの

一一〇%」を

五 デヒドロエピアンドロステロン及びプレグネノロン
一一〇%
六 その他のもの

改める。

別表第三〇類の注2中「含む。第三三一・〇六号参照」を「含むものとし、第三三一・〇六号に該当する。」に、「薬用せつけん（第三四・〇一号参照）」を「第三四・〇一号のせつけんその他の物品で医薬品を加えたもの」に改め、同注3中(a)を(b)とし、(e)を(f)とし、(d)の次に次のように加える。

(e) 血液型判定用試薬

別表第三一類の注1中「窒素の含有量が全重量の四五%以下のものに限る」を「純粹であるかどうかを問わない」に改め、同注4中「りん酸アンモニウムでひ素の含有量が一キログラムにつき六ミリグラム以上のもの」を「りん酸二水素アンモニウム及びりん酸水素二アンモニウム（純粹であるかどうかを問わない。）並びにこれらの混合物」に改め、同注5中「3(A)及び4」を「及び3

(A)」に改める。

別表第三二類の注1中「染料」の下に「その他の着色料」を加える。

別表第三一・〇三号を次のように改める。

三一・〇三
合成有機なめし剤、無機なめし剤、調製したなめし剤
(天然なめし料を含有するかどうかを問わない。)及びなめし前処理用の酵素系調製品（たとえば、酵素、すい臓又はバクテリアから製造したもの）

一 合成有機なめし剤
二 なめし前処理用の酵素系調製品
三 その他のもの

二九・二五 カルボキシアミド官能化合物及び炭酸のアミド官能化合物	一一〇%
一 ズルチン	一一〇%
二 ジメチルホルムアミド	一一〇%
三 ジエチルアミノアセト・二・六・キシリジド	一一〇%
四 一・三・ジメチル二・六・ジオキソ・四・アミノ-	一一〇%
五 ホルミルアミノピリミジン	無税

別表第三一・〇九号中「包装した染料」の下に「その他の着色料」を加える。

別表第三一・一二号中「充てん料」の下に「左官工事用の非耐火性調製上塗り材」を加える。

別表第三三類の注1中「飲料製造用」を「第三一・〇九号の飲料製造用」に改め、「(第二三一・〇九号参照)」を削り、「せつけん」を「せつけんその他の物品」に改め、同注2を次のように改める。

九号を削り、「せつけん」を「せつけんその他の物品」に改め、同注2を次のように改める。

2 第三三一・〇六号には、次の物品を含む。
(a) 調製した室内防臭剤（芳香を付けてあるかどうかを問わない。）
(b) 調製香料、化粧品類又は室内防臭剤としての用途に適する物品のうち、これらの用途に供するため小売用の包装にしたもの（混合してあるかどうかを問わないものとし、第三三一・〇五号の物品を除く。）

別表第三三一・〇六号中
五 その他のもの
一一〇%
四〇%
に改める。

五 その他のもの
一一〇%
室内防臭剤
四〇%
その他のもの

別表第三四類の注2を次のように改める。

2 第三四・〇一号において「せつけん」は、水溶性のせつけんに限るものとし、同号に該当するせつけんその他の物品については、消毒剤、粉状研磨材、充てん料、医薬品その他の物品が加えてあるかどうかを問わない。ただし、粉状研磨材を含有する物品のうち、棒状又はケーキ状のもの及び成形品は第三四・〇一号に属するものとし、その他の形状のものは第三四・〇五号に属する調製みがき粉その他これに類する調製品として取り扱う。

別表第三四・〇一号中「(薬用せつけんを含む。)」を「並びに有機界面活性剤及びその調製品(せつけんと同様の用途に供するもので、棒状又はケーキ状のもの及び成形品に限るものとし、せつけんを含有するかどうかを問わない。)」に改める。

別表第三五類の注を同注1とし、同注に次のように加える。

2 第三五・〇五号において「デキストリン」とは、でん粉分解物で、ぶどう糖として計算した還元糖の含有量が乾燥状態において全重量の一〇%以下のものをいう。
でん粉分解物で、ぶどう糖として計算した還元糖の含有量が乾燥状態において全重量の一〇%をこえるものは、第一七・〇二号に該当する。

別表第三八類の注1中(b)を(c)とし、(a)の次に次のように加える。

(b) 化学品と食用品との混合物で食用品の調製に用いるもの(主として、第二一・〇七号に属する)。

別表第三八類の注2(4)を次のように改める。

(4) ケイ素、セレンその他第二八類の元素を電子工業用にドープ処理し、ディスク状、ウエハー状その他これらに類する形状にしたもの(みがいてあるか、又は均一なエピタキシャル層が作つてあるかどうかを問わない。)

別表第三八・一九号中「一 低重合度の混合アルキレン 一〇%」を「一 なめし

前処理用の調製品

一五%に、「耐火セメント及び耐火モルタル」を「耐火性建設材料」に改め、「チクルガムをもととして製造したものに限るものとし、」を削り、「香料、人造プラスチック又は合成ゴム」を「又は香料」に改める。

別表第三九類の注1中「人造繊維及びその製品(第一部参照)」を「第一一部に該当する紡織用繊維及びその製品」に、「車両又は航空機の部分品(第一七部参照)」を「第一七部に該当する航空機又は車両の部分品」に、「時計及びその部分品」を「時計のケース」に、「家具及びその部分品(第九四類参照)」を「第九四類に該当する家具その他他の物品」に、「がん具、遊戯用具及び運動用具(第九七類参照)」を「第九七類に該当するがん具、遊戯用具、運動用具その他の物品」に改め、「ストリップ(第五一類の注4の規定により第五一・〇二号に属するものを除く。)」に、「特定の形状に切つたもの及びその他の加工をしたもの(除く。)」並びにこれらを正方形又は長方形に切つた製品でさらに加工をしてないもの」を「特定の形状に切つてないもの及び単に正方形又は

長方形に切つたもの(正方形又は長方形に切つたことによりそのまま使用することができる製品になつたものを含む。)に限る。」に改める。

別表第三九・〇七号を次のように改める。

三九・〇七 第三九・〇一号から第三九・〇六号までに掲げる物品の
一 製品
二 その他のもの

一 スプール、リールその他これらに類する巻取用品
二 品の製品

一三〇%
二 その他のもの
一〇%

別表第四〇類の注3中「がん具、遊戯用具及び運動用具(運動用手袋及び第四〇・一号に該当する物品を除く。第九七類参照)」を「第九七類に該当する物品(運動用手袋及び第四〇・一号に該当する物品を除く。)」に改め、同注4中「セレン又はテルル」を削り、「一五度から一〇度」を「一八度から一九度」に、「二時間」を「五分」に、「シスピリソブレン、ポリブタジエン」を「シスピリソブレン(IR)、ポリブタジエン(BR)」に、「GRM」を「CR」に、「GRS」を「SBR」に、「GRN」を「NCR」に、「GRA」を「NBR」に、「GRI」を「IIR」に、「GRP」を「TM」に改め、「変性したもの」の下に、「天然ゴムを解重合したもの及び不飽和の合成物質と飽和の合成高分子の混合物」を加える。

別表第四二類の注1中「第九七類のがん具、遊戯用具及び運動用具」を「第九七類に該当するがん具、遊戯用具、運動用具その他の物品」に改め、同注中2を削り、3を2とする。

別表第四三類の注2中「第九七類のがん具、遊戯用具及び運動用具」を「第九七類に該当するがん具、遊戯用具、運動用具その他の物品」に改める。

別表第四四類の注中2を削り、3を2とし、4を3とし、5を4とする。

別表第四四・〇九号中「チップウッド」の下に「チップ状又は小片状のパルプウッド」を加える。

別表第四四・二二号中「組み立ててないものを含む。」を削る。

別表第四五類の注1中「がん具、遊戯用具及び運動用具(第九七類参照)」を「第九七類に該当するがん具、遊戯用具、運動用具その他の物品」に改める。

別表第一一部の注1中「石綿(第二五・二四号参照)及びその製品(第六八・一三号及び第六八・四号参照)」を「第二五・二四号の石綿及び第六八・一三号又は第六八・一四号の石綿の製品その他の物品」に、「馬具、旅行用具、雜のう、ハンドバックその他の物品」を「紡織用繊維の製品」に、「セルロースウォッディング(第四八類参照)」を「第四八類のセルロースウォッディングその他の物品」に改め、同注3(A)中「絹紡糸又は第五一類の注1(b)に掲げる人造繊維の糸(第五一類の二本以上の單繩糸から製造した糸を含む。)」を「又は絹紡糸」に改め、「第五一類の注1(a)に掲げる」を削り、同注3(B)中「トウ、スライバー及びローピング」を「長繊維のトウ(短繊維製造用のものに限る。)及びよつてない又はより数が一メートルにつき五に満たないマルチファイバーマンドヤーン」に改め、同注4(B)中「織維工業において使用するものに限る。」に卷いたものを「に卷いたもの、織の形状に

巻いたものでしょく機に用いるもののその他の織工業において使用する体裁にしたもの」に改め、同注6中「縫製その他の仕上げ」を「製織により完成したもので、縫製その他の仕上げ」に改める。

別表第五六類の注第一文(c)を次のように改める。
(c) 総重量が一メートルにつき二グラム(一八、〇〇〇デニール)をこえること。

別表第五七・〇三号中「(精紡したものを除く。)並びに黄麻の」を「その他の紡織用製皮織維(他の号に該当するもの及び精紡したものと除く。)並びにその」に改める。

別表第五七・〇六号中「黄麻糸」を「第五七・〇三号の黄麻その他の紡織用製皮織維の糸」に改める。

別表第五七・一〇号中「黄麻織物」を「第五七・〇三号の黄麻その他の紡織用製皮織維の織物」に改める。

別表第五八・〇七号中「シエニールヤーン」の下に「(フロックシャンニールヤーンを含む。)」を加え。

別表第五九類の注2を次のように改める。

2 (A) 第五九・〇八号の紡織用織維の織物類(セルロース誘導体その他の人造プラスチックを塗布し、しみ込ませ、被覆し又は積層したものに限る。)については、一平方メートル当たりの重量を問わないものとし、また、当該人造プラスチックの性状が密であるか、又はフォーム状、スポンジ状若しくは膨張した状態であるかどうかを問わない。

もつとも、第五九・〇八号には、次の物品を含まない。

(B) (a) 塗布し、しみ込ませ又は被覆し又は積層したことの肉眼により判別することができる織物類(通常、第五〇類から第五八類まで又は第六〇類に該当する)。この場合においては、色彩の変化を基準として判別しないものとする。

(b) 温度一五度から三〇度までにおいて、直径が七ミリメートルの円筒に手で巻き付けるとき、き裂を生ずる物品(通常、第三九類に該当する)。

(c) 紡織用織維の織物類を人造プラスチックの中に完全に埋め込んだ物品及び紡織用第五九・一二号には、次の物品を含まない。

(A) (a) 塗布し又はしみ込ませたことを肉眼により判別することができない織物類(通常、第五〇類から第五八類まで又は第六〇類に該当する)。この場合においては、色彩の変化を基準として判別しないものとする。

(b) 絵模様を描いた織物類(劇場用又はスタジオ用の背景幕その他これらに類する物品に用いるものを除く。)

(c) 織維のフロック又はダスト、コルク粉その他これらに類する物品を付けて絵模様を表わした織物類

(d) でん粉その他これに類する物品を用いて通常の仕上げをした織物類

別表第五九・〇四号から第五九・〇六号までの品名の欄中「黄麻製」を「第五七・〇三号に掲げる紡織物」に改める。

織用織維製に改める。

別表第五九・〇八号中「又はしみ込ませた」を「しみ込ませ、被覆し又は積層した」に改める。

別表第六〇類の注2を次のように改め、同注5中「又は被覆した」を「、被覆し又は積層した」に、「又はしみ込ませた」を「、しみ込ませ又は被覆した」に改める。

2 第六〇・〇二号から第六〇・〇六号までの各号には、編物製品及びその部分品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)で、次のいずれかに該当するものを含む。

(a) メリヤス編み又はクロセ編みにより直接特定の形状に編み上げたもの(輸入の際に単一の物品に切断してないものを含む。)

(b) 縫製その他の方法により製品にしたもの

別表第六一類の注5を次のように改める。

5 この類に掲げる物品には、当該物品を作るために特定の形状に切った紡織用織維の織物類(メリヤス編物及びクロセ編物を除く。)を含む。

もつとも、第六一・〇九号には、同号に掲げる物品を作るために特定の形状にしたメリヤス編物及びクロセ編物(輸入の際に単一の物品に切断してないものを含む。)を含む。

別表第六一・〇三号及び第六二・〇四号中「黄麻製」を「第五七・〇三号に掲げる紡織用織維製」に改める。

別表第六八類の注1中「がん具、遊戯用具及び運動用具(第九七類参照)」を「第九七類に該当するがん具、遊戯用具、運動用具その他の物品」に改める。

別表第六八・〇四号中「フレームに取り付けた」を「フレーム付きの」に改める。

別表第六九類の注2中「がん具、遊戯用具及び運動用具(第九七類参照)」を「第九七類に該当するがん具、遊戯用具、運動用具その他の物品」に改める。

別表第七〇類の注3を4とし、2の次に次のように加える。

3 第七〇・二〇号において「ガラスウール」とは、次の物品をいう。

(a) 二酸化けい素の含有量が全重量の六〇%以上の鉱物性ウール

(b) 二酸化けい素の含有量が全重量の六〇%に満たない鉱物性ウールで、酸化カリウム若しくは酸化ナトリウムの含有量が全重量の五%をこえ、又は酸化ほう素の含有量が全重量の二%をこえるもの

(a) 及び(b)に該当しない鉱物性ウールは、第六八・〇七号に該当する。

別表第七〇・一二号中「及びそのブランク」を削る。

別表第一五部の注1中「かさの卑金属製部分品(第六六・〇三号参照)」を「第六六・〇三号のかさの骨その他の物品」に改め、同注3中「合金について」を「合金第七三類の注又は第七四類の注に規定するフェロアロイ及びマスターアロイを除く。」について」に改め、(b)を削り、(c)を(b)とし、

同注3(d)中「(フェロアロイ及びマスターアロイを除く。)」を削り、同注3中(d)を(c)とし、同注3(e)中「不均質な混合物」の下に「(サーメットを除く。)」を加え、同注3中(e)を(d)とし、同注5に次のように加える。

(c) 第八一・〇四号のサーメットは、一の卑金属とみなす。

別表第一五部の備考中「焼結したもので、」の下に「製造後に」を加え、「機械加工」を「加工」に改め、「をいう。」の下に「この場合において、第七四類の注²(b)第二文の規定は、第七五類から第八一類までの非鉄卑金属のワイヤーパー及びビレットについて準用する。」を加える。

別表第七三類の注¹(c)中「適しない鉄合金」の下に「(第七四類の注¹に規定するマスター・アロイを除く。)」を加え、「鉄以外の合金元素の含有量の合計が全重量の九〇% (マンガンを含有し、かつ、けい素を含有しないものにあつては九二%とし、けい素を含有するものにあつては九六%とする。)」を削る。

以下のものを「鉄の含有量が全重量の一〇% (けい素を含有するものにあつては四〇%とし、マンガンを含有し、かつ、けい素を含有しないものにあつては八%とする。)」以上のもの(銅の含有量が全重量の一〇%をこえるものを除く。)に、「モリブデン、ニオブその他の合金元素(銅を除く。)」を削る。

別表第七三・一二号中「ものとし、完成しているか、又は組み立ててあるがどうかを問わない」を削る。

別表第七三・一二号中「機械装置」を「圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置」に、「有しないもの」を「有するものを除くとともに」に改める。

別表第七三・一二号の品名の欄を次のように改める。

— 圧縮ガス用又は液化ガス用の鉄鋼製の容器

別表第七三・三三号中「(これららのブランクを含む。)」を削る。

別表第七三・三七号中「蒸気発生ボイラ」を「ボイラ」に改める。

別表第七四類の注¹中「材料との任意の割合の合金を「合金元素との合金(銅の含有量が全重量の一〇%をこえるものに限る。)」に改め、同注²(b)中「焼結製品で、」の下に「製造後に」を加え、「機械加工」を「加工」に改め、「該当するもの」の下に「(当該加工により他の号に該当する物品の特性を有する)こととなるものを除く。」を加え、同注²(b)に第二文として次のように加える。

もつとも、ワイヤーパー及びビレットで、単に線材、管その他の物品の製造機械への送り込みを容易にする目的のため、その端部にテープ加工その他の加工をしたものは、第七四・〇一号の塊とみなす。

別表第七四・〇九号中「機械装置」を「圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置」に、「有しないもの」を「有するものを除くとともに」に改める。

別表第七六・一一号の品名の欄を次のように改める。

— 圧縮ガス用又は液化ガス用のアルミニウム製の容器

別表第八二類の注¹中「フレームに取り付けた」を「フレーム付きの」に改め、同注²第二文を削る。

別表第八二類の備考を同備考¹とし、同備考に次のように加える。

2 第八二・〇五号において「機械」とは、第八四・四五号、第八四・四六号又は第八四・

四七号の加工機械をいるものとし、第八四・二三号のせん孔用の機械及び第八四類の注⁵の規定により第八四・五九号に属する機械で当該加工機械に類するものを含む。

別表第八三・〇一号中「(完成したかぎりあるかどうかを問わない。)」を削る。

別表第一六部の注¹中「機械用のボビン、スプール、コップ、コーン、コアその他これらに類する巻取用品で第三九類、第四〇類、第四四類、第四八類又は第一五部に該当するもの」を「ボビン、スプール、コップ、コーン、コア、リールその他これらに類する巻取用品(材料を問わない。たとえば、第三九類、第四〇類、第四四類、第四八類又は第一五部に該当する。)」、「第七一・〇三号又は第七一・一五号に該当する天然、合成又は再生の貴石又は半貴石並びに第七一・一五号の製品で全部がこれらの貴石又は半貴石のもの」に改め、同注²中「3」を削り、同注中³及び⁴を削り、⁵を³とし、⁶を⁴とし、同注⁷中「6」を「4」とし、同注中⁷を⁵とする。

別表第八四類の注¹中「又は第八五・〇六号の手持工具及び」の手持工具及び第八五・〇六号の「に改め、「(電動装置を自歛するものに限る。)」を削り、「育す器」の下に「(第八四・二八号参照)」を加え、「第八四・二九号に該当する」を削り、「穀物給温機」の下に「(第八四・二九号参照)」を加え、「第八四・三〇号に該当する」を削り、「浸出機」の下に「(第八四・三〇号参照)」を加え、「で第八四・四〇号に該当するもの」を「(第八四・四〇号参照)」に、「その機能が主たる機能に対して從属的であるもの」を「これが主たる機能でないもの」に、「ミシン」を「袋その他これに類する容器の封口用のミシン」に改め、同注⁴中「注⁵」を「注³」に改め、同注中⁴を⁵とし、³を⁴とし、²の次に次のように加える。

3(A) 第八四・五三号において「自動データ処理機械」とは、次の物品をいう。

- (a) ディジタル自動データ処理機械(処理用プログラム及び処理すべきデータのみならず当該プログラムの作成に用いる所定のプログラム言語を機械語に翻訳するためのプログラムを記憶することができる記憶装置(主記憶装置が、プログラムによる命令の実行に際し呼出しに直接応ずることができ、かつ、一の処理の進行上直接に必要とする処理用プログラム、翻訳プログラム及びデータを記憶するに足りる容量を有するものに限る)を有し、かつ、当該のプログラムに含まれる命令に基づき、処理の進行中において論理判断により自ら命令の実行を変更することができるものをいう。)
- (b) アナログ自動データ処理機械(計算式を模擬したモデルを作ることができるもので、少なくともアナログ演算要素、制御要素及びプログラム要素を有するものを

(c) ハイブリッド自動データ処理機械（デジタル自動データ処理機械でアナログ演算要素を有するもの又はアナログ自動データ処理機械でデジタル演算要素を有するものをいう。）

(d) 自動データ処理機械は、別床の機器から構成されるシステムの形式のものであるかどうかを問わないものとし、次の要件を備えている機器は、当該システムの一部とみなす。（当該機器で単独に輸入するものも第八四・五三号に属する。）

(a) 中央処理装置に直接又は一以上の他の機器を介して接続することができる」と。

(b) 当該システムの一部として特に作つてあり、電源用機器以外の機器にあつては、少なくとも当該システムで使用される形式の符号又は信号によるデータを受け入れ又は送り出すことができる。

別表第八四類の備考2を次のように改める。

2 第八四・五二号の電子式デジタル計算機械には、計算機本体に直接に又は一以上の他の機器を介して接続することができ、かつ、当該計算機本体で使用される形式の符号によるデータを受け入れ又は送り出すことができる補助機械（当該計算機械を構成するものとして特に作つてあるものに限る。）で、当該計算機本体とともに輸入されるものを含む。

別表第八四・〇一号中「除く。」の下に「及び過熱水ボイラー」を加える。

別表第八四・〇二号中「蒸気発生ボイラー用の」を「第八四・〇一号のボイラー用の」に改める。

別表第八四・五一号から第八四・五四号までを次のように改める。

八四・五一 タイプライター（計算機構を有するものを除く。）及び

一 タイプライター
二 チエックライター

八四・五二 計算機及び会計機、金銭登録機、郵便料金計機、切符発行機その他のこれらに類する計算機構を有する機械

一五%
一五%

八四・五三

自動データ処理機械及びこれを構成する機器並びにデータ転記用機械（データをデータ媒体に符号化して転記するものに限る。）、データ処理機械（符号化したデータを処理するものに限る。）及び磁気式又は光学式の読み取り機（他の号に該当するものを除く。）

一 電子式デジタル自動データ処理機械（アナログ演算要素を有するものを含む。）及びこれを構成する機器（電源用機器及びアナログ信号によるデータ

八四・五四	二 その他のもの	
	機、貨幣分類機、貨幣計数包装機、鉛筆削り機、あなあけ機及びと同じ機	一五%
	その他の事務用機器（たとえば、臓写機、あて名印刷機）	一五%
	二号の一に掲げる計算機械を構成する補助機械	一五%
	別表第八五類の注1中「に該当する電球用のガラス製バルブその他の物品」を「のガラス製の物品」に改め、同注に次のように加える。	
八四・五五	「独立の機能を有するものに限るものと。」に改める。	
	別表第八五類の注1中「に該当する電球用のガラス製バルブその他の物品」を「のガラス製の物品」に改め、同注に次のように加える。	
八四・五九	別表第八五・一九号中「原則としてもつぱら他の機械類の部分品として使用されるもの及び」を	
	「印刷回路」とは、浮出し、めつき、エッヂングその他の印刷製版技術又は膜回路技術によつて、導体、接触子、インダクタンス、抵抗器、蓄電器その他の印刷した構成部分（半導体素子その他電気信号の発生、整流、変調又は増幅を行なうことができる素子を除く。）を、絶縁基板上に形成して作った回路（当該構成部分が、あらかじめ定めたパターンに従い相互に接続しているかどうかを問わない。）をい	
八四・六〇	ものは、第八五・二一号に属する。	
	印刷回路には、その印刷工程中に作られた素子以外の素子が結合した回路を含まないものとし、これらの技術によらないで作られた接続用部品が取り付けてあるかどうかを問わない。	
	これらの技術により作られた薄膜回路及び厚膜回路で受動素子及び能動素子から成るものは、第八五・二一号に属する。	
八四・六一	第八五・二一号の次の用語については、それぞれ次に定めるところによる。	
	(A) 「ダイオード、トランジスターその他これらに類する半導体デバイス」とは、その働きが電界の作用に基づく抵抗率の変動によつて行なわれる素子をいう。	
	(B) 「超小形電子回路」とは、次の物品をいう。	
	(a) 超小形組立（超小形化した個別の能動部品又は超小形化した個別の能動部品及び受動部品を組み合わせ、かつ、相互に接続したもので、ファゴットモジュール型、モールデッドモジュール型、マイクロモジュール型その他これらに類する型式のものをいう。）	
	(b) モノリシック集積回路（ドープ処理したかい素その他の半導体材料の内部及び表面に、ダイオード、トランジスター、抵抗器、蓄電器、相互接続その他の回路素子を生成させ、かつ、不可分の状態にした回路をいう。）	
	(c) ハイブリッド集積回路（ガラス製陶磁製その他絶縁材料製の单一の基板上に、受動素子及び能動素子（薄膜技術又は厚膜技術により作られた抵抗器、蓄電器、相接続その他の素子及び半導体技術により作られたダイオード、トランジスター、	

モノリシック集積回路その他の素子に限る。)を実用上不可分の状態に組み合わせた回路をいうものとし、これに超小形化した個別部品を取り付けたものを含む。)この注に規定する物品の所属の決定にあたっては、第八五・二一号は、当該物品の機能からみてこれを含むと解されるこの表の他のいずれの号よりも優先するものとする。

別表第八五・〇八号中「その開閉器」を「開閉器」に改める。

別表第八五・一五号中「蓄音機」を「録音機又は音声再生機」に改める。

別表第八五・一九号中「ターミナル、ターミナルストリップ」を削り、「並びに」の下に「印刷回路」を加える。

別表第八五・一二号中「トランジスターその他これに類する半導体を有する物品並びに圧電気水晶素子」を「圧電気結晶素子、超小形電子回路並びにダイオード、トランジスターその他これらに類する半導体デバイス」に、「トランジスターその他これに類する半導体を有する物品」を「ダイオード、トランジスターその他これらに類する半導体デバイス及び集積回路」に改める。

別表第八五・一二号を次のよう改める。

八五・一二 電気機器（独立の機能を有するものに限るものとし。）

八五・一二一 ホーバークラフトは、次に定めるところにより、これに最も類似するこの部の物品が該当する号に属する。

(a) 軌道走行用のもの（ホーバートレイン）は、第八六類に属する。

(b) 陸上走行用又は水陸走行用のものは、第八七類に属する。

(c) 水上走行用のもの（岸若しくは発着場に着陸することができるか、又は水上を走行することができるかどうかを問わない。）は、第八九類に属する。

ホーバークラフトの部分品及び附属品については、当該ホーバークラフトが第一文の規定により属することとなる号に該当する物品の部分品及び附属品の取扱いの例により、その属する号を定める。

ホーバートレイン用の軌道用装備品は鉄道線路用装備品として、交通管制用機器は鉄道の交通管制用機器としてそれぞれ取り扱う。

別表第八六類の注1中「木製の軌条用まくら木（第四四・〇七号参照）及びコンクリート製の軌条用まくら木及びコンクリート製のホーバートレイン用軌道ブロック（第四四・〇七号及び第六八・一二号参照）」に改める。

別表第八六・〇八号の品名の欄を次のよう改める。

コンテナー（一以上の輸送方式による運送を行なうために特に設計され、かつ、装備されているものに限る。）

別表第八七・〇七号中「その他の作業トラック（工場又は倉庫）を「ストラッドルキャリヤーそ

の他の作業トラック（工場、倉庫、埠頭又は空港）に、「一一〇%」を「一〇%」に改める。

別表第九九類の注を次のように改める。

船体及び未完成の船舶（組み立ててあるか、又は分解してあるかどうかを問わない。）並びに完成船の組み立てないもの又は分解してあるものは、特定の船舶の重要な特性を有しないときは、第八九・〇一号に属する。

別表第九九・〇二号中「引き船」を「曳航用又は押航用の船舶」に改める。

別表第九〇類の注1に次のように加え、同注2を削り、同注3中「及び2」を削り、同注中3を2とし、4を3とし、5を4とし、6を5とし、7を6とする。

（1）スプレー、リールその他これらに類する巻取用品（これを構成する材料に応じ、たとえば、第三九・〇七号又は第一五部に該当する。）

別表第九〇・一〇号中「密着式写真複写機」（フィルム用のスプレー及びリール並びに）を「感光式複写機（光学的機構を有するか、又は着色式のものであるかどうかを問わない。）」、感熱式複写機及び「に改め、同号の二の税率の欄中「二〇%」を「一五%」に改める。

別表第九〇・一九号中「補聴器」の下に「その他器皿の欠損又は不全を補う機器（着用）、携帯し又は人体内に埋めて用いるものに限る。」を加える。

別表第九〇・一八号中「注6(a)」を「注5(a)」に、「注6(b)」を「注5(b)」に、「注6(c)」を「注5(c)」に、「注6(d)」を「注5(d)」に改める。

別表第九〇・一九号中「ひげせんまい」の下に「又は時間間隔を定めることができるなんらかの他の機構」を、「及びプリッジ」の下に「その他の外板があるときは、これを含む。」を加える。

別表第九一・〇七号を次のように改める。

（1）ウオツチムーブメント（ストップウォツチムーブメント）を含むものとし、組み立てたものに限る。）

別表第九一・〇九号中「半製品を含む。」を削る。

別表第九二類の注1中「ラジオ受信機」の下に「又はテレビジョン受像機」を加え、同注1に次のように加え、同注中2を削り、3を2とし、4を3とする。

別表第九一・〇九号中「（半製品を含む。）」を削る。

別表第九一・〇九号中「ラジオ受信機」の下に「又はテレビジョン受像機」を加え、同注1に次のように加え、同注中2を削り、3を2とし、4を3とする。

（2）スプレー、リールその他これらに類する巻取用品（これを構成する材料に応じ、たとえば、第三九・〇七号又は第一五部に該当する。）

別表第九三類の注2を削り、3を2とし、4を3とする。

別表第九三・〇六号中「銑床のブロックとして荒くひいたもの及び」を削る。

別表第九四類の注1中「又は庭園」を、「庭園又は玄関」に改め、「いすその他の」を削り、「石製又は陶磁製の物品」を「物品で、第六八類又は第六九類に該当する石製、陶磁製又はその他の材料製のもの」に改め、同注2中「又は第九四・〇二号に掲げる」すその他の腰掛け並びに第九四・〇二号又は第九四・〇三号に掲げる備付品及び家具には「を」、「第九四・〇二号又は第九四・〇三号に掲げる物品（部分品を除く。）は「に」、「作つてない製品を含まない」を「作つてある場合にのみ、当該各号に含ま

昭和四十七年三月二十一日 参議院会議録第九号 關稅定率法等の一部を改正する法律案外一件

れる」に、「壁に取り付け」を「壁に掛け若しくは取り付け」に、「置くもの」として「を」を「置いて使用するもの」として「に」、「適用しない」を「適用しないものとし、これらの物品は、当該各号に含まれる」に、「食器だな」を「カッパボード」に改め、「たたみ込み式のいすその他の」を削り、同注中3を削り、4を3とする。

別表第九五類の注中「物品(一)を「物品で」に、「有するかどうかを問わない。」を「有するもの」に改め、「分離した」を削り、「部分品で」を「部分品のうち」に改め、「作ったもの」の下に「で単独に輸入されるもの」を加える。

別表第九七類の注中4を削り、5を4とする。

別表の附表(以下「附表」という。)第一号中「六七田五〇錢」を「七三円」に改める。

附表第一号中「一、三〇〇円」を「一、一〇〇円」に、「リットルにつき」、「九〇〇円」を「リットルにつき四、四〇〇円」に、「リットルにつき」、「八〇〇円」に、「C その他のもの

一五〇円 「リットルにつき

一五〇円

第一二一・〇三号、第一二一・〇七号、第二

四号、第一二一・〇八号又は第一二一・〇九

号の(一)の四若しくは二の(二)若

しくは(三)若しくは三

二・〇八号又は第一二一・〇九

号の(一)の四若しくは二の(二)若

しくは(三)若しくは三

附表第五号を次のように改める。

五

次に掲げる物品

(1) 革製ハンドバッグで、一個の課税

価格が物品税の課税最低限の金額

を勘査して政令で定める額をこえ

るもの

貴金属、これを張つた金属、貴

石、半貴石又は真珠を用いた身辺

用細貨類、細工品その他の製品

(理化学用又は工業用のものを除

く)及び貴金属をめつきした身辺

用模造細貨類で、一個又は一組の

三〇〇%

第四一・〇二号の一
又は二の(一)

第一二一・〇四号、第一二一・〇

七号、第一二一・〇八号又は第

二二一・〇九号の(一)の四若しく

は二の(二)若しくは(三)若しくは

二の(二)若しくは(三)若しくは

(関稅法の一部改正)

第二条 關稅法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第四号中「外貿埠頭公團」の下に「若しくは第三十七条第一項(指定保稅地域の指定)の政令

で定める者」を加える。

第三十一条第一項中「保稅展示場」の下に「及び稅關長が貨物の管理の状況その他の事情を勘査し

て取締り上支障がないものとして指定した保稅地域」を加え、同条に次の一項を加える。

3 第一項の指定を受けた保稅地域のうち指定保稅地域及び保稅上屋において同項に規定する貨物

を管理する者は、当該貨物についての帳簿を設け、政令で定める事項を記載しなければならぬ

い。

第三十七条第一項中「外貿埠頭公團」の下に「若しくはこれに準ずるものとして政令で定める者」を

加える。

課稅價格が物品税の課稅最低限の金額を勘査して政令で定める額をこえるもの

さん」、ぞうげ又はべつこうの製品で、一個又は一組の課稅價格が物品税の課稅最低限の金額を勘査して政令で定める額をこえるもの

メカニカルライター(ケミカルライター及び電気式ライターを含むものとし、喫煙用のものに限る。)で、一個の課稅價格が物品税の課稅最低限の金額を勘査して政令で定め

(4) (3)

類するライター(ケミカルライ

ターアンドメートルを含むものとし、一個の課稅價格が物品税の課稅最低限の金額を勘査して政令で定め

(4) (3)

第九五・〇一号の(一)、第九五・〇三号の(一)又は第九五・〇五号の(一)

第九八・一〇号

第三十八条第四項中「貸付けを受けた者」の下に「その他これに準ずるものとして政令で定める者」を加える。

第四十一条の一中「外貿埠頭公團」の下に「又は第三十七条第一項(指定保税地域の指定)の政令で定める者」を、「貸付けを受けた者」の下に「又は第三十八条第四項(指定保税地域の施設の所有者等の義務)の政令で定める者」を加える。

第五十四条中「外国貨物」の下に「第三十二条第二項(貨物の出し入れの届出)の指定を受けた保税倉庫にあつては、同項に規定する貨物」を加える。

第六十条第一項中「経過した日後」を「経過した日以後」に改める。

第六十三条の二第一項中「かかわらず」の下に「当該保税工場に当該特定した原料品を入れ、又は」を加える。

第六十三条第五項中「提出し」を「提示し、その確認を受け」に改め、同条に次の二項を加える。

6 第一項の規定により承認を受けた者は、政令で定めるところにより、前項の規定により確認を受けた運送目録をその承認をした税關長に提出しなければならない。

第九十七条第三項中「取得する者」の下に「(政令で定める者を除く。)」を加える。

第一百五十五条第一項中「又は関税定率法」の下に「その他の税關税に關する法律で政令で定めるもの」を加える。

第一百五十五条第二項中「執行するときは」の下に「大藏省令で定めるところにより」を加える。

第一百五十五条第四号中「又は」の下に「同条第三項(保税上屋等についての記帳義務)若しくは」を加える。

口 覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)第二条(定義)に規定する覚せい剤及び覚せい剤原料

第一百八十八条第三項第一号中ホをへとし、ニをホとし、ハをニとし、ロをハとし、イの次に次のようになる。

第一百八十八条第三項第一号中ホをへとし、ニをホとし、ハをニとし、ロをハとし、イの次に次のようになる。

口 覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)第二条(定義)に規定する覚せい剤及び覚せい剤原料

第一百八十九条第六項中「当該犯罪に係る貨物の領置又は差押えがされない場合」を「第九十七条第三項(遺失物等に係る國稅の徵收)又は第一百三十四条第四項から第六項まで(領置物件等に係る國稅の徵收)の規定の適用がない場合」に改める。

第一百三十四条第四項中「返還を受けるべき者」の下に「(國稅が納付されていないことを知らないでこれらを所持することとなつたと認められる者を除く。以下この条において同じ。)」を加える。

(關稅暫定措置法の一部改正)

第三条 關稅暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第一条から第五条までの規定中「昭和四十七年三月三十一日」を「昭和五十年三月三十一日」に改める。

第六条 關稅暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

(農林漁業用重油の免稅)

重が〇・八三以上で引火点が温度百三十度以下のもの(本邦に到着した時においてこれらの性質

を有するものに限る。)で、農林漁業の用に供されるものについては、昭和四十八年三月三十一日までにおいて政令で定める日の前日までに輸入されるものに限り、政令で定めるところにより、その國稅を免除する。

第七条第一項中「昭和四十七年三月三十一日」を「昭和四十九年三月三十一日」に改め、同条第四項中「同号の(一)のBの(b)」を「同号の(一)のCの(b)」に、「又は同表第二七・一一号に掲げる石油ガス(以下「石油ガス」という。)」を「同表第二七・一一号に掲げる石油ガス(以下「石油ガス」といいう。)」又は同表第二七・一四号の一に掲げる石油アスファルト(以下「石油アスファルト」という。)」に、「昭和四十七年三月三十一日」を「昭和四十九年三月三十一日」に、「又は石油ガス」を「石油ガス又は石油アスファルト」に改め、同条第五項中「又は石油ガス」を「石油ガス又は石油アスファルト」に改める。

第七条の二第一項及び第二項中「昭和四十七年三月三十一日」を「昭和四十九年三月三十一日」に改め、同条第三項中「(以下特別ガス事業者)」の下に「昭和四十九年三月三十一日までに」としてを加え、「昭和四十七年三月三十一日までに」及び「昭和四十六年四月一日から昭和四十七年三月三十一日まで(以下「昭和四十六年度」という。)において」を削り、「購入し」を「購入する場合において、毎年四月一日から翌年三月三十一日までの間における」に、「場合には」を「ときには」に改め、「その原料として」の下に「当該期間内において」を加える。

第七条の三中「昭和四十七年三月三十一日」を「昭和四十九年三月三十一日」に改め、同条第三項中「石油ガス」の下に「石油アスファルト」を加え、「第二七・一〇号の(一)」を「第二七・一〇号の(一)のB」に、「昭和四十七年三月三十一日」を「昭和四十九年三月三十一日」に改める。

第七条の五第一項中「昭和四十六年度において」を「昭和四十九年三月三十一日までにおいて」に、「アンチノック剤をえたもの」を「自動車用燃料としての性状を有するもの」に改め、「同年度において」を削り、「当該特別精製業者が」の下に「毎年四月一日から翌年二月三十一日までの間ににおいて」を、「國稅を」の下に「当該期間に係る」を加える。

第七条の六第一項中「昭和四十七年三月三十一日」を「昭和五十年三月三十一日」に改め、同項の表第七条の七第一項中「昭和四十七年三月三十一日」を「昭和五十年三月三十一日」に改め、同項の表第八四・〇六号の二の項の前に次のように加える。

第七四・〇七号の一 繼目なし黃銅管

第七条の七第一項の表第八四・五五号の項中「コアメモリスタック」を「コアメモリスタック及びワイヤメモリスタック」に改め、同表第八四・六二号の二の項の次に次のように加える。

第七条の七第一項の表第八五・一八号の項中「可變式空氣蓄電器」を「可變式蓄電器」に改め、同表第八五・二一号の一の項中「受信用真空管(ST管を除く。)」の下に「及び陰極線管」を加え、同表第八五・二三号の三の項の次に次のように加える。

第八五・〇一号の三の(一) パルス変成器、中間周波変成器及び高周波変成器

第七条の七第一項の表第八五・一八号の項中「可變式空氣蓄電器」を「可變式蓄電器」に改め、同表第八五・二一号の一の項中「受信用真空管(ST管を除く。)」の下に「及び陰極線管」を加え、同表第八五・二三号の三の項の次に次のように加える。

第八五・二八号 電磁遲延線

第八条第一項中「昭和四十七年三月三十一日」を「昭和四十八年三月三十一日」に改め、同条第三項及び第四項を削る。

第八条の二第一項第二号中「前条第三項の税率の定めがあるときは、当該税率」を削る。

第九条の五第一項中「若しくは同法第八条第三項の税率」を削る。

第九条中(第一項又は第四条の規定により國稅の免除を受けた物品については、政令で定めるところにより税關長が承認する用途を含む。)を削る。

第十条の二を次のように改める。

(国稅の輕減、免除等を受けた物品の転用)

第十条の二(国稅定率法第二十条の三(国稅の輕減、免除等を受けた物品の転用))の規定は、第二条から第六条まで、第七条第一項、第七条の二第一項、第七条の三、第七条の四第一項、第七条の六第一項若しくは第七条の八第一項の規定により國稅の輕減若しくは免除を受け、又は第八条第二項の輕減税率の適用を受けた物品が、その輕減若しくは免除を受け、若しくは輕減税率の適用を受けた用途以外の用途に供され、又はこれらの用途以外の用途に供するため譲渡される場合について準用する。

別表第一第一〇一・〇二号中「で、政令で定める日から昭和四八年三月三一日までに輸入されるもの」を削る。

(1) 牛(生きているものに限る。)のうち

水牛以外のもの(改良増殖用に供するものである旨が政令で定めるところにより証明されたものを除く。)

(1) 一頭当たりの重量が三〇〇キログラム以下のもの

(i)

肉用として肥育される牛について、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、國際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの

(ii) その他のもの

(2) その他のもの

無税
一頭につき四五、
〇〇〇円
一頭につき七五、
〇〇〇円

別表第一第一〇一・〇二号中「(羽毛、内臓、頭又は脚がついているかどうかを問わないものとし、当該基準輸入価格を〇・七五で除して得た額と課税価格との差額)」を削り、「一五%」を「一〇%」に改める。

別表第一第一〇一・〇四号及び第一〇一・〇六号を次のように改める。

無税
一
二 ハム及びベーコン

内及び食用のくず肉(塩蔵、塩水づけ、乾燥又はくん製のものに限るものとし、くず肉にあつては、家きんの肝臓を除く。)

別表第一第一〇一・〇三号中「で、政令で定める日から昭和四八年三月三一日までに輸入されるもの」を削る。

別表第一第一〇一・〇一号を次のように改める。

第一〇一・〇一 肉及び食用のくず肉(第一〇一・〇一号、第一〇一・〇二号、第一〇一・〇三号、第一〇一・〇四号に該当する動物のもので、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。)

二 豚の肉及びくず肉のうち

(1) 枝肉のうち
(i) はく皮していないもの(課税価格が一キログラムにつき、はく皮したもの(課税価格が一キログラムに一キログラムにつき、はく皮した枝肉に係る基準輸入価格を一・一で除して得た額以下のものに限る。))

はく皮していないもの(課税価格が一キログラムにつき、はく皮した枝肉に係る基準輸入価格を一・一で除して得た額以下のものに限る。)

一キログラムにつき、当該基準輸入価格と課税価格との差額

の差額

(ii) はく皮していないもの(課税価格が一キログラムにつき、はく皮した枝肉に係る基準輸入価格を〇・八五で除して得た額以下のものに限る。)

はく皮していないもの(課税価格が一キログラムにつき、当該基準輸入価格と課税価格との差額)

一キログラムにつき、当該基準輸入価格と課税価格との差額

一キログラムにつき、当該基準輸入価格を〇・七五で除して得た額と課税価格との差額

一キログラムにつき、当該基準輸入価格と課税価格との差額

別表第一第一〇四・〇四号中「一〇%」を「無税」に改め、同号の次に次の一号を加える。		き、当該基準輸入 価格に一・五を乗 じて得た額と課税 価格に〇・六を乗 じて得た額との差 額
二 その他のものうち 全卵粉以外のもの	(1) その他もののうち 全卵粉以外のもの	一〇%
二 その他のものうち 全卵粉以外のもの	(2) その他のもの 全卵粉以外のもの	一〇%
二 その他のものうち 全卵粉以外のもの	(1) 豚の肉及びくず肉 課税価格が一キログラムにつき、はく 皮した枝肉に係る基準輸入価格に七分 の一五を乗じて得た額以下のもの	一キログラムにつ き、当該基準輸入 価格に一・五を乗 じて得た額と課税 価格に〇・六を乗 じて得た額との差 額
二 その他のものうち 全卵粉以外のもの	(2) 牛の肉及びくず肉 課税価格が一キログラムにつ き一九〇円	一キログラムにつ き一九〇円
二 その他のものうち 全卵粉以外のもの	別表第一第一〇三・〇一二号中「乾燥又はくん製のものに限る。」を「又は乾燥のものに限る。(及び くん製の魚(くん製の前に又はくん製の際に加熱による調理をしてあるかどうかを問わない。)」に改 め。別表第一第一〇四・〇四号中「一〇%」を「無税」に改め、同号の次に次の一号を加える。 ○四・〇五	別表第一第一〇三・〇一二号中「乾燥又はくん製のものに限る。」を「又は乾燥のものに限る。(及び くん製の魚(くん製の前に又はくん製の際に加熱による調理をしてあるかどうかを問わない。)」に改 め。

別表第一第〇八・〇五号中〔	甘扁桃仁及びヘーゼルナット	一〇%	一キログラムにつき六円一〇錢との差額
○七・〇一	野菜(生鮮又は冷蔵のものに限る。)のうち		
	(1) たまねぎ		
	(2) 課税価格が一キログラムにつき五一円以下のもの		
○八・〇一	■ 課税価格が一キログラムにつき五六円一〇錢以下のもの		
	(1) トマト	無税	
	(2) その他もののうちばれいしょ及びトマト以外のもの	五%	
○八・〇二	■ 課税価格が一キログラムにつき五六円一〇錢をこえるもの		
	なつめやしの実、バナナ、ココヤシの実、ブラジルナッツ、カシニーナット、バイナップル、アボカドー、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン(生鮮又は乾燥のものに限るものとし、穀を除いてあるかどうかを問わない。)		
	一 バナナ		
	(一) 生鮮のもの		
	(1) 每年四月一日から同年九月三〇日までに輸入されるもの		
	(2) 每年一〇月一日から翌年三月三一日までに輸入されるもの		
	(二) 干しバナナ		
	三 なつめやしの実		
	四 その他のもののうち		
	カシニーナット以外のもの		
○八・〇二	かんきつ類の果実(生鮮又は乾燥のものに限る。)		
	(1) 每年六月一日から同年一月三〇日までに輸入されるもの	六〇%	
	(2) 每年一二月一日から翌年五月三一日までに輸入されるもの	一〇%	
		無税	
		一〇%	
		四〇%	

官報(号外)

(1) 甘扁桃仁	一バナナ	九% に改める。
(2) ヘーゼルナット	一〇%	一バナナ 昭和四八年三月三一日までに輸入されるもの
(1) 毎年四月一日から同年九月三〇日まで	四〇%	別表第一第一〇八・一一号中 日までに輸入されるもの
(2) 每年一〇月一日から翌年三月三一日までに輸入されるもの	六〇%	別表第一第一〇八・一二号中「のうち」及び「干しがき以外のもの」を削る。
年に輸入されるもの	四〇%	別表第一第一〇八・一二号の次に次の二号を加える。
(1) 每年四月一日から同年九月三〇日まで	六〇%	別表第一第一〇八・一二号(「いつてあるか、又はカフェインを除いてあるかどうかを問わない。」)、コーヒー豆の殻及び皮並びに
年に輸入されるもの	四〇%	コーヒーを含有するコーヒー代用物
(2) 每年一〇月一日から翌年三月三一日まで	六〇%	コーヒー
年に輸入されるもの	四〇%	その他のもの
別表第一第一〇九・一二号を次のよう改める。	五% を	茶
一 紅茶	三〇% 五%	別表第一第一五・〇七号を次のよう改める。
(一) 小売容器入りのもの	三〇% 五%	一五・〇七 牛、羊又はやきの脂肪(溶出し又は溶剤により抽出して得た牛脂、羊脂及びやき脂(フルミエジユスを含む。)ないものに限る。)並びにこれから溶出し又は溶剤抽出によ
(二) その他のもの	三〇% 五%	別表第一第一五・〇七号を次のよう改める。
別表第一第一〇九・一二号の次に次の二号を加える。	五% を	一五・〇一 牛脂
一 ライ麦	一〇% 五%	二 その他
別表第一第一〇・〇一号の次に次の二号を加える。	五% を	一 大豆油
一 その他	一〇% 五%	二 その他
別表第一第一〇・〇一号中「で、昭和四八年三月三一日までに輸入されるもの」を削る。	五% を	一 酸油が〇・六をこえるもの
別表第一第一〇・〇五号中「で、昭和四八年三月三一日までに輸入されるもの」を削る。	五% を	二 落花生油
別表第一第一二・〇一号中「一キログラムに」、「一キログラムに及び」、「つき一円四〇銭」、「つき四円」、「無税」に改め、同号の次に次の二号を加える。	五% を	三 菜種油及びからし種油
一一・〇三 繁殖用の種、果実及び胞子	四 ひまわり油	四 酸油が〇・六をこえるもの
四 その他	五 級美油のうち	五 その他

酸価が○・六をこえるもの

八 パーム油及びパーム核油

一二 カメリヤ油

一三 漆ろう及びはぜろう

一四 その他のもの

(+) 酸価が○・六をこえるもの

(+) その他のもの

(+) その他のもの

(+) その他のもの

別表第一第一六・〇五号中「二 その他のもの

別表第一第一六・〇二号を削る。

二 その他のも

(1) えび(單に水煮した後に乾燥したものに限る。)

(2) その他のもの

改め、同号の次に次の一号を加える。

一七・〇一 てん菜糖及び甘しや糖(固体のものに限る。)

一 氷砂糖、角砂糖、棒砂糖その他これらに類するも

の

政令で定める日から昭和四八年三月三一日まで

に輸入されるもの

政令で定める日から昭和四八年三月三一日ま

に輸入されるもの

二 その他のも

(+) その他のもの

政令で定める日から昭和四八年三月三一日ま

に輸入されるもの

政令で定める日から昭和四八年三月三一日ま

に輸入されるもの

別表第一第一九・〇二号中「穀粉」の下に「ミール」を加える。

別表第一第二〇・〇二号中「グリーンピース」を「豆(きや付きのものを除く。)」に改める。

ト、ミックスドフルーツ、フルーツサラダ並びにフルーツカクテルに改め、同号の次に次の一号を加える。

一一・〇三 マスターード粉及び調製したマスター

一 小売容器入りのもの

二 その他のもの

別表第一第一三一・〇三号中

一一〇%

一一五%

B その他のもの

A

(+) ブランデー(コニャックを含む。)

A アルコール分が五〇度以上のもの(容量が二

リットルに満たない容器に入れたものを除

五一〇円
一リットルにつき四五〇円
一リットルにつき

加える。

二二一・〇五

ぶどう酒(生鮮のぶどうから製造したものに限る。)及び
ぶどう搾汁でアルコール添加により発酵を止めたもの

二 その他のもののうち

容量が一五〇リットルをこえる容器に入れたもの

一リットルにつき
一一〇〇円

無税

別表第一第二二一・〇七号の次に次の一号を加える。

二二一・〇八 エチルアルコール(変性してないものでアルコール分が八〇度以上のものに限る。)及び変性アルコール(アル

コール分のいかんを問わない。)

二 その他のもののうち

アルコール飲料の原料アルコールの製造用のも

の(連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。以下この号において「酒類用粗留アル

コール」といふ。)のうち、当該酒類用粗留アル

コール及び第二二一・〇九号の一の四の(1)のエチ

ルアルコール及び蒸留酒について、当該年度に

におけるかんしよその他のアルコール製造用原料

品の需給その他の条件を勘案して政令で定める

数量(同号の一の四において「共通の限度数量」という。)以内のもの

別表第一第二三一・〇九号を次のよう改める。

二二一・〇九 エチルアルコール(変性してないものでアルコール分が八〇度に満たないものに限る。)及び蒸留酒、リキュール

その他のアルコール飲料並びに飲料製造用の調製品(いわゆる濃縮エキス)でアルコールを含有するもの

一 エチルアルコール及び蒸留酒

(+) ウイスキー

A アルコール分が五〇度以上のもの(容量が二

リットルに満たない容器に入れたものを除

く。)

五一〇円
一リットルにつき四五〇円
一リットルにつき

く。

一リットルにつき
五五〇円

(四) その他のもののうち

- (1) アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る）で、共通の限度数量以内のもの
- (2) その他のもののうちエチルアルコール及びラム以外のもの

二 リキニールその他のアルコール飲料（蒸留酒を除く。）

(三) その他のもの

四〇% 無税

一一〇円 一リットルにつき

別表第一第二三・〇一号中「で、政令で定める日（(1)において「指定日」といふ。）から昭和四八年三月三一日までに輸入されるもの」及び「（指定日の属する年度にあつては、指定日から当該年度の末日まで）」を削り、同号の次に次の一号を加える。

二三・〇四 オイルケーキその他の植物性の油かす（油さいを除く。）

無税

別表第一第二三・〇七号及び第二五・〇二号を次のように改める。

二三・〇七 甘味を付けた飼料その他の調製飼料及び飼料用調製品

- (1) 課税価格が一キログラムにつき七〇円をこえるもの（小充電器入りのもの（氣密容器入りのものを除く。）に限るものとし、乳糖の含有量が全重量の一〇%以上のもの及び粗たんぱく質の含有量が全重量の三五%以上のものを除く。）

(2) その他のもののうち

「指定日」という。（から昭和四八年三月三一日までに輸入されるもののうち

- (1) 乳糖の含有量が全重量の一〇%以上のもの

1 ホワイトヴィール用子牛の育成に使用されるもので、指定日から昭和四八年三月三一日までにおける国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、國際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの

(2) その他のもの（うち

（i）乳糖の含有量が全重量の一〇%以上のものでに輸入されるもの）

（ii）課税価格が一トンにつき四、七〇〇円以下のもの

一キログラムにつき、七〇円に重量比による乳糖の含

(iii) その他のもののうち気密容器入りのもの（容器とともに一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る）、関税定率法別表第一二・一〇号又は第二三・〇三号に掲げる物品をもととしたもの（ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のものに限る）及びフィッシュソリュブル以外のもの

有率が一〇%をとることによる額

一六一 円をえた額

一トントリムにつき
一五% 無税

一一五・〇一 硫化鉄鉱（焼いてないものに限る。）のうち

当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、國際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの

（1）課税価格が一トンにつき四、七〇〇円以下のもの

(2) その他のもののうち

一キログラムにつき六〇円 一五%

一トントリムにつき
一五% 無税

（i）課税価格が一トンにつき四、七〇〇円から課税価格を控除した額の半額及び一、七〇〇円

（ii）課税価格が一トントリムにつき、課税価格と六、四〇〇円以下のもの

〇円との差額

別表第一第二五・〇二号の次に次の二号を加える。

二五・〇三 いおう(昇華いおう、沈降いおう及びコロイドいおうを除く)。

政令で定める日から昭和四八年三月三一日までに輸入されるもの

別表第一第二五・〇四号を次のように改める。

二五・〇四 天然黒鉛

一 全重量の七五%以上のものが政令で定める規格による一〇五ミクロンのあるいを通過するもの

二 その他のもののうち

(1) 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの

(2) その他のもののうち

(i) 課税価格が一キログラムにつき七円以下のもの

(ii) 課税価格が一キログラムにつき七円をこえ、九円一〇銭以下のもの

一トントリック四、〇〇〇円	一一一%	一〇〇〇円	一一一%

況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの

内のもの

その他のもの

(2) その他のもの

内のあるもの

別表第一第二六・〇一号の次に次の二号を加える。
二七・〇七 高温コールタールの蒸留物及びこの類の注²に規定するこれに類する物品

二 その他のもの

(1) その他のもの

A 石炭酸の含有量が水分を除いた全重量の八〇%をこえるもの

B 石炭酸の含有量が水分を除いた全重量の五〇%をこえ、八〇%以下のもの

一一一五 %

一一一五 %

二七・〇九 石油及び歴青油(原油に限る)
昭和四九年三月三一日までに輸入されるもの

(1) 低いおう原油(いおう分の含有量が全重量の一%以下のものに限る)のうち製油の原料として使用されるもの

一一一五 %

(2) その他のもの

石油及び歴青油(原油に限る)

一一一五 %

一キログラムにつき一〇〇円	一一一〇 %	一キログラムにつき一〇〇円	一一一〇 %

一キログラムにつき一〇〇円	一一一〇 %	一キログラムにつき一〇〇円	一一一〇 %

一キログラムにつき一〇〇円	一一一〇 %	一キログラムにつき一〇〇円	一一一〇 %

二七・一〇

石油及び歴青油(原油を除く)並びに石油又は歴青油の調製品(調製品にあつては、石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分をなすものに限るものとし、他の号に該当するものを除く。)

一 石油及び歴青油(石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五%に満たないものを含む。)

(1) 挥発油

A 低重合度の混合アルキレンのうち

B 政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算五%留出温度と減失量加算九五%留出温度との温度差が二度以内のもの(Aに掲げるもの)を除く。

C その他のもの

一キログラムにつき一〇〇円	一一一〇 %	一キログラムにつき一〇〇円	一一一〇 %

無税

(b) その他のもののうち
政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの、アンモニアの製造に使用するもの及びガス事業法第二条第二項に規定する一般ガス事業者がガスの製造に使用するもの

重油及び粗油で製油の原料として使用されるもの以外のもの（農林漁業の用に供されるものを除く。）について、指定日から昭和四八年三月三一日までに

一キロリットルにつき一・二五円

□ 燃油

B その他のもの

四 重油及び粗油

A 温度一五度における比重が〇・九〇三七以下

のもの

(1) 製油の原料として使用されるもの（これら

の物品を原料とする製油が國税法第五十六条第一項（保税工場の許可）に規定する保税作業により行なわれた場合の製品で、同法第五十九条の二第一項（原料課税）の税関長の承認を受けたものを含む。以下この号において同じ）で、昭和四九年三月三一日までに輸入されるもの

一キロリットルにつき一・五二〇円

市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの
2 重油及び粗油で製油の原料として使用されるもの以外のもの（農林漁業の用に供されるものを除く。）について、指定日から昭和四八年三月三一日までに

一キロリットルにつき一・一八〇円

B その他

3 その他

B 温度一五度における比重が〇・九〇三七をこえ、〇・九二七三以下のもの

(1) 製油の原料として使用されるもので、昭和四九年三月三一日までに輸入されるもの

一キロリットルにつき九五五円

3 その他

(2) その他
(i) 指定日の前日までに輸入されるもの

(ii) 指定日から昭和四八年三月三一日までに輸入されるもの

一キロリットルにつき七三〇円

3 その他

1 共通の限度数量以内のもの

2 その他

3 その他

C 温度一五度における比重が〇・九二七三をこえるもの

(1) 製油の原料として使用されるもので、昭和四九年三月三一日までに輸入されるもの

一キロリットルにつき六四〇円

3 その他

(1) 指定日の前日までに輸入されるもの

一キロリットルにつき六四〇円

3 その他

(ii) 指定日から昭和四八年三月三一日までに輸入されるもの

一キロリットルにつき六六〇円

無税

1 温度一五度における比重が〇・八三以上で引火点が温度一三〇度以下のもの（本邦に到着した時ににおいてこれらの性質を有するものに限る。）のうち、農林漁業の用に供されるもので、指定日から昭和四八年三月三一日までにおける国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際

1 共通の限度数量以内のもの	一キロリットルにつき六六〇円	二八・三八	硫酸塩(みょうばんを含む。)及び過硫酸塩	一〇%
2 その他のもの	一キロリットルにつき一、二八〇円	二 硫酸バリウム	五 その他のもの	無税
(内) その他のもの	二 石油又は墨青油の調製品(一に掲げるものを除く。)	(1) 硝酸カルシウム	(2) その他のもの	七・五%
(二) その他のもの	A 温度一五度における比重が〇・八四九四以下	二八・三九	亞硝酸塩及び硝酸塩	一〇%
	のもの	二八・四〇	一 硝酸カリウム及び硝酸バリウム	七・五%
	別表第一第二七・一二号を次のように改める。	二八・四一	二 硝酸ナトリウム	七・五%
	二二七・一二 ベトロラタム	二八・四二	(1) その他のもの	七・五%
	別表第一第二七・一三号中「七・五%」を「五%」に改める。	二八・四三	三 その他のもの	七・五%
	別表第一第二八・〇三号中「アントラセンブラック、アセチレンブラック及びランブラック」を削り、同号の次に次の一号を加える。	二八・四四	別表第一第二八・四〇号を削る。	七・五%
	二八・〇四 水素、希ガスその他の非金属元素	二八・四五	別表第一第二八・四二号を次のように改める。	七・五%
	四 その他のもののうち	二八・四六	二八・四二 炭酸塩及び過炭酸塩並びに商慣行上炭酸アンモニウムとして取引される物品でカルバミン酸アンモニウムを含有するもの	七・五%
	りん	二八・四七	一 ふつ化ナトリウムとして計算したふつ素分が乾燥状態において全重量の〇・二%以上のもの	七・五%
	別表第一第二八・〇五号中「アルカリ金属、アルカリ土類金属、」を削り、「スカンジウム及び」を「及びスカンジウム(これらの相互の混合物及び合金を含む。)、アルカリ金属、アルカリ土類金属並びに」に改める。	二八・四八	二 ソーダ灰	七・五%
	別表第一第二八・一二号の次に次の二号を加える。	二八・四九	(一) その他のもの	七・五%
	二八・一八 ストロンチウム、バリウム又はマグネシウムの酸化物、	二九・〇一	(二) その他のもの	七・五%
	二八・一九 水酸化物及び過酸化物	二九・〇二	三 炭酸カリウム及び炭酸バリウム	一キログラムにつき三円五〇銭
	一 水酸化バリウム	二九・〇三	四 炭酸リチウム	一キログラムにつき四円
	二八・二〇 酸化アルミニウム、水酸化アルミニウム及び人造コランダム	二九・〇四	五 ほう酸塩及び過ほう酸塩	一〇%
	一 酸化アルミニウム	二九・〇五	二 その他のもの	七・五%
	(一) その他のもの	二九・〇六	別表第一第二八・四二号の次に次の一号を加える。	七・五%
	二八・三〇 塩化物及びオキシ塩化物	二九・〇七	三 炭酸カリウム及び炭酸バリウム	無税
	二 塩化亜鉛、塩化バリウム及び塩化水銀のうち	二九・〇八	四 その他のもの	無税
	四 その他のもの	二九・〇九	五 五エチリデン-二ノルボルネン	七・五%
	二八・三一	二九・一〇	別表第一第二九・一一号中「酸素官能のアルデヒド」の下に「並びにアルデヒドの環式重合体及び	七・五%
	別表第一第二九・一八号及び第二八・三九号を次のように改める。	二九・一一	別表第一第二九・一四号中「一塩基酸」を「モノカルボン酸」に改める。	一〇%
	別表第一第二九・一五号中「多塩基酸」を「ポリカルボン酸」に改める。	二九・一二	別表第一第二九・一五号中「多塩基酸」を「ポリカルボン酸」に改める。	七・五%

昭和四十七年三月三十一日 参議院会議録第九号 関税定率法等の一部を改正する法律案外一件

別表第一第三三・〇一号

三三・〇一 精油(コンクリートのものを含むものとし、テルペングリセリンを除いてあるかどうかを問わない)及びレジノイド

一 精油
油 パチュリ油、ベチベル油及び芳油のうち

(1) ゲラニウム油、ラベンダー油、レモングラス油
(2) レモングラス油

(3) その他のもののうち
ペパーミント油でメンタアルペニシスから採取したもの(政令で定める試験方法による総メントールの含有量が全重量の六五%をこえるものに限る)

別表第一第二十九・二五号	カルボキシアミド官能化合物及び炭酸のアミド官能化合物	物	一〇%
二九・二六	カルボキシイミド官能化合物(オルト・スルホ安息香酸イミド及びその塩を含む)及びイミン官能化合物(ヘキサメチレンテトラミン及びトリメチレントリニトロアミンを含む)	物	一〇%
二九・二七	その他のもの	物	一〇%
二九・二八	カルボキシイミド官能化合物(オルト・スルホ安息香酸イミド及びその塩を含む)及びイミン官能化合物(ヘキサメチレンテトラミン及びトリメチレントリニトロアミンを含む)	物	一〇%
二九・二九	その他のもの	物	一〇%

別表第一第二十九・三四号

別表第一第二十九・三四号中	N-メチル-1-ヒロリドン	一〇%
(2) その他のもの	一〇%	一〇%

別表第一第二十九・三九号

別表第一第二十九・三九号	一〇%
(2) その他のもの	一〇%

別表第一第三〇・〇三号

別表第一第三〇・〇三号	一〇%
(2) その他のもの	一〇%

別表第一第三〇・〇三号

別表第一第三〇・〇三号	一〇%
(2) その他のもの	一〇%

別表第一第三〇・〇五号

別表第一第三〇・〇五号	N-メチル-1-ヒロリドン	一〇%
(2) その他のもの	一〇%	一〇%

別表第一第三〇・〇五号

別表第一第三〇・〇五号	N-メチル-1-ヒロリドン	一〇%
(2) その他のもの	一〇%	一〇%

別表第一第三〇・〇五号

別表第一第三〇・〇五号	N-メチル-1-ヒロリドン	一〇%
(2) その他のもの	一〇%	一〇%

別表第一第三〇・〇七

別表第一第三〇・〇七	N-メチル-1-ヒロリドン	一〇%
(2) その他のもの	一〇%	一〇%

別表第一第三〇・〇九号

別表第一第三〇・〇九号	N-メチル-1-ヒロリドン	一〇%
(2) その他のもの	一〇%	一〇%

二六六

別表第一第三三・〇六号

三三・〇一 せつけん並びに有機界面活性剤及びその調製品(せつけんと同様の用途に供するもので、棒状又はケーリー状のもの及び成形品に限るものとし、せつけんを含有するかど

別表第一第三三・〇六号	せつけん並びに有機界面活性剤及びその調製品(せつけんと同様の用途に供するもので、棒状又はケーリー状のもの及び成形品に限るものとし、せつけんを含有するかど	一五%
三三・〇一	せつけん並びに有機界面活性剤及びその調製品(せつけんと同様の用途に供するもので、棒状又はケーリー状のもの及び成形品に限るものとし、せつけんを含有するかど	一五%
(1) セラミド	セラミド	一五%
(2) リピド	リピド	一五%
(3) リピド	リピド	一五%

うかを問わない。)

一 沿用せつけん(薬用のものを含む。)

(二) その他のもの

三四・〇一二 有機界面活性剤並びに調製界面活性剤(調製したものにあつては、せつけんを含有するかどうかを問わない。)

三四・〇一三 有機界面活性剤及び調製界面活性剤

調製潤滑剤及び紡織用繊維、革その他の材料のオイリン

グ又は加脂処理に用いる調製品(石油又は壓青油の含有量が全重量の七〇%以上のものを除く。)

三四・〇一五 はき物用、家具用又は床用のみがき料及びクリーム、メタルボリッシュ、調製みがき粉その他これらに類する調製品(第三四・〇四号に該当する調製ろうを除く。)

三四・〇一六 一〇%

三四・〇一七 一三・五%

三四・〇一八 一三三%

三四・〇一九 一〇%

三四・〇二〇 一〇〇%

三四・〇二一 一八%

三四・〇二二 一三三%

三四・〇二三 一一〇%

三四・〇二四 一一〇%

三四・〇二五 一一〇%

三四・〇二六 一一〇%

三四・〇二七 一一〇%

三四・〇二八 一一〇%

三四・〇二九 一一〇%

三四・〇三〇 一一〇%

三四・〇三一 一一〇%

三四・〇三二 一一〇%

三四・〇三三 一一〇%

三四・〇三四 一一〇%

三四・〇三五 一一〇%

三四・〇三六 一一〇%

三四・〇三七 一一〇%

三四・〇三八 一一〇%

三四・〇三九 一一〇%

三四・〇四〇 一一〇%

昭和四九年三月三一日までに輸入されるもの

感光性のロール状フィルム(露光してないものに限るものとし、パフォレーションを有するかどうかを問わない。)

(一) 映画用フィルム

A カラーフィルム

フィルムの幅が三〇ミリメートル以下のもの

で、反転現像方式のもの

(1) 昭和四八年三月三一日までに輸入されるも

の

(2) 昭和四八年四月一日から昭和四九年三月三一日までに輸入されるもの

昭和四九年三月三一日までに輸入されるも

B その他のもの

昭和四八年三月三一日までに輸入されるも

の

(一) その他のもののうち

エックス線用のもの

(二) その他のもの

エックス線用のもの

(三) カラーフィルム

(1) 昭和四八年三月三一日までに輸入されるも

の

(2) 昭和四八年四月一日から昭和四九年三月三一日までに輸入されるもの

別表第一第三八・一〇号を次のように改める。

三八・〇一 ロジン、樹脂酸及びこれらの誘導体(第三九・〇五号の

エステルガムを除く。)並びにロジンスピリット及びロジ

ン油

一 ロジン

二 ロジンスピリット及びロジン油

三 不均化ロジン及びその誘導体

四 その他のもの

別表第一第三八・一二号中「で、政令で定める日から昭和四八年三月三一日までに輸入されるも

の」を削る。

別表第一第三八・一九号中「一 低重合度の混合アルキレンのうち

トリプロピレン

七・五%」に改め、「限る。」の下に「並び

に金属炭化物の固溶体及び混合物」を加える。

無税

を

無税

一一〇%

三七・〇一

感光性のロール状フィルム(露光してないものに限るものとし、パフォレーションを有するかどうかを問わない。)

(一) 映画用フィルム

A カラーフィルム

フィルムの幅が三〇ミリメートル以下のもの

で、反転現像方式のもの

(1) 昭和四八年三月三一日までに輸入されるも

の

(2) 昭和四八年四月一日から昭和四九年三月三一日までに輸入されるもの

昭和四九年三月三一日までに輸入されるも

B その他のもの

昭和四八年三月三一日までに輸入されるも

の

(一) その他のもののうち

エックス線用のもの

(二) その他のもの

エックス線用のもの

(三) カラーフィルム

(1) 昭和四八年三月三一日までに輸入されるも

の

(2) 昭和四八年四月一日から昭和四九年三月三一日までに輸入されるもの

別表第一第三八・一〇号を次のように改める。

三八・〇一 ロジン、樹脂酸及びこれらの誘導体(第三九・〇五号の

エステルガムを除く。)並びにロジンスピリット及びロジ

ン油

一 ロジン

二 ロジンスピリット及びロジン油

三 不均化ロジン及びその誘導体

四 その他のもの

別表第一第三八・一二号中「で、政令で定める日から昭和四八年三月三一日までに輸入されるも

の」を削る。

別表第一第三八・一九号中「一 低重合度の混合アルキレンのうち

トリプロピレン

七・五%」に改め、「限る。」の下に「並び

に金属炭化物の固溶体及び混合物」を加える。

昭和四十七年三月三十一日 参議院会議録第九号 国税定率法等の一部を改正する法律案外一件

二六八

別表第一第三九・〇三号中「四 その他のもの

(1) ハムケーシングその他これに類する物品(管
状のもので、平らにした幅が九〇ミリメートル
以上のものに限る。)

(2) その他のもの

ル以上のものに限る。)

別表第一第三九・〇六号及び第三九・〇七号を次のように改める。

三九・〇六

その他の高重合体、人造樹脂及び人造プラスチック(ア
ルギン酸並びにその塩及びエステルを含む。)並びにリノ
キシン

一 アルギン酸並びにその塩及びエステル

二 その他のもの

(1) カシューナットシェル液の高重合体
(2) その他のもの

第三九・〇一号から第三九・〇六号までに掲げる物品の
製品

三九・〇七

二 その他のもの
(1) 第三九・〇一号又は第三九・〇二号に掲げる物
品の製品
(2) その他のもの

第三九・〇八号中「で、政令で定める日から昭和四七年三月三一日までに輸入されるも
の」を削る。

別表第一第四一・〇八号中「で、政令で定める日から昭和四七年三月三一日までに輸入されるも
の」を削る。

別表第一第四二・〇五号の次に次の一号を加える。

四二・〇六 腸、ゴールドビータースキン、ばらこう文は腱の製品

七・五%

別表第一第四三・〇一号を次のよう改める。

四三・〇一 毛皮(なめしてないものに限る。)

三 ミンク又はまさきの毛皮のうち
うさぎの毛皮

五%

別表第一第四四・〇二号中「で、政令で定める日(1)において「指定日」という。)から昭和四八年三
月三一日までに輸入されるもの」及び「(指定日の属する年度にあつては、指定日から当該年度の末
日まで)」を削る。

別表第一第四四・一三号の次に次の一号を加える。

四四・一四

木材(長さの方向にひいたもの及び平削り又は丸はぎ
したものに限るものとし、さらに加工したものを除く。)
薄板及び合板用单板(厚さが五ミリメートル以下のもの
に限る。)

二 その他のもののうち
インセンスシダーのもの(長さが二〇センチ
メートル以下で幅が八センチメートル以下のもの
に限る。)

インセンスシダーのもの(長さが二〇センチ
メートル以下で幅が八センチメートル以下のもの
に限る。)

別表第一第四四・一二号中「(組み立ててないものを含む。)」を削る。

別表第一第四四・一二号の次に次の一号を加える。

四四・二六 木製のスプール、コップ、ボビンその他これらに類する
糸巻類(ろくろがけをしたものに限る。)

二 その他のもの
(1) その他のもののうち
いぐさ製又は七島い製のもの以外
のもの

別表第一第四六・〇二号中「(1) その他のもののうち
いぐさ製又は七島い製のもの以外
のもの

二 その他のもの
(1) その他のもの

別表第一第四八・〇九号中「一一%」を「一一%」に改め、同号の次に次の一号を加える。

四八・一四 便せん、封筒及び通信用カード並びにこれらを紙製又は
板紙製の箱(袋その他容器に詰め合わせたもの)

別表第一第四八・一五号の次に次の一号を加える。

四八・一六 紙製又は板紙製の箱(袋その他包装容器

二 その他のもの
(1) その他のもの

別表第一第五九・〇四号中「五 その他のもの
又はマニラ麻製のもの

別表第一第五九・〇三号に掲げる紡織用織維製
品に改める。

五 その他のもの
(1) 編製のもの

別表第一第六二・〇一号を次のように改める。

六二・〇一 ひざ掛け及び毛布

一革製のもの及び毛皮を用いたもの
政令で定める日から昭和四七年三月

三一日までに輸入されるもの

別表第一第六四・〇五号中「一革製のもの及び毛皮を用いたもの
政令で定める日から昭和四八年三月

三一日までに輸入されるもの

別表第一第六四・〇二号中「(1) その他のもの

別表第一第六四・〇二号中「(1) その他のもの

別表第一第六四・〇二号中「(1) その他のもの

別表第一第六四・一三号の次に次の一号を加える。

一二五%」を

「一 草製のもの及び毛皮を用いたもの」		二五%」に改める。
別表第一第六七・〇二号を次のように改める。		
六七・〇二 人造の花、葉及び果実並びにこれらの部分品及び製品のうち		
人造プラスチック製のもの以外のもの		
一 大理石(みがいたものに限る。)及び大		
理石製品		
別表第一第六八・〇二号中		
(1) 大理石の板(みがいたものに限る。)		一〇%
(2) その他のもの		
一 大理石(みがいたものに限る。)及び大		
理石製品		
別表第一第七〇・一三号の次に次の一号を加える。		
七〇・一四 ガラス製の照明器具、信号用品及び光学用品(光学的に研摩したもの及び光学ガラス製のものを除く。)		
別表第一第七三・一五号を削る。		
別表第一第七三・三四号の次に次の一号を加える。		
七三・三五 鉄鋼製のばね及びばね板		六・一二五%」に改める。
別表第一第七三・四〇号及び第七四・〇一号を次のように改める。		七・五%」を
七三・四〇 その他の鉄鋼製品		
(1) 銅のマット、塊(精製してあるかどうかを問わない。)及びくず		
二 塊(一に掲げるものを除く。)		
(1) 製鍊用のもの(銅の含有量が全重量の九九・八%以下のものに限る。)		
(1) 課税価格が一キログラムにつき三五一円以下のもの		
(2) 課税価格が一キログラムにつき二五一円をこえ、三七五円以下のもの		
(3) 課税価格が一キログラムにつき二七五円をこえるもの		
(4) その他のもの		
亜鉛の含有量が全重量の二五%以上で、鉛の含有量が全重量の一%以上のもの		
無税		
別表第一第七三・四四号		
一キログラムにつき一四円		
七四・〇一 鋼(合金を除く。)のもの		
七四・〇一 鋼(合金を除く。)のもの		
別表第一第七六・〇二号の次に次の一号を加える。		
七六・〇二 アルミニウムの板及び帶のうち		
大型のコンテナー(政令で定める規格のものに限る。)の屋根板として用いられるもの(幅が二・三メートル以上のものに限る。)		
別表第一第七七・〇一号中「一八六四九五錢」を「一七八八円二六錢」に、「三三三〇円」を「三三一〇円」に改める。		
別表第一第七八・〇一号及び第七九・〇一号を次のように改める。		
七八・〇一 鉛の塊(銀を含有するものを含む。)及びくず		
無税		
B その他のもの		
(1) 課税価格が一キログラムにつき九七円以下のもの		
(2) 課税価格が一キログラムにつき九七円をこえるもの		
一キログラムにつき八円		

七八・〇一 亞鉛の塊及びくず	(3) 課税価格が一キログラムにつき一〇五円をこえるもの	一キログラムにつき、課税価格と〇五円との差額	無税
一塊	(1) 亞鉛(合金を除く)のもの		
A 亞鉛の含有量が全重量の九七%をとえるもの	(1) 課税価格が一キログラムにつき一〇七円以下るもの	一キログラムにつき八円	七・五%
(2) 課税価格が一キログラムにつき一〇七円をこえ、一五円以下のもの	(2) 課税価格が一キログラムにつき一五円をこえるもの	一キログラムにつき五円ととの差額	一〇%
別表第一第八(一)・〇四号中「フレームに取り付けた」を「フレーム付きの」に改める。 別表第一第八(三)・〇一号中「完成したかぎであるかどうかを問わない。」を削る。	別表第一第八(一)・〇二号を次のように改める。 別表第一第八(三)・〇二号を次のように改める。	別表第一第八(一)・〇四号の次に次の二号を加える。 別表第一第八(三)・〇四号の次に次の二号を加える。	八四・一〇 液体ポンプ(原動機付きのものを含むものとし、計器付きのものであるかどうかを問わない)及びベケット式、チエーン式、スクリュー式、バンド式その他これらに類する構造の液体エレベーター
八三・〇一 単金属製の取付具(ドアクローザーを含むものとし、家 具、戸、階段、窓、日よけ、車体、馬具、トランク、小 箱その他これらに類する物品に使用するのに適するもの に限る。)及び帽子掛け、ブラケットその他これらに類す る支持具	一 貴金属をめつきしたもの	B 自動ならい旋盤(ベッド上の振りが六〇〇ミリメートル以上のものに限る。)	一三・五%
二 その他のもの		(1) 数値制御式のもの	一一%
別表第一第八(三)・一二号の次に次の二号を加える。		B 自動ならい旋盤(ベッド上の振りが六〇〇ミリメートルに満たないものに限る。)	一一%
八三・一五 単金属製又は金属炭化物製の線、棒、管、板、電極そ の他これらに類する物品(金属又は金属炭化物のはんだ付け、ろう付け、溶接又は融着に用いるもので、フラークスを被覆し又はしんに充てんしたものに限る)並びに卑 金属粉を凝縮して製造した金属吹付け用の線及び棒		(1) 数値制御式のもの	七・五%
別表第一第八(四)・〇六号の次に次の三号を加える。			
七・五%			

	C (2) その他のもの C 単軸自動旋盤(棒材用のものに限る。) (1) 数値制御式のもの (2) その他のもの	一三・五% 一% 一%
D (1) 立旋盤(テーブルの直径が二、〇〇〇ミリ メートル以上のものに限る。) (2) 数値制御式のもの (1) その他のもの	D 立旋盤(テーブルの直径が二、〇〇〇ミリ メートル以上のものに限る。) (2) 数値制御式のもの (1) その他のもの	一三・五% 一% 一%
E (1) 多軸自動旋盤(六軸以下の棒材用のもので 数値制御式のものを除く。) (2) その他のもの	E その他のもの E 多軸自動旋盤(六軸以下の棒材用のもので 数値制御式のものを除く。) (2) その他のもの	一三・五% 九% 一%
A (1) ボール盤及び中ぐり盤 (2) 横中ぐり盤(中ぐり主軸の直径が一〇〇ミリ メートルに満たないものに限る。) (1) 数値制御式のもの (2) その他のもの	A (1) ボール盤及び中ぐり盤 (2) 横中ぐり盤(中ぐり主軸の直径が一〇〇ミリ メートルに満たないものに限る。) (1) 数値制御式のもの (2) その他のもの	一三・五% 九% 一%
B (1) 治具中ぐり盤(立型のものに限る。) (2) ボール盤 (1) ボール盤 (2) その他のもの	B (1) 治具中ぐり盤(立型のものに限る。) (2) ボール盤 (1) ボール盤 (2) その他のもの	一三・五% 九% 一%
C (1) フライス盤 (2) 万能工具フライス盤 (1) 数値制御式のもの (2) その他のもの	C (1) フライス盤 (2) 万能工具フライス盤 (1) 数値制御式のもの (2) その他のもの	一三・五% 一% 一%
D (1) その他のもの D (2) その他のもの D (1) プラノミラー(テーブルの幅が一、〇〇〇ミ リメートル以下のものに限る。) (2) 数値制御式のもの (1) その他のもの	D (1) その他のもの D (2) その他のもの D (1) プラノミラー(テーブルの幅が一、〇〇〇ミ リメートル以下のものに限る。) (2) 数値制御式のもの (1) その他のもの	一三・五% 一% 一%
E (1) その他のもの E (2) その他のもの E (1) その他のもの E (2) その他のもの E (1) その他のもの E (2) その他のもの	E (1) その他のもの E (2) その他のもの E (1) その他のもの E (2) その他のもの E (1) その他のもの E (2) その他のもの	一三・五% 九% 一%
F (1) 平削盤 (2) その他のもの F (1) 平削盤 (2) その他のもの	F (1) その他のもの F (2) その他のもの F (1) 平削盤 (2) その他のもの	一三・五% 九% 一%
G (1) 内面研削盤(内径が二、〇〇ミリメートル以下 のものに限る。)及びセンターレス式のものを除く。 (2) 数値制御式のもの (1) 数値制御式のもの (2) その他のもの	G (1) 内面研削盤(内径が二、〇〇ミリメートル以下 のものに限る。)及びセンターレス式のものを除く。 (2) 数値制御式のもの (1) 数値制御式のもの (2) その他のもの	一三・五% 九% 一%
H (1) 平面研削盤(立型ロータリーテーブル式のもの の及び研削することができる長さが二、〇〇 ミリメートルに満たないものに限るものとし、センターレス式のものを除く。) (2) 数値制御式のもの (1) 数値制御式のもの (2) その他のもの	H (1) 平面研削盤(立型ロータリーテーブル式のもの の及び研削することができる長さが二、〇〇 ミリメートルに満たないものに限るものとし、センターレス式のものを除く。) (2) 数値制御式のもの (1) 数値制御式のもの (2) その他のもの	一三・五% 九% 一%

昭和四十七年三月三十一日 参議院会議録第九号 関税定率法等の一部を改正する法律案外二件

	C (1) 数値制御式のもの C (2) その他のもの	一三・五%
	平面研削盤(研削することができる長さが三、〇〇〇ミリメートルをこえるものに限るものとし、ロータリーテーブル式のものを除く。)及びねじ研削盤	九%
	(2) その他のもの	
	(i) 数値制御式のもの (ii) その他のもの	
A	平面研削盤(研削することができる長さが二、〇〇〇ミリメートル以上で三、〇〇〇ミリメートル以下のものに限る。)及び内面研削盤(研削することができる内径が二〇〇ミリメートル以上ものに限る。)	一三・五%
B	2 その他のもの	一一%
(i) 齒切盤及び歯車仕上機械	六・五%	
A	1 単軸ホブ盤(立型のもので、テーブルの直径が七〇〇ミリメートル以上のものに限る。) (1) 数値制御式のもの (2) その他のもの	一一%
B	3 その他のもの	九%
(i) 平歯車形削盤(ピニオン工具型のもので加工することができる直径が九〇〇ミリメートル以上のもの及びラック工具型のもので加工することができる直径が一、一〇〇ミリメートル以上のもの以外のもののうち數値制御式のものを除く。)及び平歯車研削盤	一三・五%	
(ii) 数値制御式のもの (iii) その他のもの	一三・五%	
(iv) その他のもの	一三・五%	
A	4 プローチ盤(引張力が三〇重量トンに満たないものに限る。) (1) 数値制御式のもの (2) その他のもの	一三・五%
B	5 ホーニング盤(円筒形の内面の加工用のもの)	一三・五%

	C (1) 数値制御式のもの C (2) その他のもの	一三・五%
	計算機及び会計機、金銭登録機、郵便料金計算機、切符発行機その他これらに類する計算機構を有する機械	一三・五%
	(1) ブローチ盤 (2) その他のもの	一一%
	一 電子式デジタル計算機	六・五%
	二 計算機本体	一三・五%
	(1) その他のもの	
	(i) 磁気インキ式文字読取機、光学式文字読取機、磁気円板式記憶機(記憶容量が一億字以上ものに限る。)及び磁気カード式記憶機並びにこれらに使用する制御機	
	(ii) その他のもの	
	八四・五三	一五%
	自動データ処理機械及びこれを構成する機器並びにデータ転記用機械(データをデータ媒体に符号化して転記するものに限る。)、データ処理機械(符号化したデータを処理するものに限る。)及び磁気式又は光学式の読取機(他の号に該当するものを除く。)	一三・五%
	(1) 電子式ディジタル自動データ処理機械(アナログ演算要素を有するものを含む。)及びこれを構成する機器(電源用機器及びアナログ信号によるデータのみを受け入れ又は送り出す機器を除く。)並びに磁気テープコンバーター、磁気テーププリンタ及びこれらを構成する機器並びに第八四・五二号の一に掲げる計算機械を構成する補助機械	一一一・五%
	(2) 中央処理装置	一三・五%
	その他のもの	
	(i) 磁気インキ式文字読取機、光学式文字読取機、磁気円板式記憶機(記憶容量が一億字以上ものに限る。)及び磁気カード式記憶機並びにこれらに使用する制御機	
	(ii) その他のもの	
	一三・五%	

八四・五四

その他の事務用機器(たとえば、謄写機、あて名印刷機、貨幣分類機、貨幣計数包装機、鉛筆削り機、あなあけ機及びとじ機)

八四・五九 機械類(独立の機能を有するものに限るものとし、この類の他の号に該当するものを除く。)

七 その他の機械類及びその部分品

(1) 機械類

別表第一第一八四・五九号の次に次の一号を加える。

八四・六一 ニック、弁その他これらに類する物品(減圧弁及び温度制御式弁を含むものとし、管、かん胴、タンクその他これらに類する物品に用いるものに限る。)

(1) 鉄鋼製の高温高圧弁(温度五三〇度以上における定格圧力が二四キログラム毎平方センチメートルをこえるもの又は温度三七〇度以上における定格圧力が一七五キログラム毎平方センチメートルをこえるものに限る。)及び減圧弁、自動調整弁その他これらに類する機械式弁

別表第一第一八五・〇一号を次のよう改める。

八五・〇一 発電機、電動機、回転式又は静止式のコンバーター、トランシスターマー、整流機器及びインダクター

二 電動機

(1) その他のもの

三 トランシスターマー

(1) 容量が二〇〇キロボルトアンペアに満たないもの

四 整流機器

(1) シリコン整流機器

(2) その他のもの

別表第一第一八五・〇三号の次に次の四号を加える。

八五・〇六 家庭用電気機器(電動装置を自藏するものに限る。)一 真空掃除機、床みがき機、食物用グラインダー、食物用ミキサー、果汁しづき機、ファン及びこれらの部分品

(1) ファン

(2) その他のもの

八五・〇七

かみそり及びバリカン(電動装置を自藏するものに限る。)内燃機関の始動用又は点火用の電気機器(磁石発電機、点火コイル、始動電動機及び点火プラグを含む。)並びに内燃機関に附属する発電機及び閉閉器

二 点火プラグ

八五・〇八 七・五% 七・五%

八五・〇九 七・五% 七・五%

電気式の照明用又は信号用の機器、ウインドスクリーンバイパー、除霜機及び除霧機(自転車用又は自動車用のものに限る。)

一 自動車用のもの(第八七・〇九号又は第八七・一一号に掲げる車両に用いるものを除く。)

七・五% 七・五%

八五・一二 七・五% 七・五%

電気式の瞬間湯わかし器、貯蔵式湯わかし器、浸せき式液体加熱器、土壤加熱器及びスペースヒーター並びに電気式のヘアドライヤー、ヘアカラーリー、カール用その他調理用機器並びに電気アイロン、家庭用電熱器及び電熱用抵抗体(カーボン製の抵抗体を除く。)

七・五% 七・五%

八五・一五 七・五% 七・五%

無線電信用又は無線電話用の送信機器及び受信機器(録音機又は音声再生機を自藏するものを含む。)並びにテレビジョンカメラ、航行用無線機器、レーダー及び無線遠隔制御機器

五% 五%

八五・一六 七・五% 七・五%

一 ラジオ受信機(シャンを含む。)
二 テレビジョン受像機(シャンを含む。)

五% 五%

八六・〇八 七・五% 七・五%

コンテナ(一以上の輸送方式による運送を行なうため特に設計され、かつ、装備されているものに限る。)のうち

五% 五%

別表第二第一八五・一二号を削り、同表第一八五・二〇号の次に次の五号を加える。

八七・〇一 七・五% 七・五%

(1) アルミニウム製のもの
(2) その他のもの

五% 五%

八七・〇一 七・五% 七・五%

トラクター(動力取出し機構、ウインチ又はブーリーを有するものを含むものとし、第八七・〇七号に該当するものを除く。)

一 車輪式のもの

八七・〇一 七・五% 七・五%

乗用自動車及び貨物自動車(スポーツ用自動車及びトロリーバスを含むものとし、第八七・〇九号に該当するものを除く。)

五% 五%

昭和四十七年三月三十日 参議院会議録第九号 関税定率法等の一部を改正する法律案外一件

二七四

九〇・〇九	投影機、写真引伸機及び写真箱小機（映画用のものを除く。）
二 その他	一 摄影機並びにその部分品及び附属品 二 その他のもの
九〇・一〇	写真用又は映画用の感光材料の現像、焼付けその他の処理に用いる機器（この類の他の号に該当するものを除く。）、感光式複写機（光学的機構を有するか、又は密着式のものであるかどうかを問わない。）、感熱式複写機及び映写用スクリーン
九〇・一一	一 現像、焼付けその他の処理に用いる機器並びにその部分品及び附属品 二 その他のもの
九〇・一四	土地測量機器（写真測量用のものを含む。）、水路測量機器、航行用計測機器、気象測量機器、水理計測機器、地球物理学用機器、ら針盤及び測距儀のうち測距儀並びにその部分品及び附属品以外のもの
九〇・一七	別表第一第一九〇・一七号を次のように改める。 九〇・一七 医療用又は獣医用の機器（電気式のものを含む。）
九〇・一八	機械療法用機器、マッサージ用機器及び心理学的適性検査用機器並びに人工呼吸器、オゾン吸入器、酸素吸入器、エアゾール治療器その他のこれらに類する治療用機器及び呼吸用機器（ガスマスクその他これに類するマスクを含む。）
九〇・一九	エックス線又は放射性物質の放射線を用いる機器（写真用又は医療用のものを含む。）並びにエックス線発生機、エックス線管、エックス線用のスクリーン、高電圧発生機及び制御盤並びにエックス線検査用又はエックス線処置用の机、いすその他これらに類する物品
九〇・二〇	一 放射性物質の放射線を用いる機器並びにその部分品及び附属品 二 その他のもの
九〇・二一	一 この類の注5(a)に定めるもの
九〇・二二	電気式機器（測定用、検査用、分析用又は自動調整用のものに限る。）
九〇・二三	一 映画用の撮影機、映写機、錄音機及び音声再生機（これらを組み合わせたものを含む。） 二 使用フィルムの幅が一〇ミリメートル以下のもの
九〇・二四	一 写真機（暗箱を含む。） 二 製版用、エックス線用、書類複写用又は医療用のもの
九〇・二五	三 その他のもの
九〇・二六	四 写真機の部分品及び附属品
九〇・二七	五 映画用の撮影機、映写機、錄音機及び音声再生機（これらを組み合わせたものを含む。）
九〇・二八	六 その他のもの
九〇・二九	七 錄音機、音声再生機並びにこれらの部分品及び附属品
九〇・三〇	八 その他のもの
九〇・三一	九 その他のもの
九〇・三二	十 その他のもの
九〇・三三	十一 その他のもの
九〇・三四	十二 その他のもの
九〇・三五	十三 その他のもの
九〇・三六	十四 その他のもの
九〇・三七	十五 その他のもの
九〇・三八	十六 その他のもの
九〇・三九	十七 その他のもの
九〇・四〇	十八 その他のもの
九〇・四一	十九 その他のもの
九〇・四二	二十 その他のもの
九〇・四三	二十一 その他のもの
九〇・四四	二十二 その他のもの
九〇・四五	二十三 その他のもの
九〇・四五	二十四 その他のもの
九〇・四六	二十五 その他のもの
九〇・四七	二十六 その他のもの
九〇・四八	二十七 その他のもの
九〇・四九	二十八 その他のもの
九〇・五〇	二十九 その他のもの
九〇・五一	三十 その他のもの
九〇・五二	三十一 その他のもの
九〇・五三	三十二 その他のもの
九〇・五四	三十三 その他のもの
九〇・五五	三十四 その他のもの
九〇・五六	三十五 その他のもの
九〇・五七	三十六 その他のもの
九〇・五八	三十七 その他のもの
九〇・五九	三十八 その他のもの
九〇・六〇	三十九 その他のもの
九〇・六一	四十 その他のもの
九〇・六二	四十一 その他のもの
九〇・六三	四十二 その他のもの
九〇・六四	四十三 その他のもの
九〇・六五	四四 その他のもの
九〇・六六	四五 その他のもの
九〇・六七	四六 その他のもの
九〇・六八	四七 その他のもの
九〇・六九	四八 その他のもの
九〇・七〇	四九 その他のもの
九〇・七一	五〇 その他のもの
九〇・七二	五一 その他のもの
九〇・七三	五二 その他のもの
九〇・七四	五三 その他のもの
九〇・七五	五四 その他のもの
九〇・七六	五五 その他のもの
九〇・七七	五六 その他のもの
九〇・七八	五七 その他のもの
九〇・七八	五八 その他のもの
九〇・七九	五九 その他のもの
九〇・八〇	六〇 その他のもの
九〇・八一	六一 その他のもの
九〇・八二	六二 その他のもの
九〇・八三	六三 その他のもの
九〇・八四	六四 その他のもの
九〇・八五	六五 その他のもの
九〇・八六	六六 その他のもの
九〇・八七	六七 その他のもの
九〇・八八	六八 その他のもの
九〇・八九	六九 その他のもの
九〇・九〇	七〇 その他のもの
九〇・九一	七一 その他のもの
九〇・九二	七二 その他のもの
九〇・九三	七三 その他のもの
九〇・九四	七四 その他のもの
九〇・九五	七五 その他のもの
九〇・九六	七六 その他のもの
九〇・九七	七七 その他のもの
九〇・九八	七八 その他のもの
九〇・九九	七九 その他のもの
九〇・一〇〇	八〇 その他のもの
九〇・一〇一	八一 その他のもの
九〇・一〇二	八二 その他のもの
九〇・一〇三	八三 その他のもの
九〇・一〇四	八四 その他のもの
九〇・一〇五	八五 その他のもの
九〇・一〇六	八六 その他のもの
九〇・一〇七	八七 その他のもの
九〇・一〇八	八八 その他のもの
九〇・一〇九	八九 その他のもの
九〇・一〇九	九〇 その他のもの

別表第一第一九一・〇一号中	一 課税価格が一個につき六、〇〇〇円以下の もののうち ストップウォッチ以外のもの	一五%
一 課税価格が一個につき六、〇〇〇円以下 以下のもの	七・五%	一〇%
二 その他のもの	一〇%	一〇%
別表第一第一九一・〇七号を次のように改める。	一〇%	一〇%
九一・〇七 ウオッヂムーブメント(ストップウォッヂムーブメント を含むものとし、組み立てたものに限る。)のうち 課税価格が一個につき五、〇〇〇円以下のもの(ス トップウォッヂムーブメントを除く。)	一五%	一五%
別表第一第一九一・〇八号の次に次の一号を加える。	一五%	一五%
九二・一一 蓄音機、ディクテーチングマシンその他の録音機及び音 声再生機(レコードプレーヤー及びテープデッキを含む ものとし、サウンドヘッドを有するかどうかを問わな い。並びにテレビジョンの映像及び音声の磁気式の記録 機及び再生機	一五%	一五%
一 蓄音機及びレコードプレーヤー	五%	五%
別表第一第一〇一・〇六号を削り、第一〇五・〇七号の前に次のよう に加える。	七・五%	七・五%
○四・〇七 食用の動物性生産品(他の号に該当するものを除く。) 一 なまこ、くらげ及びうにのうち	七・五%	七・五%
別表第一第一五・〇二号中「溶出しない脂肪」を「脂肪(溶出し又は溶剤により抽出してないもの に限る。)」に、「製造した」を「溶出又は溶剤抽出によつて得た」に改める。	七・五%	七・五%
別表第一第一六・〇二号を削る。	七・五%	七・五%
別表第一第一六・〇三号中「及びミートジュース」を「ミートジュース及び魚エキス」に改める。	七・五%	七・五%
別表第一第一〇・〇二号中	一 砂糖をえたもの	七・五%
一 砂糖をえたもののうち	一七・五%	一七・五%
豆(さや付きのものを除く。)以外のもの	一七・五%	一七・五%
(さや付きのものを除く。)に改める。	一七・五%	一七・五%
別表第一第一一・〇五号中「を含む。」の下に「並びに均質混合調製食料品」を加える。	一七・五%	一七・五%
別表第一第一一・〇七号中	二 その他もののうち ピーナツバター ヤングコーンコブ(かん詰、ひん詰 又はつぼ詰のものに限る。) ひじき	一〇%

A 第〇四・〇七号に掲げる物品のもののうち なまこ、くらげ又はうにのもの	一〇%
B その他のもののうち ヤングコーンコブ(かん詰、ひん詰又はつ ぼ詰のものに限る。)	一〇%
ひじき	一〇%
別表第二第一二一・〇九号の一の四中「エチルアルコール」の下に「(別表第一第一二一・〇九号の一の 四の(1)の税率の適用を受けるものを除く。)」を、「ラム」の下に「及び別表第一第一二一・〇九号の一の (1)の税率の適用を受けるものを」を加える。	一〇%
別表第三第五七・〇六号中「黄麻糸」を第五七・〇三号の黄麻その他の紡織用輥皮織維の糸に改 める。	一〇%
別表第三第五七・一〇号中「黄麻織物」を第五七・〇三号の黄麻その他の紡織用輥皮織維の織物 に改める。	一〇%
別表第三第八五・一一号中「トランジスターその他これに類する半導体を有する物品並びに圧電 気結晶素子」を「圧電気結晶素子、超小形電子回路並びにダイオード、トランジスターその他これら に類する半導体デバイス」に、「二 トランジスターその他これに類する半導体を有する物品」を「二 ダイオード、トランジスターその他これらに類する半導体デバイス及び集積回路」に改める。	一〇%
附一則	
1 この法律は、昭和四十七年四月一日から施行する。ただし、第一条中関税定率法第四条及び第十 一条の改正規定は、昭和四十七年十月一日までの間ににおいて政令で定める日から施行する。	
2 この法律の施行前に改正前の関税暫定措置法第六条の規定により関税の免除を受けた物品につ いては、なお従前の例による。	
3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる物品に係ることの 法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。	
4 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四百四十四号)の一部を次のように改正する。	
5 第二十四条の表東京税關の管轄区域の欄中「成田市」の下に「市川市(大蔵大臣が定める地域に 限る。)」を加える。	
第六条第一項第三号中「第四号」を「第六号」に改め、「取得する者」の下に「(政令で定める者を除 く。)」を加え、同項第六号中「還付を受けるべき者」の下に「(内国消費税が納付されていないことを 知らないで当該物品を所持することとなつたと認められる者を除く。)」を加える。	
第十三条第三項中第十七条第三項若しくは第四項」を「第十七条第四項若しくは第五項」に改め、 同条に次の一項を加える。	
4 國税定率法第二十条の三(関税の軽減、免除等を受けた物品の軽減、免除等を受けるべき者)の規定は、第一項第一号、 第三号又は第四号の規定により内国消費税の免除を受けた物品について準用する。	
第十五条第一項ただし書中「内国消費税の軽減」の下に「(数量を課税標準とする内国消費税に係る ものを除く。)」を加える。	

審査報告書

航空機燃料税法案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十七年三月三十日

大蔵委員長 前田佳都男

参議院議長 河野 謙三殿

航空機燃料税法

航空機燃料税法

第一回 総則(第一条・第九条)

第二回 課税標準及び税率(第十条・第十二条)

第三回 税額控除等(第十二条・第十三条)

第四回 申告及び納付等(第十四条・第十五条)

第五回 稽核(第十六条・第十九条)

第六回 罰則(第二十条・第二十二条)

第七回 総則

附則

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、昭和四十七年度税制改正の一環として、空港整備等の緊急性にかんがみ、新たに航空機燃料に対し課税しようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

一、費用
本法施行に伴う租税の収入見込額は、昭和四十七年度五十億円である。

二、附帯決議
一、政府は、本税創設の趣旨が空港等の整備にあることから、課税による運賃への影響を十分考慮するとともに、今後、空港等整備の資金計画を策定する際しては、所要財源の確保に特段の配慮を加えるべきである。

二、政府は、当面の第二次空港整備五ヵ年計画の遂行に当たつては、航空の安全確保に万全を期すとともに、航空機の騒音防止のため、防音工事等の助成の拡充に努めるべきで右決議する。

航空機燃料税法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十七年三月二十一日

第一条 乗議院議長 船田 中

参議院議長 河野 謙三殿

衆議院議長 船田 中

航空機燃料税法

航空機燃料税法

第一回 総則(第一条・第九条)

第二回 課税標準及び税率(第十条・第十二条)

第三回 税額控除等(第十二条・第十三条)

第四回 申告及び納付等(第十四条・第十五条)

第五回 稽核(第十六条・第十九条)

第六回 罰則(第二十条・第二十二条)

第七回 総則

附則

まれた航空機燃料につき、航空機燃料税を納める義務がある。ただし、当該航空機についてその所有者以外の者が航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)に規定する使用者であることが貨貸借契約、使用貸借契約その他の契約により明らかである場合には、当該航空機に積み込まれた航空機燃料については、当該使用者が航空機燃料税を納める義務がある。

第六回 国及び地方公共団体は、前二条の規定にかかるわらず、航空機燃料税を納める義務がない。

第七回 本邦と外国との間を往来する航空機(以下「外国往来機」という。)で本邦内の各地間において発着する旅客又は貨物の有償の運送の用(以下「有償の国内運送の用」という。)に供されないものが外国往来機以外の航空機又是有償の国内運送の用に供される外国往来機による時において、当該航空機に航空機燃料税が課されていない航空機燃料(航空機燃料税を課された又は課されるべき航空機燃料で第十二条第一項又は第二項の規定の適用を受けた又は受けられたものを含む。)が現存する場合には、当該航空機燃料について、その時に、当該航空機の現存する場所において、当該航空機に積み込まれたものとみなす。

(積込みとみなす場合)

第八回 本邦と外国との間を往来する航空機(以下「外国往来機」という。)で本邦内の各地間に

おいて発着する旅客又は貨物の有償の運送の用(以下「有償の国内運送の用」という。)に供されないものが外国往来機以外の航空機又是有償の国内運送の用に供される外国往来機による時において、当該航空機に航空機燃料税が課されていない航空機燃料(航空機燃料税を課された又は課されるべき航空機燃料で第十二条第一項又は第二項の規定の適用を受けた又は受けられたものを含む。)が現存する場合には、当該航空機燃料について、その時に、当該航空機の現存する場所において、当該航空機に積み込まれたものとみなす。

二、航空機が譲渡により担保の目的となつている場合 当該譲渡をした者

第一回 第一項の規定に該当する航空機の所有者若しくは使用者でない者又は第二項の規定に該当する航空機の機長でない者が当該航空機の整備又は試運転を行なう場合には、その者により当該航空機に積み込まれた航空機燃料については、これらの規定にかかるわらず、当該整備又は試運転を行なう者が航空機燃料税を納める義務がある。

二、航空機燃料 航空機(第五条に規定する発動機を含む。)の燃料用に供される炭化水素油(炭化水素とその他の物との混合物又は单一の炭化水素を含む。)をいう。

(課税物件)

第三回 航空機燃料には、この法律により、航空機燃料税を課する。

(納稅義務者)

第四回 航空機の所有者は、当該航空機に積み込

る。

第五回 航空機から取りはずされた発動機又は新たに航空機に取り付けるため製造され若しくは購入された発動機の整備又は試運転を行なう者は、これらの発動機の燃料として消費された航

空機燃料税を課さない。

(納稅地)

第六回 航空機燃料税の納稅地は、航空機燃料の

二七六

航空機への積込みの場所（航空機からの取卸しをされた航空機燃料があつては、取卸しの場所）とする。ただし、政令で定めるところにより、国税庁長官の承認を受けたときは、その承認を受けた場所とする。

第二章 課税標準及び税率

（課税標準）

第十一条 航空機燃料税の課税標準は、航空機に積み込まれた航空機燃料の数量とする。キロリットルにつき一万三千円とする。

（税率）

第十二条 航空機燃料税の税率は、航空機燃料一キロリットルにつき一万三千円とする。

第三章 税額控除等

（取卸しの場合の航空機燃料税の控除等）

第十三条 第四条の規定に該当する航空機の所有者、使用者、機長又は整備若しくは試運転を行なう者（第六条に規定する者を除く。）が当該航空機に積み込んだ航空機燃料の取卸しをした場合には、当該取卸しをした日の属する月の翌月以後に提出期限の到来する第十四条第一項の規定による申告書（同項に規定する期限までに提出するものに限る。）に記載した同項第二号に掲げる航空機燃料税額から当該取卸しをした航空機燃料につき当該積込みにより納付された、又は納付されるべき航空機燃料税額（延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を除くものとし、当該航空機燃料税額につき既にこの項の規定による控除が行なわれている場合は、その控除前の金額とする。）に相当する金額を控除する。

2 前項の場合において、同項の規定による控除を受けるべき月分の第十四条第一項の規定による申告書に同項第五号に掲げる不足額の記載があるとき、又は当該申告書に記載された還付を受けようとする金額に相当する金額を還付する。

3 前二項の規定による控除又は還付を受けようとする金額に相当する金額を還付する。

とする者は、当該控除又は還付に係る第十四条の規定による申告書に当該控除又は還付を受けようとする航空機燃料税額に相当する金額の計算に関する書類として政令で定める書類を添附しなければならない。

4 第二項の規定による還付につき国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の規定による還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる期間は、当該還付に係る申告書が次の各算するものとする。

一 第十四条第一項の規定による申告書

申告書の提出期限

二 第十四条第二項の規定による申告書

申告書の提出があつた日の属する月の末日

三 第十二条第一項の規定による控除を受けようとする場合には、その適用を受けようとする航空機燃料税額（以下「納付すべき税額」という。）

四 第二号に掲げる航空機燃料税額から第三号に掲げる航空機燃料税額を控除した金額に相当する航空機燃料税額（以下「納付すべき税額」という。）

五 第二号に掲げる航空機燃料税額から第三号に掲げる航空機燃料税額を控除してなお不足額があるときは、当該不足額

六 その他参考となるべき事項

第七条 第十二条第一項に規定する取卸しをした航空機の所有者等は、同項の規定により控除を受けるべき月において、当該取卸しの場所（第九条ただし書の承認を受けた場合には、当該取卸しつき納税地とされた場所）を所轄する税務署長に対し前項の規定による申告書の提出を要しないときは、第十二条第一項の規定により控除を受けようとする金額に相当する金額の還付を受けため、政令で定めるところにより、当該還付を受けようとする金額その他の事項を記載した申告書を当該税務署長に提出することができる。

第八条 法人が合併した場合においては、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、合併により消滅した法人の次に掲げる義務を、相続があつた場合においては、相続人は、被相続人の次に掲げる義務を、それぞれ承継する。

第九条 国税庁長官、国税局長又は税務署長が、該職員の質問検査権

第十条 国税庁の当該職員又は航空機の所有者等の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、航空機燃料税に関する調査について必要があるときは、航空機の所有者等に質問し、又はその帳簿書類その他の物件を検査することができる。

第十一條 国税庁の当該職員又は航空機の所有者等の委託を受けて航空機燃料の貯蔵、運搬又は積込みを行なう者を含む。）の他自（）の事業に関し航空機の所有者等と取引があると認められる者に質問し、又はその事業に関する帳簿書類

空機燃料の積込みの場所ごとの数量及びその合計数量（以下この項において「課税標準数量」という。）

二 課税標準数量に対する航空機燃料税額

三 第十二条第一項の規定による控除を受けようとする場合には、その適用を受けようとする航空機燃料税額（以下「納付すべき税額」という。）

四 第二号に掲げる航空機燃料税額から第三号に掲げる航空機燃料税額を控除した金額に相当する航空機燃料税額（以下「納付すべき税額」という。）

五 第二号に掲げる航空機燃料税額から第三号に掲げる航空機燃料税額を控除してなお不足額があるときは、当該不足額

六 その他参考となるべき事項

第七条 第十二条第一項に規定する取卸しをした航空機の所有者等は、同項の規定により控除を受けるべき月において、当該取卸しの場所（第九条ただし書の承認を受けた場合には、当該取卸しつき納税地とされた場所）を所轄する税務署長に対し前項の規定による申告書の提出を要しないときは、第十二条第一項の規定により控除を受けようとする金額に相当する金額の還付を受けため、政令で定めるところにより、当該還付を受けようとする金額その他の事項を記載した申告書を当該税務署長に提出することができる。

第八条 法人が合併した場合においては、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、合併により消滅した法人の次に掲げる義務を、相続があつた場合においては、相続人は、被相続人の次に掲げる義務を、それぞれ承継する。

第九条 国税庁長官、国税局長又は税務署長が、該職員の質問検査権

第十条 国税庁の当該職員又は航空機の所有者等の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、航空機燃料税に関する調査について必要があるときは、航空機の所有者等に質問し、又はその帳簿書類その他の物件を検査する

ことができる。

第十一條 国税庁の当該職員又は航空機の所有者等の委託を受けて航空機燃料の貯蔵、運搬又は積込みを行なう者を含む。）の他自（）の事業に関し航空機の所有者等と取引があると認められる者に質問し、又はその事業に関する帳簿書類

（課税標準及び税額の申告）

第十四条 第四条の規定に該当する航空機の所有者、使用者、機長若しくは整備若しくは試運転を行なう者（第五条の規定に該当する発動機の整備若しくは試運転を行なう者又は第五号に規定する者を除く。）が当該航空機の現存する場所において、当該航空機から取卸しをされたものとみなす。

第四章 申告及び納付等

（課税標準及び税額の申告）

第十五条 前条第一項の規定による申告書を提出した航空機の所有者等は、当該申告書の提出期限内に、当該申告書に記載した納付すべき税額に相当する航空機燃料税を、國に納付しなければならない。

第五章 雜則

（保全担保）

第十六条 国税庁長官、国税局長又は税務署長

類その他の物件を検査することができる。

3 前二項の規定は、国税庁の当該職員及び納稅地の所轄税務署又は所轄国税局の当該職員以外の当該職員のその所属する税務署又は国税局の所轄区域内に住所、居所、事務所、事業所、航空機燃料の保管場所その他これらに準ずるもの

を有する航空機の所有者等に対する質問又は検査について準用する。

4 前三項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第一項又は第二項（これらの規定を第三項において準用する場合を含む。）の規定による質問又は

検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第六章 罰則

第二十条 次の各号の一に該当する者は、三年以下

の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又は

一 偽りその他不正の行為により航空機燃料税

を免れ、又は免れようとした者

二 偽りその他不正の行為により第十二条第一項の規定による還付を受け、又は受けようとした者

三 偽りその他不正の行為により航空機燃料税

を免れ、又は免れようとした者

2 前項の犯罪に係る航空機燃料に対する航空機燃料税に相当する金額又は還付金に相当する金額が百万円をこえる場合には、情状により、同項の罰金は、百万円をこえ当該航空機燃料税に相当する金額又は還付金に相当する金額以下とすることができる。

第二十一条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金又は科料に処する。

一 第十四条第一項の規定による申告書の提出を怠つた者

二 第十七条の規定による帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者

三 第十九条第一項又は第二項（これらの規定

を同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による当該職員の質問に対して答弁せざ若しくは偽りの答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し

た者

第二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関する前二条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し当該各条の罰金刑を科す

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和四十七年四月一日から施行する。

（税率の暫定的軽減）

第二条 次の各号に掲げる期間内に、航空機に積み込まれた航空機燃料に課されるべき航空機燃料税の税率は、第十二条の規定にかかわらず、當該各号に掲げる税率とする。

（税率の暫定的軽減）

第三条 この法律は、昭和四十七年四月一日から施行する。

（税率の暫定的軽減）

第四条 この法律の施行の日（以下「施行日」とい

う。）から昭和四十八年三月三十一日まで、航

空機燃料一キロリットルにつき五千二百円

二 昭和四十八年四月一日から昭和四十九年三月三十一日まで、航空機燃料一キロリットルにつき一万四百円

（相続税法の一部改正）

第四条 相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「石油ガス税」の下に「航

空機燃料税」を加える。

（地方道路税法の一部改正）

第五条 地方道路税法（昭和三十年法律第百四号）の一部を次のよう改訂する。

第五条第一項中「第七条、第十四条第六項又

は第十四条の二第五項」を「第七条、第十四条第六項、第十四条の二第五項又は第十六条の三第

七項（同法第十六条の三第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）」に

「第五条第五項、第十四条第六項又は第十四条の二第五項」を「第五条第五項、第十四条第六項、第十四条の二第五項又は第十六条の三第七項」に改め、「現存する」の下に「揮発油」とし、同

法第十六条の三第七項の規定の適用がある場合

には、その譲り渡される」を加え、同条第三項

及び第四項を削る。

第六条を次のように改める。

（未納税移出等）

第六条 挥発油税法第十四条第一項、第十四条

の二第一項本文、第十五条第一項、第十六条

第一項、第十六条の二第一項、第十六条の三

第一項又は第十六条の四第一項本文の規定に

一項の規定は、適用しない。

2 次の各号に掲げる期間内に、小型航空機等に係るものに限る。次項において同じ。）について

ては、航空機燃料税を課さない。この場合において、当該航空機燃料について、第十四条第

一項の規定は、適用しない。

3 前二項の規定によると、当該小型航空機等の同条に規定する発動機

は、当該小型航空機等の同条に規定する発動機

に係るものに限る。次項において同じ。）について

ては、航空機燃料税を課さない。この場合において、当該航空機燃料について、第十四条第

一項の規定は、適用しない。

4 前二項の規定によると、当該小型航空機等の同条に規定する発動機

は、当該小型航空機等の同条に規定する発動機

に係るものに限る。次項において同じ。）について

ては、航空機燃料税を課さない。この場合において、当該航空機燃料について、第十四条第

一項の規定は、適用しない。

5 前二項の規定によると、当該小型航空機等の同条に規定する発動機

は、当該小型航空機等の同条に規定する発動機

に係るものに限る。次項において同じ。）について

ては、航空機燃料税を課さない。この場合において、当該航空機燃料について、第十四条第

一項の規定は、適用しない。

6 前二項の規定によると、当該小型航空機等の同条に規定する発動機

は、当該小型航空機等の同条に規定する発動機

に係るものに限る。次項において同じ。）について

ては、航空機燃料税を課さない。この場合において、当該航空機燃料について、第十四条第

一項の規定は、適用しない。

7 前二項の規定によると、当該小型航空機等の同条に規定する発動機

は、当該小型航空機等の同条に規定する発動機

に係るものに限る。次項において同じ。）について

ては、航空機燃料税を課さない。この場合において、当該航空機燃料について、第十四条第

一項の規定は、適用しない。

（未納税移出等）

第六条 挥発油税法第十四条第一項、第十四条

の二第一項本文、第十五条第一項、第十六条

第一項、第十六条の二第一項、第十六条の三

第一項又は第十六条の四第一項本文の規定に

一項の規定は、適用しない。

2 前項の規定の適用を受けた揮発油について

三第六項本文（同法第十六条の四第四項において準用する場合を含む。又は第十六条の四

第三項本文の規定により揮発油税を徴収する

こととなるときは、当該揮発油を引き取つた者又は移入した者から地方道路税を徴収す

ることとなるときは、当該揮発油を引き取つた者又は移入した者から地方道路税を徴収す

質疑を終了し、討論なく、両案を順次採決の結果、いずれも多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両案に対し、鷗崎委員より四党共同の附帯決議案がそれ提出され、いずれも全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上報告を終わります。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより両案を一括して採決いたします。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よつて、両案は可決されました。

衆第二項の規定に基づき、承認を求める件(衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。通信委員長杉山善太郎君。

〔審査報告書は都合により第十二号末尾に掲載〕

〔審査報告書は都合により第十二号末尾に掲載〕

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求める件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十七年三月十七日

参議院議長 河野 謙三殿
衆議院議長 船田 中

分はそれぞれ一、三七五円、二、二〇〇円とする。

第三条 本予算は、この予算の各項に定めた目的以外にこれを使用することができない。

第四条 本予算の各項に定めた経費の金額は、予算の執行上やむを得ない場合に限り、経営委員会の議決を経て、各項目において、彼此流用することができる。ただし、給与については、他の項と彼此流用することができない。

第五条 本予算中資本支出において、年度内に支出を終わらないときは、同一計画事項の支出に充てるため、予算の残額を翌年度に繰り越すことができる。

第六条 本予算總則第五条による繰越額は、本年度において、同一計画事項に限り使用することができない。

第七条 事業量の増加等により、収入が予算額に比し増加するときは、その増加額または節減額は、経営委員会の議決を経て、その一部または全部を事業のため直接必要とする経費の支出、借入金の返還または設備の新設、改善に充てることができる。

第八条 前項に定めるもののほか、職員の能率向上による企業経営の改善によつて、収入が予算額に比し増加し、または経費を予定より節減したときは、その増加額または節減額は、経営委員会の議決を経て、その一部を職員に対する特別の給与の支給に充てることができる。

第九条 前期繰越金が本予算において予定する金額に比し増減したときは、経営委員会の議決を経て、借入金の返還または設備の新設、改善に充てた経費を加減して使用することができる。

第十条 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第三十八条による沖縄放送協会承継納付金の額が本年度内に確定したときは、資本支出においてこれを支出することができる。

第十二条 この場合において、納付金の支出に充てるため必要があるときは、本予算中資本收入を増額し、または予備費を使用し、もしくは資本支出中他の各項と流用することができる。

第十三条 本予算中、資本收入において予定する放送債券は長期借入金に、また、長期借入金は放送債券にかえることができる。

第十四条 国際放送ならびに選挙放送の実施に対する交付金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、それぞれ国際放送ならびに選挙放送に關係ある経費の支出に充てることができる。

第十五条 業務に関連ある調査研究等に対し、交付金、補助金等の収入があるときは、その金額は、調査研究に關係ある経費の支出に充てることができる。

第十六条 昭和四十七年度収支予算書

○議長(河野謙三君) 日程第四 放送法第三十七条

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

○議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よつて、両案は可決されました。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) これより両案を一括して採決いたします。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よつて、両案は可決されました。

〔賛成者起立〕

日本放送協会昭和四十七年度収支予算、事業計画及び資金計画

昭和四十七年度収支予算

〔賛成者起立〕

第一條 昭和四十七年度収支予算の収入および支出を別表収支予算書のとおり定める。

第二条 放送の受信についての契約を締結した者から徵収する受信料の月額は、カラー・テレビジョン放送を含む受信の契約(以下「カラー契約」という)にあつては四六五円とする。ただし、十二カ月分を前納する者についての当該十二か月分はそれぞれ三、四六五円、五、一一五円とし、六か月分を前納する者についての当該六か月分はそれぞれ一、七三五円、二、五六〇円とする。

第三条 前項の規定にかかるわらず、沖縄県の区域において徴収する受信料の月額は、特例措置として普通契約二五〇円、カラー契約四〇〇円とする。ただし、一二か月分を前納する者についての当該一二か月分はそれぞれ二、七五〇円、四、四〇〇円とし、六か月分を前納する者についての当該六か月

(款) 事 業 収 入	(項) 受 信 料
一一一、四八三、一〇三千円	一〇八、九三九、三八一千円
一一一、四八三、一〇三千円	一四八、二二九千円
一一一、四八三、一〇三千円	一、五七五、四九三千円
一一一、四八三、一〇三千円	八二〇、〇〇〇千円

資本収支から受入れ

(款) 事業支出

一一一、四八三、一〇三千円
三七、〇一四、八六五千円
二九、七七九、三〇〇千円
七六八、〇四一千円

(項) 給与

一一〇、五六四、一四七千円
一一、六六八、二二〇千円
一、五三三、五八三千円
一、五三九、〇〇〇千円

(項) 放送送費

一、五三九、〇〇〇千円
四、二一六、〇四七千円
四〇〇、〇〇〇千円

(項) 費用

一一一、四八三、一〇三千円
三七、〇一四、八六五千円
二九、七七九、三〇〇千円
七六八、〇四一千円

(項) 管理費

一一〇、五六四、一四七千円
一一、六六八、二二〇千円
一、五三三、五八三千円
一、五三九、〇〇〇千円

(項) 調査研究費

一一一、四八三、一〇三千円
三七、〇一四、八六五千円
二九、七七九、三〇〇千円
七六八、〇四一千円

(項) 予備費

一一〇、五六四、一四七千円
一一、六六八、二二〇千円
一、五三三、五八三千円
一、五三九、〇〇〇千円

(項) 関連費

一一一、四八三、一〇三千円
三七、〇一四、八六五千円
二九、七七九、三〇〇千円
七六八、〇四一千円

(項) 支出

一一一、四八三、一〇三千円
三七、〇一四、八六五千円
二九、七七九、三〇〇千円
七六八、〇四一千円

(項) 収入

一一一、四八三、一〇三千円
三七、〇一四、八六五千円
二九、七七九、三〇〇千円
七六八、〇四一千円

(項) 備付

一一一、四八三、一〇三千円
三七、〇一四、八六五千円
二九、七七九、三〇〇千円
七六八、〇四一千円

(項) 支出

一一一、四八三、一〇三千円
三七、〇一四、八六五千円
二九、七七九、三〇〇千円
七六八、〇四一千円

一 計画概説

昭和四十七年度における日本放送協会の事業運営については、事業経営の長期的構想のもとに、極力業務の効率化を推進し、テレビジョン、ラジオ両放送の全国普及の早期達成につとめるとともに、

に、ナ格れた放送を実施して、国民の要望にこたえる。

また、沖縄の復帰に伴い、沖縄放送協会が有している権利および義務を承継し、沖縄地域における公共放送業務を拡充する。

(一) 放送網の建設については、総合、教育両放送網の早期完成を目指し積極的に建設を行なう。また、テレビジョンにおいては、第二放送大電力局の整備を行なうほか、超短波放送局の建設を行なう。

(二) テレビジョン、ラジオ放送とともに放送系統の性格をいつそう明確にし、番組内容を充実刷新するとともに、カラー・テレビジョン放送時間の拡充を行なう。

また、ローカル放送においては、地域社会の実情に即応した番組の充実刷新を図る。

(三) 放送番組の利用については、教育、教養番組の充実に対応して、学校教育面への利用の促進を図るとともに、社会教育面への利用についても積極的に促進する。

(四) 受信契約者の普及については、社会情勢の変化と聴視者態様の多様化、複雑化に即応した事業活動を推進し、受信者の開発につとめるとともに、受信者の理解と協力をうるよう協会事業の周知、受信の改善を積極的に行ない、極力、受信契約者の維持増加を図る。

(五) 國際放送については、諸外国との経済、文化交流の促進と、國際間の理解と親善に寄与するため、番組内容の充実刷新を行ない、放送効果の増大を図る。

(六) 調査研究については、放送番組、放送技術の向上に寄与する調査研究を充実するとともに、その成果を広く一般に公開して、わが国放送文化の発展に資する。

(七) 経営管理については、事業規模の拡大と複雑化に対処し、経営全般にわたり業務の効率化を積極的に推進し、企業能率の向上を図る。また、職員に対する給与については、適正な水準の維持を図る。

(八) 沖縄地域においては、可及的すみやかに本土と同等の放送サービスを行なうこと目途とし、放送の拡充、放送施設の整備ならびに営業活動の充実強化を推進し、地域住民の要望にこたえるとともに、受信契約者の普及につとめる。

二 建設計画

建設計画については、テレビジョン、ラジオ放送網の建設に入〇億四、七〇〇万円、演奏所の整備に七六億五、一〇〇万円、放送設備の充実、改善に九七億八、五〇〇万円、研究設備の整備等に二十五億一、七〇〇万円、総額二八〇億円をもつて施行する。このうち沖縄地域については、総額一〇億円をもつてラジオ放送局の建設、放送設備の充実等を実施する。

(一) テレビジョン放送網計画

テレビジョン放送の難視聴地域の早期解消を図るため、那須芦野等二二〇地区にテレビジョン局の建設を完成し、一四〇地区の建設に着手するほか、辺地における共同受信施設については、

昭和四十七年三月三十一日 参議院会議録第九号 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

沖縄地域を含め一、〇一〇施設を設置する。

また、県域放送を実施するため津等二局のテレビジョン局を完成し、二局の建設に着手するほか、非常用電源装置の整備等を行なう。

これらに要する経費は、六六億一〇〇万円である。

(二) ラジオ放送網計画

熊本等第二放送大電力局の建設および広島等第一放送局の増力を行なうほか、超短波放送について厚岸等四〇局の建設を完成し、三〇局の建設に着手する。

また、沖縄地域において第一、第二放送局それぞれ那覇等三局の建設を完成する。

これらに要する経費は、一四億四、五〇〇万円である。

(三) 演奏所整備計画

これらに要する経費は、七六億五、一〇〇万円である。

(四) 放送設備整備計画

放送番組の拡充に対処し、あわせて良質放送を実施するため、老朽の著しい放送設備を更新するほか、技術革新の進展に対応して設備の改善を行なうこととし、カラー放送設備、報道用取材機器、中継放送用機器等の整備を行なう。

これらに要する経費は、九七億八、五〇〇万円である。

(五) 研究設備、一般施設整備計画

新しい技術の開発を図るため、研究設備、調査用機器等の整備を行なうほか、業務の効率化のための機器の整備、宿舎の整備等を行なう。

これらに要する経費は、二五億一、七〇〇万円である。

(六) 要員および給与

要員については、業務の効率化を積極的に推進して、事業計画の遂行に必要な最少限の人員にとどめることとし、前年度一六、二三〇人に對し、業務の拡充、設備の増加等により二二〇人増員するほか、沖縄放送協会から受けられる要員を一〇人と見込み、総員を一六、五六〇人とする。

これに要する給与は、総額三七〇億一、四八六万五千円である。

(七) 国内放送

ア 放送番組については、テレビジョン放送において、総合放送は、一日一八時間の放送時間により、広く一般を対象とした番組を編成し、番組内容の向上刷新につとめ、教育放送は、一日一八時間の放送時間により、組織的、系統的な教育番組を中心とした番組内容の充実強化を図る。また、このうちカラーテレビジョン放送時間は、前年度の一・二二一時間に対し、一時間三〇分増加して、一日二二時四〇分とする。ローカル放送においては、一日一時間三〇分の放送時間により、地域社会に直結したニュース、報道、教養番組の充実を図る。

ラジオ放送においては、第一放送は一日一九時間、第二放送は一日一八時間三〇分の放送時

間により、全般にわたり番組の刷新を図り、受信者の聴取態様に適合した効果的な番組の編成を行なう。また、超短波放送は、一日一八時間の放送時間により、県域を基本とするニュース・インフォメーション番組等ローカル放送を充実強化することとし、ステレオ放送等その特性を生かした番組の充実を図る。

このほか、放送番組の利用については、番組の効果的な編成とともに、学校教育面への利用の促進を図るとともに、社会教育面への利用について放送聴視グループの総合的な育成等により積極的に促進する。

なお、沖縄地域における放送番組については、通信施設の整備等に対応しつつ充実を図ることとし、カラー放送の実施をはじめテレビジョン放送の拡充を行なうとともに、ラジオ放送についても、復帰後早期に第一、第二放送を実施する。

このため、番組関係に要する経費は、一九〇億八、九〇五万九千円である。すなわち、番組制作に一六五億二、六三九万九千円、番組の編成企画その他に二五億六、二六六万円である。

イ 放送施設の運用維持については、置局等による設備の増加に対処し、効率的な保守運用を図る。

これに要する経費は、六〇億二、二六三万八千円である。

ウ 通信施設関係については、前年度四五億六、〇九二万三千円に対し、一億六六八万円の増額となり、総額四六億六、七六〇万三千円である。

以上により、国内放送費総額は、前年度二八六億五、〇八一万八千円に対し、一一億一、八四八万二千円の増額となり、総額一九七億七、九三〇万円である。

（三）国際放送

国際放送については、一日三七時間の放送時間により、ニュース・インフォメーション番組、各地域の特殊性に即した番組を編成し、放送を通じての国際間の理解と親善に寄与する。

このため、前年度七億六、五四〇万二千円に対し、二六三万九千円の増額となり、総額七億六、八〇四万一千円である。

（四）業務関係

業務関係については、社会情勢の変化に即応した営業活動を推進し、協会事業の周知、UHFテレビジョンの普及の促進、辺地共同受信施設の維持対策、電波障害対策等受信の改善および沖縄地域における受信の普及のための特別対策等を積極的に行ない、極力、受信契約者の維持開発につとめ、受信料の確実な収納を図る。

このため、前年度九五億六、七九四万六千円に対し、九億九、六二〇万一千円の増額となり、総額一〇五億六、四一四万七千円である。すなわち、広報および受信改善関係に一一億九、二八八万八千円、契約受納関係に九三億七、一三二万九千円である。

（五）管理関係

管理関係については、業務全般にわたり効率化を積極的に推進して、経費の節減につとめるとともに、職員に対する教育訓練の実施等により企業能率の向上を図ることとするが、社会保険費の増加等により、前年度一一億四、二六八万二千円に対し、五億二、五四三万八千円の増額となり、総額一一六億六、八一二万円である。すなわち、一般管理に一三億六二〇万円、施設の維

持管理に二四億九、一二九万五千円、職員の厚生保健に四七億一、七一七万九千円、退職手当その他の三一億五、二五四万六千円である。

(イ) 調査研究関係

調査研究関係については、番組面において、国民世論調査、番組聴視状況調査ならびに意向調査等を行ない、技術面において、難視聴改善方式等放送技術新分野の開発研究、カラーテレビジョンの改善研究、放送衛星に関する開発研究、放送技術発展のための基礎研究等を行なう。

このため、前年度一五億一、六五三万円に対し、一、七〇六万三千円の増額となり、総額一五億二、三五八万三千円である。

(ロ) 財務関係

以上のほか、事業運営のために必要な経費として、減価償却費一五五億三、九〇〇万円、放送債券発行償還経費、支払利息、未収受信料欠損償却等の関連経費四二億一、六〇四万七千円および予備費四億円を計上する。

四 受信契約者数

(イ) 普通契約

ア 有料契約者見込数

区 分	昭和四十七年度		増 減
	昭和四十六年度	△	
年度初頭契約者数	一一、四〇〇,000	一、四〇〇,000	
年度内新規契約者数	一、六三〇,000	△ 一、六〇〇,000	
年度内廃止契約者数	四、七五六,000	△ 五、一〇〇,000	
年度内増加契約者数	△ 三、一〇〇,000	△ 三、一〇〇,000	
イ 受信料免除者見込数	三、〇〇〇	四、〇〇〇	
年度初頭免除者数	三、〇〇〇	三、〇〇〇	
年度内新規免除者数	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
年度内廃止免除者数	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
年度内増加免除者数	一、〇〇〇	一、〇〇〇	

(参考一)

前記四のうち沖縄地域における受信契約者数

(イ) 普通契約

ア 有料契約者見込数

区 分	昭和四十七年度		増 減
	昭和四十六年度	△	
年度初頭契約者数	一、〇〇〇	○	
年度内新規契約者数	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
年度内廃止契約者数	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
年度内増加契約者数	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
イ 受信料免除者見込数	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
年度初頭免除者数	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
年度内新規免除者数	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
年度内廃止免除者数	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
年度内増加免除者数	一、〇〇〇	一、〇〇〇	

(二) カラー契約
ア 有料契約者見込数

区 分	昭和四十七年度		増 減
	昭和四十六年度	△	
年度初頭契約者数	二、六一,000	七、六一,000	
年度内新規契約者数	五、四四,000	四、八一〇,000	
年度内廃止契約者数	一、一四〇,000	六一〇,000	
年度内増加契約者数	四、〇〇四,000	四、一〇〇,000	
イ 受信料免除者見込数	四、〇〇四,000	四、一〇〇,000	
年度初頭免除者数	二、六一,000	七、六一,000	
年度内新規免除者数	五、四四,000	四、八一〇,000	
年度内廃止免除者数	一、一四〇,000	六一〇,000	
年度内増加免除者数	四、〇〇四,000	四、一〇〇,000	

昭和四十七年三月三十一日 参議院会議録第九号 放送法第三十七条第一項の規定に基づき、承認を求めるの件

二八四

年度内新規免除者数

年度内廃止免除者数

年度内增加免除者数

四,000	○	○

(一) カラー契約

ア 有料契約者見込数

区分	昭和四十七年度	昭和四十六年度	増減
年度初頭契約者数	四,000	○	○
年度内新規契約者数	四,000	○	○
年度内廃止契約者数	四,000	○	○
年度内增加契約者数	四,000	○	○

イ 受信料免除者見込数

区分	昭和四十七年度	昭和四十六年度	増減
年度初頭免除者数	○	○	○
年度内新規免除者数	○	○	○
年度内廃止免除者数	○	○	○
年度内增加免除者数	○	○	○

(参考)
有料契約者見込総数

区分	昭和四十七年度				(単位 千円)
	第一・四半期	第二・四半期	第三・四半期	第四・四半期	
一 前期末資金有高	五,000,000	五,125,125	五,189,335	五,308,251	昭和四十七年度資金計画
二 入 受信料	三,三五六,000	二六,104,125	三八,255,125	三三,354,125	一本年度の入金額
放送債券	九九五,000	二六,008,625	三三,250,000	三一,二八五,100	受信料については、受信料収入予算一、〇八九億三、九三八万一千円から年度内に取納に至らないものを控除した受信料収納額一、〇六六億二、六一八万七千円を予定する。
长期借入金	二,000,000	二六,000,000	三七,000,000	三三,000,000	放送債券については、三〇億円発行による入金額一九億八、五〇〇万円、長期借入金については、一五八億七、五〇〇万円を予定する。
交付金収入	三六,九〇	一九,000,000	一九,000,000	一九,000,000	このほか、国際放送関係等交付金収入一億四、八二三万九千円、受人利息等雑収入一五億七、四九万三千円、固定資産売却收入一億円、放送債券償還積立金のもどし入れ一二億六、八〇〇万円、受信料前受金等三七億六、六二八万一千円を見込む。
雜 収 入	二五,三〇	二五,三〇	二五,三〇	二五,三〇	以上により入金額は、総額一、三二三億四、四一九万円である。
固定資産売却	一三,九〇	一三,九〇	一三,九〇	一三,九〇	二 本年度の出金額
前受金等	九七,二五	二四〇,五九	一、三三五,五〇	一、三三五,四九三	事業経費九一三億二、八〇五万六千円、建設経費一八〇億円、放送債券の償還一二五億八、〇〇〇万円、長期借入金の返還三〇億七、二〇〇万円、放送債券償還積立金へ繰入れ一三億一、〇〇〇万円、予備費四億円、支払利息等五三億三、九五八万九千円をあわせ出金額は、総額一、三二〇億二、九六四万五千円である。
三 出 事業経費	二四,050,014	二四,050,014	二四,050,014	二四,050,014	三 資金の需要および調達を四半期にみれば、別表のとおりである。

別表

昭和四十七年度収支予算および事業計画に基づく本年度における資金計画は、次のとおりである。
受信料については、受信料収入予算一、〇八九億三、九三八万一千円から年度内に取納に至らないものを控除した受信料収納額一、〇六六億二、六一八万七千円を予定する。
放送債券については、三〇億円発行による入金額一九億八、五〇〇万円、長期借入金については、一五八億七、五〇〇万円を予定する。
このほか、国際放送関係等交付金収入一億四、八二三万九千円、受人利息等雑収入一五億七、四九万三千円、固定資産売却收入一億円、放送債券償還積立金のもどし入れ一二億六、八〇〇万円、受信料前受金等三七億六、六二八万一千円を見込む。
以上により入金額は、総額一、三二三億四、四一九万円である。

二八四

建設経費	五、九三八、〇　〇	五、六〇八、〇	一一、七五、〇	四、六四、〇
放送債券償還	一〇〇、〇〇〇	九四〇、〇	九一〇、〇	九〇〇、〇
長期借入金返還	一一〇、〇	八四九、〇	二、一〇〇、〇	二、五〇〇、〇
放送債券償還積立金繰入れ	〇	〇	三、〇三一、〇	三、〇三一、〇
予備費	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇
支払利息等	一、一五九、三五六	一、一五五、三二一	一、一五九、八八八	一、一五七、一四三
四 期末資金有高	五、一五、七六六	五、一九、三五五	五、一〇八、三五五	五、三五、五九九
				四〇〇、〇

日本放送協会昭和四十七年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する郵政大臣の意見
放送法（昭和二十五年法律第一三三一号）第三十七条第二項の規定に基づき、日本放送協会の昭和四十七年度収支予算、事業計画および資金計画に付する意見は次のとおりである。

昭和四十七年三月

郵政大臣

日本放送協会昭和四十七年度収支予算、事業計画および資金計画に付する意見
に次の意見を付し、やむを得ないものと認める。

日本放送協会（以下「協会」といふ。）の昭和四十七年度収支予算、事業計画および資金計画は、特に次の意見を付し、やむを得ないものと認める。
昭和四十七年度収支予算において資本収支から事業収支へ八億二、〇〇〇〇万円の繰り入れが計上されているが、沖縄において同額の支出超過が見込まれる事情があるとしても、本予算の執行にあたりこの繰り入れを回避することができるよう努めるべきである。このため、協会は、経営の合理化を徹底し極力経費の節減に努めるほか、営業活動等についてもいつそ効果的な施策を講じて収入の増加を図るよう努力すべきである。特に、受信料の収納不能額の増加は、収入の確保および受信料の負担の公平といふ見地からきわめて重大な問題であるから、この点についていつそ配意すべきである。ところで、過去数年間における受信契約総数の状況を顧みるに、その増加状況は横ばい的傾向になりつつあり、また、昭和四十三年度以降有力な增收財源となつていていたカラーチャンネルは、昭和四十七年度末にはその件数が受信契約総数のはば三分の二に達する予定であり、昭和四十八年度以降の受信料収入の増加には大きな期待を寄せ得ない時期にさしかかりつつあるものと認める。

かかる情勢のもとで、昭和四十七年度においては、前年度に対比して九六億八、四〇〇万円の増収が予定されているところであるが、事業支出が受信料等の収入の増加額を上回る規模で拡大し、資本の状態に至つたものであることを指摘せざるを得ない。
この際、協会は、公共放送機関としての経営責任の重大性をあらためて認識し、合理的な経営組織の確立と事業の効率的運営の実現につきその努力を傾注すべきものと考へる。

〔杉山善太郎君登壇、拍手〕

〔賛成者起立〕

○杉山善太郎君 ただいま議題となりました案件は、日本放送協会の昭和四十七年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求める所とするものであります。

その概要を申し上げますと、収支予算の規模は五百七十九億八千万円となっております。なお、資本支出のうち、八億二千万円を事業収支へ繰り入れることとしております。

また、事業計画は、その重点を放送の全国普及をはかるためのテレビ、ラジオ両放送網の建設、放送系統の性格の明確化と放送番組の刷新充実、沖縄地域における公共放送業務の拡充等に置いております。

○議長（河野謙三君） この際、日程に追加して、地方税法の一部を改正する法律案（衆議院提出、衆議院送付）

航空機燃料課税と税法案（内閣提出、衆議院送付）

地方税法の一部を改正する法律案（衆議院提出、衆議院送付）

通信委員会におきましては、参考人の意見を聽取するなど慎重な審議を重ねましたが、特に難視解消についての総合施策、受信料の収納・契約の確保対策、長期経営構想と財政の見通し、沖縄の放送サービスの改善計画、放送法の改正問題等の諸点について熱心な質疑が行なわれました。

かくて質疑を終え討論採決の結果、全会一致をもってこれを承認すべきものと決定いたしました。

次いで本件に関し、放送による表現の自由の確保、放送の不偏不党の堅持、当年度予算に計上の赤字解消に関する経営努力、難視聴解消対策の積極化など五つの項目にわたる附帯決議を委員会の決議とすることに決定いたしました。

○議長（河野謙三君） 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長玉置猛夫君。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

めます。

地方税法の一部を改正する法律案

地方税法の一部を改正する法律

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第七号中「十万円」を「十五万円」に、「五万円」を「十万円」に改め、「控除した金額」の下に「の二分の一に相当する金額」を加える。

第二十四条の五第一項第三号中「三十五万円」を「三十八万円」に改める。

第三十二条第四項第一号中「十五万円」を「十七万円」に改める。

第三十四条第一項第四号を次のように改める。

四 前年中に次に掲げる契約に基づく掛金を支払つた所得割の納稅義務者 その支払つた金額の合計額

イ 小規模企業共済法(昭和四十年法律第二百二号)第二条の三に規定する第一種共済契約

ロ 条例の規定により地方公共団体が精神又は身体に障害のある者に關して実施する共

濟制度で政令で定めるものに係る契約

し、同項第六号中「九万円」を「十万円」に、「十一万円」を「十二万円」に改め、同項第七号から第九号までの規定中「九万円」を「十万円」に改め、同項第十号中「十三万円」を「十四万円」に改め、同項第十一号中「十万円」を「十一万円」に改め、同項第十二号中「十四万円」を「十五万円」に改め、同項第三項中「十一万円」を「十二万円」に改め、同項第四項及び第八項中「小規模企業共済掛金控除額」を「小規模企業共済等掛金控除額」に改める。

第三十六条第一項中「記載があるとき」の下に「(当該申告書の提出がなかつた場合又は当該申告書の提出がなかつたこと又はその記載がなかつたことについてやむを得ない事情があると市町村長が認めるときを含む。)」を加える。

第四十五条の一第一項第五号中「小規模企業共

济掛金控除額」を「小規模企業共済等掛金控除額」に改める。

第七十七条第一項を次のように改める。

第七十二条の十七第一項中「第二十条」を「第十

八条の三、第二十条」に改め、同条第三項第一号

中「十五万円」を「十七万円」に改める。

第七十二条の十八第一項及び第二項中「三十六

万円」を「六十万円」に改める。

第七十二条の四十八第三項中「電気供給業」を

「、電気供給業にあつてはその二分の一を当該事

務所又は事業所の固定資産の価額に、他の二分の

一を当該事務所又は事業所の固定資産で発電所の

用に供するものの価額に」に改める。

第七十二条の五十五の二第一項中「(以下本条に

おいて「確定申告書」という。)」を削り、「提出した

場合」を「提出し、又は道府県民税につき第四十五

条の二第一項の申告書を提出した場合」に、「当該

確定申告書」を「当該申告書」に改め、同条第二項

中「当該確定申告書」を「当該申告書」に、「これら

の規定」を「同条第一項から第三項までの規定」に

改め、同条第三項中「確定申告書」を「同項に規定する申告書」に、「当該確定申告書」を「当該申告書に改める。

第七十三条の四第一項第二十二号の次に次の二号を加える。

二十二の二 海洋科学技術センターが海洋科学

技術センター法(昭和四十六年法律第六十三

号)第「十三条第一項第一号から第四号まで

に規定する業務の用に供する不動産で政令で

定めるもの

第七十三条の五第二項を同条第三項とし、同項

の前に次の二項を加える。

2 道府県は、八郎潟新農村建設事業団が八郎潟

新農村建設事業団法(昭和四十年法律第八十七

号)第十九条第一項第五号の業務として土地(政

令で定めるものに限る。)を譲り渡した場合におけ

る又は利用の日ごとに定額によつて」を加える。

第七十八条第一項を次のように改める。

第七十五条第一項各号に掲げる施設(次号に掲げる施設を除く。) 利用料金の百分の十

二 第七十五条第一項第二号に掲げる施設(こ

れに類する施設を含む。) 一人一日につき六百円

一 第七十五条第一項各号に掲げる施設(次号に掲げる施設を除く。) 利用料金の百分の十

三 第七十二条の三、第二十条」に改め、「

第七十二条の四十八第三項第一号中「十五万円」を「十

五万円」に、「五万円」を「十万円」に改め、「控除し

た金額」の下に「の二分の一に相当する金額」を加

められるときに限り、適用する。

第二百九十二条第一項第七号中「十万円」を「十

五万円」に、「五万円」を「十万円」に改め、「控除し

た金額」の下に「の二分の一に相当する金額」を加

められる。

第二百九十五条第一項第三号中「三十五万円」を「三十八万円」に改める。

第三百三十三条第四項第一号中「十五万円」を「十

五万円」に改める。

三 第七十八条第一項第二号に掲げる施設を利

用する場合

第一百四十七条第一項第三号を次のように改め

る。

三 バス

一般乗合用のもの 年額 一万四千円

その他 年額 三万円

三百四十七条第二項中「主として観光貸切用」を

「一般乗合用」に、「四十人をこえ五十人以下」を「三十人をこえ四十人以下」に、「三十人をこえ四十人以下」を「四十人をこえ五十人以下」に改める。

第一百五十四条の次に次の二条を加える。

(自動車税の納付義務の免除)

第一百五十四条の二 道府県は、

居所が不明である場合において、当該自動車の

売主が当該自動車の売買に係る代金の全部又は一部を受けとることができなくなつたときは、

当該自動車に対して課する自動車税に係る地方

団体の徴収金に係る売主の義務を免除するものとする。

前項の規定は、第一百四十五条第二項に規定す

る自動車の売主から前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認

められるときに限り、適用する。

三百四十四条の四中「記載があるとき」の下に

「(当該申告書の提出がなかつた場合又は当該申告書に記載がなかつた場合において、そ

とにかく、やむを得ない事情があると市町村長が認めることを含む。) を加える。

第三百十七条の二第一項第五号中「小規模企業共済掛金控除額」を「小規模企業共済等掛金控除額」に改める。

〔第三百四十八条第二項第一号の七中「又は」を「若しくは」に、「立体交差化施設のうち」を「立体交差化施設又は道路の改築に伴い改良された既設の施設のうち」に改め、同号の次に次の一號を加える。〕

二の八 地方鉄道法又は軌道法の規定による地方鉄道業者又は軌道經營者が都市計画法第五条の規定により指定された都市計画区域内において地方鉄道事業又は軌道經營の用に供するため所有する地下道又は跨線道路橋で、自治省令で定めるもの

定めるもの」を削り、同項第六号の四中「ばい煙処理施設で」を「ばい煙処理施設又は同条第五項に規定する粉じん発生施設から発生する粉じんの処理施設で」に改め、同項第六号の五中「第四号」を「第三号」に、「第六号」を「第五号」に改め、同項第六号の六中「第十五条第一項に規定する魔グラスチック類処理施設で」を第八条第一項に規定するごみ処理施設又は同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設で」に改め、同号の次に次の一号を加える。

六の七 公共の危害防止のためにする悪臭防止法(昭和四十六年法律第九十二号)第二条に規定する悪臭物質の排出防止設備で自治省令で定めるもの

第三百四十八条第二項第十八号の三の次に次の一号を加える。

十八の四 日本万国博覽会記念協会が日本万国博覽会記念協会法第二十一条第一項第一号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

〔第二十一項〕に改め、同条第三項中「第二十二項」を「第二十一項」に改め、同条第三項中「第二十二項」を「第二十一項」に改め、同条第四項中「第四号」を「第三号」に改め、同条第十三項中「租税特別措置法第十二条第一項の表の第二号に掲げる個人又は同法第四十三条第一項の表の第二号若しくは第十三号に掲げる法人が新設したそれぞれこれらの規定の適用を受ける機械その他の設備」を「中小企業者等の営む事業の經營の合理化に資するための機械その他の設備で自治省令で定めるもの」に改め、同条第十七項中「当該橋りようによつて」を削り、同条中同項を第十九項を削り、第二十項を第十九項とし、第二十一項を第二十項とし、同条第二十二項中「砂利の採取に伴う災害の防止」を削り、同条中同項を第二十一項とし、第二十三項を第二十二項とし、同条に次の二項を加える。

23 海洋科学技術センターが所有し、かつ、直接海洋科学技術センター法第二十三条第一項第一号から第四号までに規定する業務の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものに對して課する固定資産税の課税標準は、前二条の規定にかかわらず、当該固定資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税については、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額とし、その後五年度分の固定資産税についても、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

第四百四十九条の次に次の二条を加える。

(軽自動車税の納付義務の免除)

第四百四十九条の二 市町村は、第四百四十二条の二第二項に規定する軽自動車等の所在及び買主の住所又は居所が不明である場合において、当該軽自動車等の売主が当該軽自動車等の売買に係る代金の全部又は一部を受けとることがで

〔第二十一項〕に改め、同条第三項中〔第二十二項〕を「第二十一項」に改め、同条第三項中〔第二十二項〕を「第二十一項」に改め、同条第四項中〔第四号〕を「第三号」に改め、同条第十三項中「租税特別措置法第十二条第一項の表の第二号に掲げる個人又は同法第四十三条第一項に規定する法人が新設したそれぞれこれらの規定の適用を受ける機械その他の設備」を「中小企業者等の営む事業の経営の合理化に資するための機械その他の設備で自治省令で定めるもの」に改め、同条第十九項を削り、同条中第七項中「当該橋りようによつて係る」を削り、同条中第十九項を削り、第二十項を第十九項とし、第二十一項を第二十項とし、同条第二十二項中「砂利の採取に伴う災害の防止」を削り、同条中同項を第二十一項とし、第二十三項を第二十二項とし、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、第四百四十二条の二第二項に規定する軽自動車等の売主から前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときに限り、適用する。

第四百八十九条第一項第十三号中「焼成りん肥にりん酸液を作用させた肥料」を削り、同項第二十二号の四中「限る。」の下に「及び無水フタル酸」を加え、同条第二項中「無水フタル酸、」を削り、「及び合成グリセリン」を「合成グリセリン」に改め、「含む。」の下に「及びアクリル酸(プロピレンを原料とするものに限る。)」を加え、同条第四項中「として設置された電灯」を「若しくは融雪用として設置された電灯、電気融雪装置その他の施設」に改め、同条第十項中「及び第九十八条第一項」を削り、「並びに」を「これらの学校の教育に準ずる教育を行なら政令で定める施設及び」に改める。

第四百九十条の二第一項中「七百円」を「八百円」に、「一千四百円」を「千六百円」に改める。

第七百二条第二項中「第十九項又は第二十項」を「又は第十九項」に改める。

附則第四条の見出し中「課税標準」を「課税標準等」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条とし、同条に次の一項を加える。

2 租税特別措置法第二十八条の四の規定により読み替えて適用される所得税法第一百四十条の規定によつて所得税の還付を受けた者の昭和四十二年又は昭和四十七年において生じた同法第二

定によつて法人税の還付を受けた法人の当該還付を受けた法人の税額に係る第五十三条第四項又は第三百二十二条の八第四項の規定の適用については、これらの規定中「五年」とあるのは「七年」とする。

附則第九条の見出し中「法人の」を削り、同条中第三項を第四項とし、同項の前に次の一項を加え。る。

3 租税特別措置法第二十八条の四の規定により読み替えて適用される所得税法第百四十条の規定によつて所得税の還付を受けた者の昭和四十六年又は昭和四十七年において生じた同法第二条第一項第二十五号の純損失の金額のうち当該還付を受けた所得税の額の計算の基礎となつた純損失の金額に係る第七十二条の十七第六項の規定の適用については、同項中「三年」とあるのは、「五年」とする。

附則第十一一条第一項中「昭和四十七年三月三十日」を「昭和五十一年三月三十一日」に改め、同条第二項中「昭和四十七年三月三十一日」を「昭和四十九年三月三十一日」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(不動産取得税の減額等)

第十一条の二 道府県は、附則第十九条の二第一項に規定する市街化区域農地を譲渡した者が都市計画法第七条第一項に規定する市街化区域外の土地を当該譲渡の日前一年の期間内に取得していた場合又は当該譲渡の日から一年以内に取得した場合において、その者が当該土地の取得の日から引き続き五年以上当該土地を農地とし

課する軽自動車税に係る地方団体の徴収金に係る
る売主の納付の義務を免除するものとする。

2 前項の規定は、第四百四十二条の二第二項に規定する軽自動車等の売主から前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときに限り、適用する。

第四百八十九条第一項第十三号中「、焼成りん肥にりん酸液を作用させた肥料」を削り、同項第二十二号の四中「限る。」の下に「及び無水フタル酸」を加え、同条第二項中「無水フタル酸」を削り、「及び合成グリセリン」を「、合成グリセリン」に改め、「含む。」の下に「及びアクリル酸(プロピレンを原料とするものに限る。」を加え、同条第四項中「として設置された電灯、電気融雪装置その他の施設」に改め、同条第十項中「及び第九十八条第一項」を削り、「並びに」を「、これらの学校の教育に準ずる教育を行なう政令で定める施設及び」に改める。

第四百九十条の二第一項中「七百円」を「八百円」に、「千四百円」を「千六百円」に改める。

第七百二条第二項中「、第十九項又は第二十項」を「又は第十九項」に改める。

附則第四条の見出し中「課税標準」を「課税標準等」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条とし、同条に次の一項を加える。

2 租税特別措置法第二十八条の四の規定により読み替えて適用される所得税法第百四十条の規定によつて所得税の還付を受けた者の昭和四十六年又は昭和四十七年において生じた同法第二条第一項第二十五号の純損失の金額のうち当該還付を受けた所得税の額の計算の基礎となつた純損失の金額に係る第三十二条第八項又は第三百十三条第八項の規定の適用については、これらの規定中「三年」とあるのは、「五年」とする。

附則第八条に次の一項を加える。

2 租税特別措置法第六十八条の三の規定により読み替えて適用される法人税法第八十一条の規

定によつて法人税の還付を受けた法人の当該還付を受けた法人の税額に係る第五十三条第四項又は第三百二十二条の八第四項の規定の適用については、これらの規定中「五年」とあるのは、「七年」とする。

附則第九条の見出し中「法人の」を削り、同条中第三項を第四項とし、同項の前に次の二項を加える。

3 租税特別措置法第二十八条の四の規定により読み替えて適用される所得税法第一百四十条の規定によつて所得税の還付を受けた者の昭和四十六年又は昭和四十七年ににおいて生じた同法第二条第一項第二十五号の純損失の金額のうち当該還付を受けた所得税の額の計算の基礎となつた純損失の金額に係る第七十二条の十七第六項の規定の適用については、同項中「三年」とあるのは、「五年」とする。

附則第十一條第一項中「昭和四十七年三月三十日」を「昭和五十二年三月三十一日」に改め、同条第二項中「昭和四十七年三月三十一日」を「昭和四十九年三月三十一日」に改め、同条の次に次の一項を加える。

(不動産取得税の減額等)

第十一條の一 道府県は、附則第十九条の二第一項に規定する市街化区域農地を譲渡した者が都市計画法第七条第一項に規定する市街化区域外の土地を当該譲渡の日前一年の期間内に取得して使用すると認められるときは、当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が昭和五十七年三月三十一日までに行なわれたときに限り、当該税額から当該譲渡した土地の固定資産課税台帳に登録された価格(当該譲渡した土地の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合にあつては、政令で定めるところにより、道府県知事が第三百八十八条第

一項の固定資産評価基準によつて決定した価格に相当する額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。ただし、当該土地の取得について前条第二項の規定の適用がある場合における当該土地の取得については、この限りでない。

官報(号外)

2 前条第三項の規定は前項に規定する土地の取得につき第七十三条の十四第十二項の規定の適用がある場合について、第七十三条の二十五から第七十三条の二十七までの規定は前項に規定する土地の取得に対して課する不動産取得税の税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る地方団体の徴収金の還付について、準用する。この場合において、第七十三条の二十五第一項中「前条第一項第一号」とあるのは「附則第十一條の二第一項」と、「二年」とあるのは「五年」と、「同号」とあるのは「同項」と、第七十三条の二十三の「十六第一項中」「第七十三条の二十一項第一号」とあるのは「附則第十一條の二第一項」と、「同号」とあるのは「同項」と、「同号」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

附則第十四条第一項中「昭和四十六年度」を「昭和四十九年度」に改める。

附則第十五条第二項中「昭和四十七年一月一日」を「昭和五十年一月一日」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「その他の設備」の下に「で自治省令で定めるもの」を加え、「であつて、当該組合の組合員のうち租税特別措置法第十一條第一項の表の第二号に掲げる個人又は同法第四十三條第一項の表の第二号に掲げる法人が使用するそれこれらの規定の適用を受けるもの」を加え、「で租税特別措置法第十一條第一項の表の第一号若しくは第二号又は同法第四十三條第一項の表の第一号若しくは第二号に掲げるもの」を削り、同項を同

条第五項とし、同条第七項中「昭和四十七年一月一日」を「昭和五十年一月一日」に改め、同項を同

項ずつ繰り上げ、同条第十一項中「昭和四十七年三月三十一日」を「昭和四十九年三月三十一日」に改め、同項を同条第十項とし、同条に次の二項を

加える。

11 第三百四十九条の四第四項の規定の適用について、昭和四十七年度分の固定資産税に限り、同項中「制定又は改廃」とあるのは、「制定若しくは改廃又は経済情勢の著しい変化」とす

る。

附則第二十条中「第二十項」を「第十九項」に改め

る。

附則第三十一条の見出し中「税率等」を「税率」に改め、同条第一項から第三項までの規定中「昭和四十七年五月三十一日」を「昭和五十年五月三十一日」に改め、同条第四項を削る。

附則中第三十二条を削り、第三十二条の二を第三十二条とし、第三十二条の三を第三十二条の二とす

る。

附則第三十四条第三項第一号中「第七項」を「第六項」に改める。

附則第三十七条を削る。

附則

第一条 この法律は、昭和四十七年四月一日から施行する。ただし、第四百八十九条第一項、第二項、第四項及び第十項の改正規定並びに附則第三十一条第四項を削る改正規定は、同年六月一日から施行する。

(道府県民税に関する規定の適用)
第二条 改正後の地方税法(以下「新法」という。)の規定中個人の道府県民税に関する部分は、昭和四十七年度分の個人の道府県民税から適用

し、昭和四十六年度分までの個人の道府県民税は第二号又は同法第四十三條第一項の表の第一号

ついては、昭和四十七年度分の個人の道府県民税に限り、同号中「十七万円」とあるのは、「十六万五千円」とする。

(事業税に関する規定の適用)

第三条 新法第七十二条の四第八第三項の規定は、昭和四十七年四月一日(以下「施行日」とい

う。)以後に終了する事業年度分の法人の事業税から適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。

第四項に定めるものを除き、新法の規定中個人の事業税に関する部分は、昭和四十七年度分までの個人の事業税から適用し、昭和四十六年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

第五条 新法第七十二条の十七第三項第一号の規定の適用については、昭和四十七年度分の個人の事業税に限り、同号中「十七万円」とあるのは、「十六万五千円」とする。

第六条 新法第七十二条の五十五の二の規定は、昭和四十八年度分の個人の事業税から適用し、昭和四十七年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する規定の適用)

第四条 新法の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(娛樂施設利用税に関する規定の適用)

第五条 新法第七十五条及び第七十八条の規定は、施行日以後における施設の利用に対して課すべき娯楽施設利用税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する娯楽施設利用税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する規定の適用)

第六条 新法第四百四十九条の二の規定は、昭和四十七年度分の軽自動車税から適用し、昭和四十六年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

(電気ガス税に関する規定の適用)

第七条 新法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、昭和四十七年度分の個人の市町村民税から適用し、昭和四十六年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

(市町村民税に関する規定の適用)

四項及び第十項の規定は、昭和四十七年六月一日以後に使用する電気又はガスに対して課すべき電気ガス税(特別徴収に係る電気ガス税)については、同日以後に収納すべき料金に係るもの)について適用し、同日前に使用した電気又はガスに対して課する電気ガス税(特別徴収に係る電気ガス税)にあつては、同日前に収納した又は収納すべきであつた料金に係るもの)につきは、なお従前の例による。

2 新法第四百九十条の二第一項の規定は、施行日以後に使用する電気又はガスに対して課すべき電気ガス税(特別徴収に係る電気ガス税)については、同日以後に収納すべき料金に係るもの)について適用し、同日前に使用した電気又はガスに対して課する電気ガス税(特別徴収に係る電気ガス税)にあつては、同日前に収納した又は収納すべきであつた料金に係るもの)については、なお従前の例による。

(罰則に関する規定の適用)
第十一條 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお効力を有するものとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)
第十二条 前各条に定めるもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めること。
(国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正)
第十三条 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(昭和三十一年法律第八十二号)

の一部を次のように改正する。
第二条第六項中「第二号の七」を「第一号の八」に改める。

附則第十六項の表の第四号中「当該橋りより」に係る」を削る。

下「新交納付金法」という。)第二条第六項の規定中地方税法第三百四十八条第二号の八に掲げる固定資産に類するものに関する部分及び新交納付金法附則第十六項の表の第四号の規定中橋りように係る線路設備等以外の線路設備等に関する部分は、昭和四十六年四月一日以後において建設され、又は取得されたこれらの規定に規定する固定資産又は線路設備等について、昭和四十八年度分の市町村納付金から適用する。

第二十九条の六 昭和四十七年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、市町村は、附則第十九条の三第一項の表の第一号に掲げる市街化区域農地(当該農地で市街地内に点在するものについては都市の緑化に寄与し、又は将来緑地として残すことが適当であると認められるものとする。)(以下「特例対象農地」という。)に對して課する固定資産税又は都市計画税については、当該特例対象農地に係る固定資産税額又は都市計画税額と当該特例対象農地が当該年度に係る賦課期日において市街化区域農地以外の農地であつたものとみなして附則第十九条又は附則第二十六条の規定によつて算定した税額との差額に相当する額を当該特例対象農地に係る固定資産税額又は都市計画税額からそれぞれ減額するものとする。

2 市町村長は、前項の規定により固定資産税額又は都市計画税額を減額する場合においては、農地課税審議会の議を経て、附則第十九条の三第一項の表の第一号に掲げる市街化区域農地が特例対象農地に該当するかどうかの認定をしなければならない。(農地課税審議会)

第二十九条の七 前条第二項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議させるため、市町村に、農地課税審議会を置く。

2 農地課税審議会は、農業に關し学識経験のある者、都市計画に關し学識経験のある者及びその他の学識経験のある者のうちから市町村長が任命する者をもつて組織する。

3 前項に定めるもののはか、農地課税審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、市町村の条例で定める。

第二十九条の六 昭和四十七年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、市町村は、附則第十九条の三第一項の表の第一号に掲げる市街化区域農地(当該農地で市街地内に点在するものについては都市の緑化に寄与し、又は将来緑地として残すことが適当であると認められるものとする。)(以下「特例対象農地」という。)に對して課する固定資産税又は都市計画税については、当該特例対象農地に係る固定資産税額又は都市計画税額と当該特例対象農地が当該年度に係る賦課期日において市街化区域農地以外の農地であつたものとみなして附則第十九条又は附則第二十六条の規定によつて算定した税額との差額に相当する額を当該特例対象農地に係る固定資産税額又は都市計画税額からそれぞれ減額するものとする。

2 市街化区域農地に對して課する固定資産税及び都市計画税については、課税の適正化を図るため市街化の形成状況等を総合的に考慮して検討を加え、その結果に基づき、昭和四十八年度分の固定資産税及び都市計画税から適用されるよう必要な措置が講ぜられるべきものとする。

八」に改める。

第二条第六項中「第二号の七」を「第一号の八」に改める。

第二十九条の六 昭和四十七年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、市町村は、附則第十九条の三第一項の表の第一号に掲げる市街化区域農地(当該農地で市街地内に点在するものについては都市の緑化に寄与し、又は将来緑地として残すことが適当であると認められるものとする。)(以下「特例対象農地」という。)に對して課する固定資産税又は都市計画税については、当該特例対象農地に係る固定資産税額又は都市計画税額と当該特例対象農地が当該年度に係る賦課期日において市街化区域農地以外の農地であつたものとみなして附則第十九条又は附則第二十六条の規定によつて算定した税額との差額に相当する額を当該特例対象農地に係る固定資産税額又は都市計画税額からそれぞれ減額するものとする。

2 市街化区域農地に對して課する固定資産税及び都市計画税については、課税の適正化を図るため市街化の形成状況等を総合的に考慮して検討を加え、その結果に基づき、昭和四十八年度分の固定資産税及び都市計画税から適用されるよう必要な措置が講ぜられるべきものとする。

例で定める。

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則

2 市街化区域農地に對して課する固定資産税及び都市計画税については、課税の適正化を図るため市街化の形成状況等を総合的に考慮して検討を加え、その結果に基づき、昭和四十八年度分の固定資産税及び都市計画税から適用されるよう必要な措置が講ぜられるべきものとする。

〔審査報告書は都合により第十二号末尾に掲載〕

〔審査報告書は都合により第十二号末尾に掲載〕
右の本院提出案をここに送付する。
昭和四十七年三月三十日
地方税法の一部を改正する法律案
参議院議長 河野 謙三殿

〔審査報告書は都合により第十二号末尾に掲載〕
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十七年三月三十日
参議院議長 河野 謙三殿

〔審査報告書は都合により第十二号末尾に掲載〕
航空機燃料譲与税法案
参議院議長 河野 謙三殿

〔審査報告書は都合により第十二号末尾に掲載〕
航空機燃料譲与税法案
参議院議長 河野 謙三殿

〔審査報告書は都合により第十二号末尾に掲載〕
航空機燃料譲与税法案
参議院議長 河野 謙三殿

2 空港関係市町村とは、空港(空港整備法(昭和三十一年法律第八十号)第二条第一項に規定する。

る空港又は国内航空に従事する航空機が使用する公共の飛行場として政令で定める飛行場をいう。以下同じ。)の所在する市町村(その区域外に空港を設置している市町村を含む。次条第一項第一号において同じ。)及びこれに隣接する市町村で、自治大臣が指定するものをいう。

(譲与の基準)

第二条 航空機燃料譲与税は、空港関係市町村に対し、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に掲げる基準によりあん分して譲与するものとする。

一 空港の所在する市町村 当該空港において収納されるべき国内航空に従事する航空機に係る着陸料の収入額(一の空港につき当該市町村の数が一以上である場合にあっては、当該収入額を、空港の面積、空港に係る施設の所在の状況その他の事情を参酌して、自治省令で定めるところによりあん分した額)

二 航空機の騒音が特に著しいと認められる空港で政令で定めるものに係る市町村 当該空港に係る航空機の騒音が特に著しい地区とし

て自治省令で定める地区内の世帯數

2 前項の場合においては、航空機燃料譲与税の三分の一の額を同項第一号の着陸料の収入額に算定するものとする。

3 第一項第一号の着陸料の収入額及び同項第二号の世帯數は、自治省令で定めるところにより算定するものとする。ただし、空港の管理の態容、航空機の騒音により生ずる障害の程度その他的事情を参照して、自治省令で定めるところにより補正することができる。

(譲与時期及び譲与時期ごとの譲与額)

第三条 航空機燃料譲与税は、毎年度、次の表の上欄に掲げる時期に、それぞれ当該下欄に定める額を譲与する。

譲与時期	譲与時期ごとに譲与すべき額
九月	前年度三月における同月において収納すべき航空機燃料税の収入額の見込額と同月において納めた航空機燃料税の収入額との差額を四月から八月までの収入額に加算し、又はこれから減額した額の十三分の二に相当する額
三月	九月から二月までの間の収納に係る航空機燃料税の収入額と三月において収納すべき航空機燃料税の収入額との合計額の十三分の二に相当する額

2 前項に規定する各譲与時期ごとに譲与することができなかつた金額があるとき、又は各譲与時期において譲与すべき金額をこえて譲与した金額があるときは、それぞれ当該金額を、次の譲与時期に譲与すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。

(譲与時期ごとの譲与額の計算)

第四条 各空港関係市町村に対する前条第一項に規定する各譲与時期ごとに譲与すべき航空機燃料譲与税の額として前二条の規定を適用して計算した金額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を控除した金額をもつて、当該各譲与時期ごとに譲与すべき航空機燃料譲与税の額とする。

(譲与額の算定に用いる資料の提出義務)

第五条 空港関係市町村の長は、自治省令で定めるところにより、航空機燃料譲与税の額の算定に用いる資料を、都道府県知事を経由して、自治大臣に提出しなければならない。

(都の特例)

第六条 空港が都の特別区の存する区域に所在している場合においては、都に対して譲与する。この場合においては、都を市とみなして、この法律の規定を適用する。

(施行期日)

第六条 自治大臣は、航空機燃料譲与税を空港関

係市町村に譲与した後において、その譲与した額の算定に錯誤があつたため、譲与した額を増加し、又は減少する必要が生じたときは、自治省令で定めるところにより、当該増加し、又は減少すべき額を、錯誤があつたことを発見した日以後に到来する譲与時期において譲与すべき額に加算し、又はこれから減額した額をもつて当該譲与時期において空港関係市町村に譲与すべき額とする。

(航空機燃料譲与税の用途)

第七条 空港関係市町村は、譲与を受けた航空機燃料譲与税の総額を航空機の騒音により生ずる障害の防止、空港及びその周辺の整備その他の政令で定める空港対策に関する費用に充てなければならない。

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十

七年度分の航空機燃料譲与税から適用する。

(昭和四十七年度の特例)

2 昭和四十七年度に限り、第三条第一項の表中

「前年度三月における同月において収納すべき

航空機燃料税の収入額の見込額と同月において

収納した航空機燃料税の収入額との差額を四月

から八月までの間の収納に係る航空機燃料税の
収入額に加算し、又はこれから減額した額」と
あるのは、「四月から八月までの間の収納に係
る航空機燃料税の収入額」とする。

(地方交付税法の一部改正)

3 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一

号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「及び自動車重量譲与税」を
「、自動車重量譲与税及び航空機燃料譲与税」に
改め、同条第三項の表市町村の項中第十五号を
第十六号とし、第十四号の次に次のようないかえ
る。

—十五 航空機燃料譲与税—
額及び世帯数—

前項の規定による改正後の地方交付税法第十
四条の規定は、昭和四十七年度分の地方交付税
から適用する。

(自治省設置法の一部改正)

5 自治省設置法(昭和二十七年法律第一百六十

一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三十三号の四及び第三十三号
の五中「特別とん譲与税」の下に「及び航空機燃
料譲与税」を加える。

第十三条第一号中「特別とん譲与税」の下に

「、航空機燃料譲与税」を加え、同条第八号及び
第九号中「特別とん譲与税」の下に「及び航空機

燃料譲与税」を加え、同条第十号中「特別とん

譲与税法」を下に「(昭和三十二年法律第七十七

号)」を、「をい」との下に「及び航空機燃料譲
与税を譲与すべき空港関係市町村(航空機燃料

譲与税法(昭和四十七年法律第一号)第一条

号)」を、「をい」との下に「、自動車重量

譲与税法(昭和四十七年法律第一号)第一條

号)」を、「をい」との下に「、自動車重

量譲与税、航空機燃料譲与税」を加え、「及び

当該特別とん譲与税」を「並びに当該特別とん譲
与税、自動車重量譲与税及び航空機燃料譲与
税」に改める。

別とん譲与税並びに「を「特別とん譲与税、航空
機燃料譲与税並びに」に改める。

第十七条第四号の三中「特別とん譲与税」の下

に「及び航空機燃料譲与税」を加える。

の整備のための国の財政上の特別措置に関する
法律等の一部改正)

6 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等

の整備のための国の財政上の特別措置に関する
法律等の一部改正

〔玉置猛夫君登壇、拍手〕

○玉置猛夫君　ただいま議題となりました三法律

案のうち、内閣提出の地方税法の一部を改定する
法律案は、住民負担の軽減合理化をはかるため、

住民税の所得控除及び事業税の事業主控除の額の
引き上げ、固定資産税等の非課税範囲の拡大、電
気ガス税の免税点の引き上げ等の措置を講ずると
ともに、規定の整備を行なおうとするものであります。

次に掲げる規定中「算定した特別とん譲与税」
の下に「、自動車重量譲与税及び航空機燃料譲
与税」を、「特別とん譲与税」の下に「、自動車
重量譲与税、航空機燃料譲与税」を加え、「及び

当該特別とん譲与税」を「並びに当該特別とん譲
与税、自動車重量譲与税及び航空機燃料譲与
税」に改める。

衆議院提出の地方税法の一部を改定する法律案

は、昭和四十七年度から段階的に固定資産税及び
都市計画税の税負担を増加せしめることとしてお

ります市街化区域内のいわゆるA農地のうち、耕
作の用に供されていると認められるもの等につい

て、従前の税負担との差額を減額するよう特例措
置を講じようとするものであります。

次に、航空機燃料譲与税法案は、空港関係市町

村の空港対策財源を充実するため、航空機燃料譲
与税として、航空機燃料税の収入額の十三分の一

第四条第一項

三 産炭地域振興臨時措置法第十二条第三項

の整備のための国の財政上の特別措置に関する
法律等の一部改正

〔玉置猛夫君登壇、拍手〕

○玉置猛夫君　ただいま議題となりました三法律

案のうち、内閣提出の地方税法の一部を改定する
法律案は、住民負担の軽減合理化をはかるため、

住民税の所得控除及び事業税の事業主控除の額の
引き上げ、固定資産税等の非課税範囲の拡大、電
気ガス税の免税点の引き上げ等の措置を講ずると
ともに、規定の整備を行なおうとするものであります。

次に掲げる規定中「算定した特別とん譲与税」
の下に「、自動車重量譲与税及び航空機燃料譲
与税」を、「特別とん譲与税」の下に「、自動車
重量譲与税、航空機燃料譲与税」を加え、「及び

当該特別とん譲与税」を「並びに当該特別とん譲
与税、自動車重量譲与税及び航空機燃料譲与
税」に改める。

衆議院提出の地方税法の一部を改定する法律案

は、昭和四十七年度から段階的に固定資産税及び
都市計画税の税負担を増加せしめることとしてお

ります市街化区域内のいわゆるA農地のうち、耕
作の用に供されていると認められるもの等につい

て、従前の税負担との差額を減額するよう特例措
置を講じようとするものであります。

次に、航空機燃料譲与税法案は、空港関係市町

村の空港対策財源を充実するため、航空機燃料譲
与税として、航空機燃料税の収入額の十三分の一

のための国の財政上の特別措置に関する法律

に相当する額を空港関係市町村に譲与することとし、そのために必要な規定を整備しようとするものであります。

委員会における三法律案についての質疑の詳細は、会議録によつて御承知願います。

内閣提出の地方税法の一部を改正する法律案について質疑を終わり、討論に入りましたところ、自由民主党を代表して増田委員より賛成の意見が、日本社会党を代表して占部委員、公明党を代表して上林委員、民社党を代表して中沢委員、日本共産党を代表して河田委員の各委員より反対の意見がそれぞれ述べられ、採決の結果、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

内閣提出の地方税法の一部を改正する法律案に対する御承知願います。

○議長(河野謙三君) は、それぞれ附帯決議を付しております。以上御報告いたします。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたします。

○議長(河野謙三君) まず、内閣提出にかかる地方税法の一部を改正する法律案の採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(河野謙三君) 「賛成者起立」

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。

本日はこれにて散会いたします。

午後八時散会

出席者は左のとおり。

他の二法律案については、それぞれ質疑を終わり、討論に入りましたが、別に発言もなく、採決の結果、衆議院提出の地方税法の一部を改正する法律案は多数をもつて、航空機燃料譲与税法案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決

定いたしました。

て、本案は可決されました。

原田 立君 中尾 辰義君

木島 則夫君 柴田利右エ門君

中村 登美君 上林繁次郎君

矢追 秀彦君 三木 忠雄君

阿部 憲一君 萩原謙香子君

久次米健太郎君 峰山 昭範君

田代富士男君 柏原 ヤス君

黒柳 明君 川上 猥治君

中沢伊登子君 沢田 実君

熊谷太三郎君 濱田 邦彦君 鈴木 一弘君

高山 恒雄君 宮崎 正義君 向井 長年君

小平 芳平君 温水 三郎君

森 八三一君 漢田 幸雄君

喜屋武真榮君 村尾 重雄君 小山邦太郎君

野末 和彦君 原 文兵衛君 中村 正雄君

内田 善利君 竹内 藤男君 白木義一郎君

藤原 房雄君 高橋 邦雄君 志村 愛子君

古賀雷四郎君 黒住 忠行君

○議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よつて、本案は可決されました。

○議長(河野謙三君) 次に、衆議院提出にかかる

地方税法の一部を改正する法律案の採決をいたし

ます。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よつて、本案は可決されました。

○議長(河野謙三君) 「賛成者起立」

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。

本日はこれにて散会いたします。

午後八時散会

出席者は左のとおり。

議員 議長 河野謙三君

副議長 森 八三一君

堀出 啓典君 喜屋武真榮君

野末 和彦君 山田 勇君

内田 善利君 藤原 房雄君

竹内 藤男君 高橋 邦雄君

古賀雷四郎君 黒住 忠行君

小林 国司君	今 春曉君	川野辺 静君	河本嘉久藏君	増原 恵吉君	赤間 文三君	八木 一郎君	山本 利壽君
大松 博文君	玉置 猛夫君	金井 元彦君	片山 正英君	斎藤 昇君	林田悠紀夫君	山下 春江君	羽生 三七君
永野 鎮雄君	山崎 五郎君	梶木 又三君	岩本 政一君	船田 讓君	伊部 真君	加藤シヅエ君	藤原 道子君
石原慎太郎君	長田 裕二君	長屋 茂君	増田 盛君	嶋崎 均君	鶴園 哲夫君	鈴木 強君	辻 一彦君
石本 茂君	佐田 一郎君	矢野 登君	山本敬三郎君	上田 哲君	工藤 良平君	片岡 勝治君	須原 昭二君
鬼丸 勝之君	安田 隆明君	渡辺一太郎君	鈴木 省吾君	星野 重次君	佐々木静子君	水口 宏三君	小笠原貞子君
藤田 正明君	源田 実君	山崎 竜男君	高田 浩運君	前川 旦君	竹田 現照君	加藤 進君	小笠原貞子君
長谷川 仁君	二木 謙吾君	佐藤 一郎君	寺本 広作君	山内 一郎君	戸田 篤雄君	神沢 净君	和田 静夫君
土屋 義彦君	栗原 祐幸君	久保田藤麿君	鹿島 俊雄君	宮崎 正雄君	柳田桃太郎君	竹田 四郎君	和田 静夫君
米田 正文君	津島 文治君	植木 光教君	玉置 和郎君	野々山 三三君	杉原 一雄君	大谷 大願君	和田 静夫君
徳永 正利君	丸茂 重貞君	町村 金五君	橋 直治君	森中 守義君	安永 英雄君	塚田 大願君	田中美寿美子君
平島 敏夫君	江藤 智君	岡本 悟君	大森 久司君	西村 尚治君	和藤 有作君	森 勝治君	村田 秀三君
鍋島 直紹君	新谷寅三郎君	高橋文五郎君	橋 直治君	高橋雄之助君	松本 賢一君	松本 賢一君	伊藤 秀三君
植竹 春彦君	木内 四郎君	大谷藤之助君	前田佳都男君	森中 守義君	星野 力君	林 虎雄君	伊藤 秀三君
杉原 荒太君	松平 勇雄君	小笠 公韶君	西村 閑一君	後藤 義隆君	松本 賢一君	小林 武君	阿良根 登君
郡 祐一君	柴田 栄君	前田佳都男君	伊藤 五郎君	白井 勇君	星野 力君	林 虎雄君	瀬谷 英行君
安井 謙君	古池 信三君	西村 閑一君	西村 閑一君	後藤 義隆君	森 勝治君	村田 秀三君	中村 英男君
岩動 道行君	細川 譲熙君	内藤登三郎君	森中 守義君	白井 勇君	和藤 有作君	須藤 五郎君	森 元治郎君
佐藤 隆君	上田 稔君	平井 太郎君	白井 勇君	後藤 義隆君	和藤 有作君	山崎 昇君	田口長治郎君
迫水 久常君	劍木 亨弘君	柴田 栄君	伊藤 五郎君	白井 勇君	和藤 有作君	渡辺 武君	山崎 昇君
西田 信一君	青木 一男君	塙見 俊二君	西村 閑一君	白井 勇君	和藤 有作君	矢山 有作君	佐部 秀男君
平泉 渚君	森 元治郎君	大竹平八郎君	伊藤 五郎君	白井 勇君	和藤 有作君	渡辺 武君	山崎 昇君
田口長治郎君	瀬谷 英行君	阿良根 登君	西村 閑一君	後藤 義隆君	和藤 有作君	須藤 五郎君	佐部 秀男君
山崎 昇君	山崎 昇君	渡辺 武君	伊藤 五郎君	白井 勇君	和藤 有作君	矢山 有作君	佐部 秀男君

昭和四十七年三月三十一日 参議院会議録第九号

議長の報告事項

大矢 正君	横川 正市君	労働大臣 塚原 俊郎君	年九月十五日にローマで署名された議定書の締結について承認を求めるの件
小柳 勇君	戸叶 武君	建設大臣 西村 英一君	去る二十七日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。
河田 賢治君	岩間 正男君	自治大臣 渡海元三郎君	国際民間航空条約の改正に関する千九百七十一
加瀬 完君	吉田忠三郎君	国務大臣 江崎 真澄君	年三月十二日にニューヨークで署名された議
小野 明君	田中 一君	国務大臣 大石 武一君	定書の締結について承認を求めるの件
足鹿 覚君	成瀬 輝治君	国務大臣 木内 四郎君	国際民間航空条約第五十六条の改正に関する千
秋山 長造君	野坂 參三君	国務大臣 木村 俊夫君	九百七一年七月七日にヴィーンで署名された
春日 正一君		国務大臣 竹下 登君	議定書の締結について承認を求めるの件
國務大臣	佐藤 繁作君	國務大臣 中村 寅太君	所得に対する租税に関する二重課税の回避及び
内閣總理大臣		國務大臣 山中 貞則君	脱税の防止のための日本国とフィンランド共和
法務大臣	前尾繁三郎君	國務大臣 中村 利次君	国との間の条約の締結について承認を求めるの
外務大臣	福田 赴夫君	内閣委員	件
大蔵大臣	水田三喜男君	大蔵委員	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指
文部大臣	高見 三郎君	栗林 卓司君	名した。
厚生大臣	斎藤 昇君	中村 利次君	同日議長において、左の特別委員の登任を許可し
農林大臣	赤城 宗徳君	大蔵委員	た。
通商産業大臣	田中 角榮君	災害対策特別委員	同日議長において、左の特別委員の補欠を左の通り指
運輸大臣	丹羽喬四郎君	高橋文五郎君	名した。
郵政大臣		園田 清充君	た。
			同日本院は、左の件を議決した旨内閣に通知し
			同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付さ
			れた。よつて議長は即日これを社会労働委員会に
			付託した。
			照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書
			国際民間航空条約の改正に関する千九百七十一
			年三月十二日にニューヨークで署名された議
			定書の締結について承認を求めるの件
			国際民間航空条約第五十六条の改正に関する千
			九百七一年七月七日にヴィーンで署名された
			議定書の締結について承認を求めるの件
			所得に対する租税に関する二重課税の回避及び
			脱税の防止のための日本国とフィンランド共和
			国との間の条約の締結について承認を求めるの
			件
			準備預金制度に関する法律の一部を改正する法
			律案
			地方行政連絡会議法等の一部を改正する法律案
			警察法の一部を改正する法律案
			災害対策特別委員
			園田 清充君
			同日本院は、左の件を議決した旨内閣に通知し
			同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付さ
			れた。よつて議長は即日これを社会労働委員会に
			付託した。
			日本放送協会昭和四十四年度財産目録、貸借対
			照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書
			国際民間航空条約の改正に関する千九百七十一
			年三月十二日にニューヨークで署名された議
			定書の締結について承認を求めるの件
			国際民間航空条約第五十六条の改正に関する千
			九百七一年七月七日にヴィーンで署名された
			議定書の締結について承認を求めるの件
			所得に対する租税に関する二重課税の回避及び
			脱税の防止のための日本国とフィンランド共和
			国との間の条約の締結について承認を求めるの
			件
			準備預金制度に関する法律の一部を改正する法
			律案
			地方行政連絡会議法等の一部を改正する法律案
			警察法の一部を改正する法律案
			災害対策特別委員
			園田 清充君
			同日本院は、左の件を議決した旨内閣に通知し
			同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付さ
			れた。よつて議長は即日これを社会労働委員会に
			付託した。

昨三十日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。	農林水産委員会	平泉 渉君	寄生虫病予防法の一部を改正する法律案	報告書
内閣委員	野坂 参三君	重宗 雄三君	社会労働委員会に付託	閑税定率法等の一部を改正する法律案可決報告書
法務委員	平泉 渉君	大橋 和孝君	同	航空機燃料税法案可決報告書
同	佐野 芳雄君	佐野 芳雄君	同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。	放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求める件議決報告書
農林水産委員	重宗 雄三君	重宗 雄三君	同日運輸委員会において当選した理事は左の通りである。	昭和四十七年度一般会計暫定予算
同	岩間 正男君	岩間 正男君	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを地方行政委員会に付託した。	昭和四十七年度政府関係機関暫定予算
予算委員	鈴木 省吾君	鈴木 省吾君	同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。	同日衆議院から、同院において修正議決した左の議案が提出された。よつて議長は即日これを社会労働委員会に付託した。
決算委員	梶木 又三君	梶木 又三君	同日衆議院から、同院において修正議決した左の議案が提出された。よつて議長は即日これを社会労働委員会に付託した。	警察法の一部を改正する法律案
同	佐野 芳雄君	佐野 芳雄君	同日衆議院から左の議案が提出された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。	地方行政連絡会議法等の一部を改正する法律案
大橋 和孝君	大橋 和孝君	大橋 和孝君	同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。	原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律
同	岩間 正男君	岩間 正男君	同日委員長から左の報告書が提出された。	警察法の一部を改正する法律案
内閣委員	鈴木 省吾君	鈴木 省吾君	同日委員長から左の報告書が提出された。	地方行政連絡会議法等の一部を改正する法律案
法務委員	梶木 又三君	梶木 又三君	同日委員長から左の報告書が提出された。	裁判所職員定員法の一部を改正する法律案可決報告書
同	野坂 参三君	野坂 参三君	本日委員長から左の報告書が提出された。	本日委員長から左の報告書が提出された。
官報 (号外)	地方行政委員会に付託した。	地方行政委員会に付託した。	地方行政委員会に付託した。	地方行政委員会に付託した。

昭和四十七年三月三十一日 参議院会議録第九号

昭和四十七年度一般会計暫定予算、昭和四十七

年度特別会計暫定予算及び昭和四十七年度政府

関係機関暫定予算可決報告書

地方税法の一部を改正する法律案(關法第二十六
号)可決報告書

地方税法の一部を改正する法律案(衆第一六号)

可決報告書

航空機燃料譲与税法案可決報告書

昭和四十七年三月三十一日 參議院全議録第九号

明治三十五年三月三十日
第三種郵便物可

定価一部五十円
(配送料共)
発行所
東京都港区赤坂一丁目二番地 郵便番号一〇七
大藏省印刷局
電話 東京 五八二 四四一(大代)